

512

221



0006667-001

512-221

立憲政友会史


立憲政友会史編纂部・編

立憲政友会史編纂部

第5-7卷

昭和8

ABF



1978

菊池悟郎編輯
川村竹治監修

立憲政友會史 第五卷

高橋總裁時代

立憲政友會史編纂部



高橋是清氏

立憲政友會總裁時代の寫眞

神清智明

是清

緒言

一、立憲政友會史は小林雄吾氏の編纂により、伊藤總裁時代（第一卷）、西園寺總裁時代（第二卷、第三卷）、原總裁時代（第四卷）まで出版せられてあるが、其後の分は未だ出版せられず、而して小林氏は既に逝いた。依つて余は其志を繼ぎ、先年來續篇の發行を計畫し、編纂漸く成りて今回高橋總裁時代（第五卷）、田中總裁時代（第六卷）、犬養總裁時代（第七卷）を出版することゝなつた。編纂者を異にし又出版所を異にするも、要するに連続したる政友會の歴史である。犬養總裁以後の分も追て編纂の計畫である。

一、黨派の消長盛衰定めなき中に、立憲政友會が三十年の永きに亘

りて、常に政界の中心勢力を占め天下の重きに任ずるは他に例を見ざる所で、政友會の歴史は我國憲政の發達史である。本史は事實を主眼とし評論を避けて、真相を傳ふることを期した。

一、編纂の體裁は大體前篇に則つたが、只文體だけは口語體に改めた。

一、本史編纂に付き、川村竹治氏は監修の勞を執られ、又政友會幹部諸氏が史料蒐集其他に多大の援助を與へられたことを深く感謝する次第である。

昭和八年十一月

菊池悟郎識

立憲政友會史

第五卷 高橋總裁時代 目次

第一章 新總裁推戴……………一

元老の意見一致 ◯高橋新内閣成立 ◯高橋新總裁推戴 ◯外交方針聲明 ◯高橋官長辭職 ◯東宮攝政御就任 ◯生活改善の緊急對策

第二章 第四十五議會……………一九

本會定時大會 ◯定時大會の宣言 ◯院外團大會 ◯院内役員 ◯協議員改選 ◯政務調査會設置 ◯衆議院常任委員長 ◯故原總裁追悼會 ◯各政派の勢力及方針 ◯施政方針演說 ◯財政計畫大要 ◯華府會議問題論戰 ◯鐵道網完成 ◯普選案否決 ◯陪審案審議未了 ◯昇格問題の波瀾 ◯過激社會運動取締法案 ◯政府提出重要法案 ◯重要建議案 ◯政友内閣の大鐵道網

第三章 議會閉會の前後……………九六

公選相談役制 ◯本部役員指名 ◯臨時政務調査會設立 ◯黨務員改選 ◯隈侯山公逝く ◯勅選議員發表 ◯英皇儲殿下奉迎

第四章 内閣改造計畫と總辭職……………一〇七

内閣改造計畫 内閣總辭職 幹部改造 江原貴族院議員逝去

第五章 加藤(友)内閣成立……………一二一

新内閣組織經過 新内閣の政綱 西伯利撤兵 海陸軍備制限着手 内大臣更迭 外交調査會廢止 東宮御成婚奉賀 本部地鎮祭 地方官更迭 被除名者復黨 革新俱樂部組織 根本代議士入會 外務次官更迭 勅選議員發表 渡歐渡支議員歸朝

第六章 第四十六議會……………一四一

年末休會前の波瀾 本會定時大會 定時大會の宣言 院外團大會 各派の勢力及方針 院内役員 協議員改選 政務調査會 常任委員選舉 施政方針演說 財政計畫大要 退職特別賜金 税法の改正 日支郵便條約問題 義務教育費増額 昇格案通過 地租委讓の議 農村振興の建議 因習打破の建議 陪審法案通過 普選案討議の騷擾 外交に關する決議案 重要法案 決議案濫出 劃時代的の陪審判

第七章 加藤内閣の最期……………二〇四

議會閉會後の議員總會 本部役員指名 臨時政務調査會 黨務員改選 相

談役の改選 實業同志會 日露豫備會議 加藤首相薨去

第八章 第二次山本内閣……………二一五

關東大震災 震災善後處理 甘粕事件 帝都復興計畫 震災善後策と本會 府縣會議員選舉 地方官更迭

第九章 第四十七議會……………二三一

黨内改革運動 本會の臨時大會 臨時大會の宣言 院内役員 政務調査會設置 各派の勢力及方針 首相藏相の演說 復興豫算の概要 火災保險問題 事後承諾案 田農相の辭職 議會閉會後の議員總會 虎ノ門事變

第十章 清浦内閣……………二六二

清浦首相の聲明 樞府議長親任 政友會の態度 總裁の聲明書 多數の脫會 政友本黨成る 第二憲政擁護運動 皇太子殿下御成婚

第十一章 第四十八議會……………二八五

本會定時大會 定時大會の宣言 院外團大會 各派の勢力及方針 首相外相の演說 前例破りの解散 解散理由書 總選舉期日 本部役員と選舉委員 政友會の政策宣明 護憲三派の大勝 總選舉後の議員總會 臨時政

務調査會 ◻選舉干渉調査會 ◻外債募集借換 ◻火災保險助成金 ◻排日移民法
成立 ◻清浦内閣辭職 ◻勅選議員發表

第十二章 加藤（高）内閣……………三二四

政務官の任命 ◻總裁の入閣聲明 ◻本會議員總會 ◻副總裁の設置 ◻中正俱樂部
部組織

第十三章 第四十九議會……………三二三

臨時大會の宣言 ◻院外團大會 ◻各派の勢力及方針 ◻衆議院議長の選舉 ◻新
内閣の政策 ◻追加豫算案 ◻重要法律案 ◻決議案及建議案 ◻松方公薨去

第十四章 議會閉會後の經過……………三七三

議會閉會後の議員總會 ◻行政財政の整理 ◻四個師團の廢止 ◻三團體聯合
大會

第十五章 第五十議會……………三八六

定時大會の宣言 ◻院外團大會 ◻院内役員 ◻協議員改選 ◻各派の勢力方針
◻施政方針演說 ◻財政計畫大要 ◻普選法成立 ◻貴族院令改正 ◻義務教育費
問題 ◻内閣不信任案 ◻重要法律案 ◻重要決議案 ◻重要建議案

第十六章 議會閉會後の經過……………四五〇

横田法相逝去 ◻法相の後任 ◻議會閉會後の議員總會 ◻本部役員の指名 ◻内
府宮相親任式 ◻牧野齋藤兩氏陞爵 ◻高橋總裁辭任

◻高橋總裁時代の總選舉當選者……………四五九

立憲政友會史

第五卷 高橋總裁時代

第三章 新總裁推戴

大正十年十一月四日夜、原首相兇刃に墮るゝや、總理大臣の職は一日も曠うする能はずと云ふのモ、取敢へず閣僚中の首席たる内田外相に對して臨時首相兼任の大命が下つた。勿論

これは臨時應急の處置に過ぎないのであつて、五日閣議を開いた上で、原首相の薨去に依り現内閣は其首班者を失つた譯であるから、此際總辭職をなすは當然の順序であると云ふことに決し、内田臨時首相は即刻閣僚全部の辭表を取纏めて午前十時半參内、拜謁の上辭表を捧呈したが、陛下からは「何分の沙汰あるまでは依然國務に盡瘁せよ」との御詔があつたので暫く政局の推移を俟つことゝなつた。

▲元老の意見一致 原首相兇變當時西園寺公は京都田中村にあり、變を聞き五日夕刻歸京し直ちに駿河臺の自邸に入り、山縣公は小田原古稀庵に滞在在中にして風邪發熱して歸京し得ず、松方侯は三田の自邸にあつたが、六日には後繼内閣御下問の段に入つて牧野宮相は小田原に山縣公を訪ひて聖旨を傳達し、西園寺公と松方侯は宮中に召されて親しく御下問を拜受し、爾來元老間の往來頻々として繰返された。就中八日の古稀庵に於る山、西兩公の會見が最も世間の注目を惹き、次で九日、西園寺公と平田東助子との會見に依て元老間の意嚮も略ぼ纏まるに至つた。即ち西園寺公を後繼に推す事に就ては元老間の一致熱望する所であつたけれども、其絶対に承引の意なきこと明瞭となるや、政局收拾の任を舉げて西園寺公に委するに至つた。仍て西園寺公は各方面の意嚮を參酌し、又今回の政變の性質からして閣僚中から後繼總理を選んで延長内閣を作るの最も妥當なることを認めた。若し總理大臣が暗殺されると直ぐ内閣が更るといふ事では、將來内閣を更迭させる最後の手段として、常に暗殺が行はれるやうな惡傾向を助長する嫌ひあり、又政友會は原氏といふ重石を失つたけれども衆議院には二百八十名の絶對多數を擁し、且つ貴族院の多數派とも依然諒解が続くものとす

れば政界の實力は矢張現内閣にあるのであるから、無力の者を立て、政争を滋くするよりは成るべく政局の安定を希望する意味からも延長内閣可なりとする意見で、閣僚中より抽くべき總理に付ては黨内の輿望高橋是清子にある事を確めたので、愈々同子奏薦の決意をなし、山縣、松方兩老の同意を得た。

茲に於てか西園寺公は十二日午前高橋子を駿河臺自邸に招致し、後繼推薦に關する經過を述べ、同氏を首相候補に推薦する事に元老間の議一致したる旨を述ぶる所あり。高橋子は公の推薦と政友會に於て舉黨一致の推薦あらば、萬難を排して國家の重責に當るべき旨を答へ退出した。次で西園寺公は政友會の岡崎總務を招致し、先刻高橋子を招致し、元老協議の結果後繼内閣首相候補に同子を推薦するに至りたるを告げ、同子も大體之を承認して歸りたる旨を傳ふる所あり。岡崎總務は此旨を諒承した。

十二日午後二時半より永田町首相官邸に於て政友會最高幹部會開會、岡崎、望月、鶴澤各總務、廣岡幹事長、高橋、山本、野田、元田、床次、中橋、大岡、杉田、村野、奥、上埜、各相談役、榊田協議員長出席、岡崎總務より、午前西園寺公との會見顛末を詳細に報告あり

たる後、高橋子よりも挨拶する所ありて、満場一致して西園寺公の高橋子後繼首相候補推薦に賛同し、幹部一同全力を舉げて、高橋子を後援し、其重責を完うせしむるに努むべきを申し合せ午後五時散會した。

▲高橋新内閣成立

西園寺、松方、山縣三元老一致により後繼内閣新首相として推舉された高橋是清子は、十三日早朝青山自邸を出て、三田の松方公を訪ふ所あり、會談二十分にして辭去し、それより御召に依つて十時二十分宮中に参内した。夫れより少し以前、正親町侍従長、牧野宮相、西園寺公、松方侯は相前後して参内し、先づ西園寺、松方兩元老に同時に拜謁仰付られ、後繼内閣組織に關し御下問に奉答し、高橋是清子を候補として奏薦し退出した。

次で直ちに高橋子は正親町侍従長と牧野宮相侍立の上拜謁仰付けられ、新内閣組織の大命降下あり、篤と考慮の上奉答する所あるべき旨を言上して、十時三十分宮中を退出した。同日午前十時四十分より首相官邸に於て臨時閣議開催され、内田臨時首相以下各大臣出席の上先づ高橋子より内閣組織の大命を拜したる旨を述べたる所あり。此際閣員全部留任の事に決し

又内外の政策に付ても凡て原内閣の方針を繼承することに決した。

夫れより午前十一時三十分高橋子及内田臨時首相帯同して首相官邸を出て、直に参内新内閣組織の大命を拜受する旨を奉答し、同十一時五十分松方内大臣、正親町侍従長及び内田臨時首相侍立の上、高橋子に對する親任式を行はれ、同時に新任首相の奏請により、内田外相以下閣僚全部の辭表を却下せられ、依然留任することゝなつた。高橋内閣の顔觸れ左の如し。

内閣總理大臣	子爵	高橋	是清
外務大臣	伯爵	内田	康哉
内務大臣		床次	竹二郎
大藏大臣	(兼任)子爵	高橋	是清
陸軍大臣		山梨	半造
海軍大臣	男爵	加藤	友三郎
司法大臣	伯爵	大木	遠吉
文部大臣		中橋	徳五郎

農商務大臣 男爵 山本 達雄
鐵道大臣 元 田 肇

尙十六日左の通り内閣より發表された。

本日海軍大臣男爵加藤友三郎不在中内閣總理大臣子爵高橋是清に臨時海軍大臣事務管理仰付けられたり

▲高橋新總裁推戴 政黨内閣に於て總理大臣と總裁とは不可分のものであるから、新に

總理大臣となれる高橋是清子は又政友會の新總裁たるべきは必然であつた。

政友會にては新内閣の成立したる十三日の午後五時より首相官邸に於て最高幹部會を開き岡崎總務より新總裁として此際高橋是清子相談役を推薦することに致したしと提議する所あり、高橋相談役は各位一致の御後援あれば、不肖素より其任に非ざるも、御推薦に報ゆるに努むべしと答へ、滿場一致高橋相談役を援助し、新總裁に推薦すべきことに決定し、何れ大會を開きて其承認を求むることゝすべきも、差當り翌十四日本部に協議員會を開き總裁推戴の件を附議し、其承認を求むる事とし、尙十五日開會の定例黨務員會に之を報告し、且つ幸ひ議員多數上京を期とし、十六日議員總會を開き、同夜黨員懇親會を開催することを申合せ

九時半散會した。

十四日午後一時より本部に於て協議員會を開き、榊田協議員長を始め協議員三十餘名、總務、幹事長、相談役等出席、先づ榊田協議員長より「今日は緊急重要な案件に付協議せんため諸君の御出席を煩したる次第である、協議事項に就ては幹部を代表し岡崎總務より詳細に説明せらるべきが、夫れに先立ちて高橋新總理大臣より諸君に御挨拶があるとの事でありますから御静聽ありたし」と述べ終るや、高橋新首相は立ちて大要左の挨拶を述べた。

高橋首相の挨拶

去る四日兇刃のため偉大なる政治家を失ひたるは、獨り我黨のみならず國家の損失幾許なるを知らず洵に痛惜に堪へざる所である。想ひ此に到る毎に感慨無量であつて諸君に於ても御同感のことと思はれる。

十三日午前十時不肖宮中よりの御召によつて參内し直ちに拜謁仰付けられたる所、不肖に内閣を組織せよとの大命を拜したのである。不肖は此大命に接し寔に恐懼措く所を知らなかつたが、考慮の上御下問に奉答すべき旨言上し、直ちに臨時閣議を開き大命降下の事に就き諮る所あつたが、結局關係は現在の儘とし、不肖を以て總理

の重責に膺ることに協議を定め、夫れより再び参内拜謁の上、不肖大命を御受けする旨を言上したる所直ちに内閣總理大臣兼大藏大臣の辭令を賜はり、同時に曩に御手許にまで捧呈して置いた關係辭表の御下渡しを仰いだのである。

斯くて不肖をも顧みず、茲に總理大臣の重職に就任致したるが、不肖は偉大なる前總理が内閣の首班として執られたる所の政治上の主義方針は、新内閣に於て何等の變更もなく其儘存續して行くべきことを茲に明言致しませる。

就ては諸君並に各黨員諸君に於かせられては不肖に同情せられ、前總理同様御後援下されんことを切望する次第である。而して幸に大過なく此重任を果し得らるゝならば不肖の喜び之に過ぐるものない。

今日時局重大なる際不肖は唯々、上陛下に對し奉り又一般國民に對し、己れを空うして忠實に至誠其任務を盡さんと欲する外、他に何等の念慮もないのである。諸君に於かせられては、不肖の此覺悟を御參酌下されて厚く御援助あらんことを切望して已まぬ次第である。

右挨拶終るや、高橋新首相は公務の都合により中途退出したが、次で岡崎總務は起ちて、原前首相兇變後に於ける政局の推移に關し、西園寺公を始め其他諸公との交渉顛末より、高

橋新首相を迎ふる迄の経緯に就き詳細に説明したる後、本論に入り

玆今日諸君の御來會を求め協議を請はんとするは我黨總裁の問題であります。

内閣總理大臣は既に大命に依り高橋是清君の就任を見るに至りたるは同慶に堪へざる所であります。然るに我黨總裁に關しましては最も考慮を経て推戴すべきものなるを以て、自分等に於ては此場合前總裁の遺志を察し又西園寺公の諒解を得て黨員高橋是清君を推薦するを適當なりと信じ、茲に諸君に御諮りする次第であります。諸君に於かせられましたは慎重御協議の上宜しく御決定あらんことを望む。

と述べ、尙之に加へて

尙此問題は甚だ重大なる事故、昨十三日夜の最高幹部會に於て自分より高橋君推薦の意を提案したるに、幹部一同は満場一致之に賛成せられ、高橋君は非常に恐縮せられたるが、結局黨のため諸君の御後援あるならば不肖を顧みず重責に當らんと申出でられたので、吾々幹部一同能ふ限りの後援をなすこととした次第である。之れ亦御含み置きを願ふ。

と附言する所あり、是に對し中村啓次郎氏は

吾々は今日、一日も速に總裁問題を解決し之を天下に發表し、全國黨員一致協力して益々黨の結末を固うして時局の重責に膺らねばならない。只今最高幹部會の御報告は双手を舉げて滿場一致之に賛成すべきである。

と賛成意見を述べ滿場一致之を承認した。最後に岡崎氏は再び起ちて

幹部の申出が滿場一致御賛成を得たのは慶賀の至りである。而して正式に總裁を推薦するの手續は追つて大會開催の上承認を求むることとすべきか、兎に角今日より高橋是清君を我黨總裁として其指揮を仰ぐ事とすべし。

と述べ一同其意を諒し二時散會した。

十一月十六日午後三時半、本部に於て在京議員總會を開き、所屬貴衆兩院議員二百餘名出席、先づ廣岡幹事長の挨拶あり、大岡相談役推されて座長席に就き、高橋首相は起ちて、協議員會に於て述べたと同様の挨拶をなした。次で岡崎總務より首相兎變後高橋新内閣を見るに至りたる迄の経緯、及高橋是清子を新總裁に推薦し、協議員會にて滿場一致之を承認したる旨を報告したるに對し、田村順之助氏起ちて

吾々の日頃尊敬する高橋是清子を首班とする新内閣の成立を見、更に同子が協議員會に於て吾黨總裁に推戴せられたるは、吾々の同慶に堪へざる所である。茲に双手を舉げ御報告の趣旨諒承致します。

と述べ滿場拍手して之を迎へた。之にて散會、午後五時より紅葉館に於て高橋新首相歓迎會を兼ね黨員懇親會を開いた。

▲外交方針聲明 高橋新首相は、十三日官邸に内閣記者團を引見して、外字新聞記者團に與へたる左の外交方針に關する聲明書を手交し、併せて今後出來得る限り諸君と會見

して腹臆なく政見を發表すべき旨附言した。

大戰既に三歳を閲すと雖も人心未だ安定せず將來の形勢尙測る可からざるものあり、此時に當り米國大統領率先して軍備制限並に大平洋極東問題に關する列國會議の開催を提唱せらる。帝國政府は曩に廟議を決定して欣然參加の意を表し現に我全權委員を華府に派遣せり。而して開會の期將に一週間を出でざらんとするに際し偶原總理大臣不幸兎兎に觸れ滿腔の經綸を齎し空しく不歸の客となる。不肖圖らず茲に大命を奉じて首相の任に就く、惟ふにハーディング氏の提唱は其の歸する所世界恒久の平和を確立し人類の福祉を増進せんとするに在りて、帝

國が列強の間に伍して終始渝らざらんとする進路と正に相一致せり。予は原内閣の一員として常に其政策に參畫し其外交は予が全幅の誠意を以て贊襄せる處なり。従つて我全權の華府に齎らせる方針は首相の更任に依て毫末の變改を見ざるべきは敢て絮説を俟たざる所なり。予はハーディング氏の卓越せる人格と米國政府を初め參列各國の有する崇高なる理想とが、華府會議をして有終の美を濟さしめんことを確信すると同時に、予も亦其才能を盡して同會議の努力に貢獻せんことを庶幾す。

▲高橋官長辭職 高橋内閣書記官長は、新首相決定と共に一度辭表を撤回したけれども、依然辭意固く愈官界を退く事に決定した。依て其の後任には大藏省勅參三土忠造氏が任命せられ、三土氏の後には秘書官堀切善兵衛氏が昇格する事となり、二十二日の閣議に附議決定の上發表された。

大藏省參事官

三 土 忠 造

任内閣書記官長(一等)

内閣書記官長

高 橋 光 威

依願免本官

大藏大臣秘書官

堀 切 善 兵 衛

任大藏省參事官(二等)

▲東宮攝政御就任 大正十四年四月、大正天皇の御健康勝れさせ給はず、御不例久しきに亘る由發表されて以來、國民の熱烈なる御平癒祈願も其効なくして、少しも御快癒の御模様見えさせ給はず、國運の進展と共に日を逐ふて多端となり行く内外の政務を御親裁あらせらるゝは容易でないと云ふので、皇室典範の規定に基き攝政を置かせらるゝ事となり、皇族會議并に樞密院の議決を経て、十一月二十五日左の如き大詔煥發せられた。

詔 書

朕久シキニ亘ルノ疾患ニ由リ大政ヲ親ラスル事能ハザルヲ以テ皇族會議及ビ樞密顧問ノ議ヲ經テ皇太子裕仁親王ヲ攝政ニ任ス茲ニ之ヲ宣布ス

御名 御璽

攝政名

新總裁推戴

大正十年十一月二十五日

宮内大臣	子爵	牧野	仲綱
内閣總理大臣	子爵	高橋	是清

斯くて皇太子殿下には直ちに攝政の御大任に就かせ給ひ、宮中西二ノ溜の間に於て御父君陛下に代り萬機を贊はせらるゝことゝなつた。御就任後先づ高橋首相を召され、「皇上の御不例久しきに亙るに依り余已むを得ずして攝政となれり、就ては郷等従前の通り國務に勵精せんことを希望す」との御言葉を賜はり、越へて二十六日更に首相奉戴の下に一般國民に對して左の令旨を下させ給ふた。

攝政殿下令旨

皇上ノ御不例久シキニ亙ラセラルルハ予ノ國民ト共ニ憂懼措カサル所ナリ。今ヤ大政ヲ親ラシタマフコト能ハザルニ因リ予ハ成典ニ遵ヒテ攝政トナレリ是實ニ己ムヲ得ザルニ出ヅ。方今國事多端ノ際、予ノ弱齡寡徳ヲ以テ此ノ重任ニ膺ル、夙夜兢々トシテ負荷ニ任ヘサラムコトヲ恐ル。唯當ニ先皇維新ノ鴻漢ト皇上紹述ノ宏規トヲ遵奉シ

テ勵精治ヲ求メ、外ハ國交ヲ敦クシ内ハ國民ノ福祉ヲ増進セムコトヲ期シ、以テ皇上御平癒ノ日ヲ待ツベキノミ。國民予ガ斯ノ意ヲ體シ各々其ノ業ヲ勵ミ、分ニ隨ヒテ公ニ奉ジ上下心ヲ一ニシテ國運ノ永昌ヲ圖ラムコトヲ望ム。

▲生活改善の緊急對策

第四十四議會閉會後設けられたる政友會臨時政務調査會に於ては生活改善及生活費低減に關する調査の急務なるを認め、八月五日の總會に於て元田會長より生活改善調査特別委員として、改野代議士以下九名を指名囑託する所あり。該委員は爾來屢會合し農商務其他關係當局に就き調査する所あつたが、臨時政務調査會は十二月十五日を以て終了し、調査未了のものは次に設置せらるべき政務調査會に引繼ぐことゝなつたので、該特別委員たりし人々は有志議員として本問題を研究することとし、差當り今期議會に之が實行を期し得べきものを具體的に確立し、これを幹部に致して政府當局に之が實行施設を建議すべしと云ふことに一致し、協議の結果左記對策を定め、改野耕三、山本条太郎兩氏を擧げて最高幹部に申出でしめ、之が實行に關する幹部の協力を求むる所あつた。

生活改善に關する緊急對策

我國民の生活改善並に衣食住費輕減の目的より見て衣食住に對し國家的新施設を必

要とするもの多々ありと雖も差當り最も急務として且其の實行容易なる所の左記各項に關する施設を大正十一年度より實施するの方途を講ぜられんことを望む。

第一 生物の供給施設

日用食料品中、生産地相場と市場との間に格段の差異あるは生魚肉類の生物にして之を廉價に提供せんが爲め左の新施設を立つること。

一、鐵道省をして冷蔵貨車を備へしむること。

冷蔵貨車約百臺を製造せしむる事とし其費用約百二十萬圓の見込

二、鐵道省をして主要集散地に冷蔵庫を設置せしむること。

差當り東京、大阪、濱洲、神戸、名古屋、福岡、下關、敦賀の八ヶ所に設くる事として其費用三百萬圓乃至五百萬圓の見込

三、冷蔵船建造に對し補助を爲す事。

五六百萬噸乃至二三千噸級の冷蔵船六七隻、噸數合計一萬噸建造の事として、其建造費噸當り百圓と見て、總噸百萬圓に對し半額内外の補助金を支給すること。

四、食料品市場及公設市場改善を補助し之を完備せしむること。

生物供給の爲め全國市場を改善し、冷蔵装置等を完備せしむる爲め補助金を支出する事とし、全國に亘り此種の市場新設費を大凡五千萬圓と見積り、國庫より約半額内外の補助金を數ヶ年に亘りて支給することとせば、年一千萬圓内外を支出すれば足るべし

第二 開墾公債の計畫

一、我國未開墾地開拓に關し現に開墾助成法あるも、今日米穀供給の途を潤澤ならしむることの急務なるを顧み、財源を公債に仰いで國家自ら土地を開墾したる上、之を民間に拂下ぐる事業を經營すること。

我國未開墾地大凡二百萬町步中、假りに西南地方に於ける最も有利なる分の二十萬町步を開墾する事とせんか、其開墾費反當り百五十萬圓として資金三億圓を要する事となるも、開墾地は出來次第之を民間に拂下ぐるを得る故五千萬圓乃至一億圓の資金を以て足るべく、即ち之を公債に仰いで國家自ら開墾に當り、依て以て積極的に米穀供給の途を立つるを得べし

二、尙現在耕地中治水其他水利事業を連絡せしめ、耕地改良を要するもの約五十萬町

歩あり、之が事業費は二ケ年間の増収を以て償却するを得べきも、民業にては實現を期し難きを以て前記計畫と併せて國營と爲すこと。

開墾公債計畫の實行は今日重大問題たる所の失業者處理の一策と爲し得べし

第三 肥料供給問題

我國に於ける窒素肥料輸入額は最近五ケ年平均一ケ年約一億三千萬圓なるが、窒素肥料は電力、石灰硫黄等國內に存在する原料を以て之を製造し得べし、然るに現に我國に於ける此種の窒素肥料製造年産額大凡二千萬圓に過ぎざるを以て、輸入を防遏し得る様斯業發達獎勵の爲め相當助成の方途を立つること。

第二章 第四十五議會

▲本會定期大會 第四十五議會は大正十年十二月二十四日を以て召集せられ、二十六日開院式を挙げさせられた。最近數回の開院式には天皇陛下御惱のため行幸あらせられず總理大臣が勅語の捧讀をなして式を了へたのであるが、本年は攝政宮御臨幸勅語を捧讀あらせられ全院緊張した。これは高橋内閣の下に召集せられたる第一次の議會にして、又實に其最終の議會であつた。

議會の開會に伴ひ、本會定期大會は例年の通り一月二十日頃開會すべきの所、本會總裁推戴に關する緊急問題を有するので特に繰上げ、十年十二月二十一日を以て之を開催した。

先づ廣岡幹事長開會の挨拶を述べて總裁推戴の件を附議し、岡崎總務は原總裁薨去に伴ひ高橋是清子を推戴する迄の經過に付詳細報告したる後、榊田協議員長は過般緊急開會したる協議員會で高橋子を總裁に推戴した顛末を是れ亦詳細に報告し、滿場拍手を以て之を承認した。茲に於て高橋總裁は登壇して、總裁就任の挨拶を兼ね、對議會態度に關して黨員の向ふ

所を指示した。

高橋總裁演説

今日我立憲政友會の大會を開くに當り、諸君と共に憂愁に堪へざるは 天皇陛下の御不例久しきに亘つて未だ御回復あらせられざる事で、國民たるものは孰れも速かに御平癒在らせられむことを祈願して休まざる事と信じます。此際に當り英明なる攝政殿下を奉戴して萬民其の堵に安んじ、我が國政に參畫するものも御同様に疑懼を懷かず、安んじて國事に執掌することを得ますのは偏に天佑の在る所と信じ、憂愁の中にも亦心強き思を致すのであります。

次に諸君と共に最も悲痛哀慟に堪へざるは前總裁原敬君を喪つた事で、我黨に於ては殆ど償ふ可からざる損害なるのみならず、國家の爲め痛惜の至りで、如何なる言辭を以ても其哀痛の至情を言ひ顯す所以を知らませぬ。諸君御承知の如く前總裁は俊明英邁の資質を以て國事を擔當し、一身の安危利害を眼中に置かず、日夜思を國務に運らし且つ終始意を黨事に注ぎ少しも自己の安逸を貪らず、毀譽褒貶を度外に置き至誠一意剛正なる氣魄を以て奮勵盡瘁せられたる事は古今稀に見る所で、隨て吾が黨員の深き尊信敬慕を博せしは申すに及ばず、天下具眼

の士も漸く其の偉器なるを認め、同情を寄與するもの極めて多くなりまして、益々其懷抱を舒べられむとするに際し、圖らずも渣滓として薨去せられたるは、實に國家の大不幸にして、諸君と共に哀悼悲憤の至りに堪へませぬ。此不幸の秋に當り、不肖圖らずも内閣組織の大命を拜し恐懼措く所を知らざる次第でしたが、篤と前閣僚と協議しました所、此際踴躍すれば聖慮を煩し奉る恐れあるを以て、速かに御受申上げて然るべきであるとの事であり、自己一身を願慮すべき秋にあらずと考へ大命を拜受して内閣を組織しました。又我黨協議委員會の推舉を蒙つて敢て總裁の重職にも就くことに相成り、今日此大會に於て諸君の御同意を得た事は私の最も光榮とする所でもあります。但し今日の國家重大の時機に際し、此大任に當り又黨務を總攬する事は實に容易の事ではありませぬ。果して非才なる不肖能く堪ふる所なりや否やを自ら疑ふのであります。併しながら苟も聖慮を蒙つて乏しきを内閣の首班に承け、又た黨の推舉を受けて黨首の職を濟す以上は、自ら駕鈍に鞭打つて勵精努力前總裁の遺圖を承繼して、報効を萬一に圖らむと欲する決心であります。殊に時勢の趨向に鑑み最も意を世道人心の肅正に用ひ、全國數百萬の我黨員心を一にして私を捨て公に徇ひ、節義を重んじて邪曲を斥け以て範を天下に示し、益々公黨の面目を發揮して信を上下に厚からしめることを期したいと考へます。就きましては、諸君は前總裁に對せられたると同様の熱心を以て、益々黨の結束を固くして不肖を援助せられむことを切望致します。

回顧すれば我黨創立以來茲に二十有餘年、此の間に於て政黨の實力を養はんが爲め、社會の實情に顧みて、先輩諸君の苦心焦慮せられた事は想像に餘りある程であります。原前總裁の時代に至りて我黨の基礎愈々鞏固となり、始めて名實相伴ふ政黨政治を實現し、我國の憲政史上一新紀元を劃したのであります。抑々政黨政治の生命とする所は主義政策と其の實行であります。故に今日以後吾々の執るべき道は唯自ら信ずる所の政策を提げ、正々堂々國民多數の賛同を得て之を遂行するのみであります。然して政黨が其の主義政策を遂行して國家に貢獻せむと欲せば、黨勢の擴張に不斷の努力を致すべきは無論の事であります。而も黨勢擴張の手始は國家の爲め最善を盡して以て國民の公正なる批判に訴ふるの外なく、又代議士諸君は常に自黨の主義主張は固より時々の政策を選舉區民に明かにして其の諒解を得るに努め、且つ選舉民との交情を厚くすることを念とせねばなりません。是即ち代議政治の要諦にして且黨勢擴張の捷徑であると信じます。

我黨の主義方針に就きましては今日此處に更めて之を詳述するの必要を認めませぬ、又去ぬる十一月二十六日攝政殿下より不肖に賜りたる令旨にも先皇維新の鴻謨と皇上紹述の宏規とを遵奉する旨を宣せられてありますが是實に我帝國臣民たるもの、篤く奉體服膺すべき事たるは固より言ふを俟たざる所で、我黨が從來採れる所の主義方針も全く此洪範に基くのでありまして、彼の四大政綱の如きも唯勢の要求に隨ひ、國家の急務に應じ時宜を制

する所以の一たるに過ませぬ。其大綱を前總裁が大正七年の秋首相の任に就かれし以來着々實地に施行せられたるが故に、今後爲すべき處は則ち其の未だ備はらざる所を備へ、其未だ足らざる所を補ひ、其の釐正すべき所は之を釐正し、所謂綱既に張り目悉く擧る事を努め眞に能く其の實効を收むることを圖らねばならぬと信じます。又將來の事に關しても前總裁在世の日折に觸れて互に胸襟を抜き談論を上下したる事も少くはありませぬ。隨つて前總裁の蘊蓄せられたる所も略ぼ推察致して居ります。更に時勢の變化、社會狀態の推移に伴ふて施設經營すべきものは時宜に應じて適當の處置を講ぜねばなりません。是等の事に就きましては隨時其方策を定めて諸君の御贊助を請ふ事に致したいと存じます。今や世界を擧げて平和の確立を渴望し、曩に巴里會議に於て國際聯盟の成立を見、更に目下開催中の華盛頓會議に於ても四國協定は、既に調印せられ、軍備の縮少と共に極東及び太平洋に關する諸問題の圓滿なる解決を見るも最早や遠からざることと思ひ、人類永遠の平和の爲に今より衷心祝福致して居る次第であります。此に於てか世界各國は平和の慶福に因る餘力を以て、經濟の發展文化の興隆に其の智能を傾倒することは必至の勢であります。我帝國は幸にして宇内雄邦の中に列するを得たけれども、經濟文化其他國勢の全般を比較すれば遺憾ながら未だ先進諸國に及ばざる所あるは之を否むことは出来ませぬ、故に益々教育の改善、文化の昂上、産業の振興、貿易の發展等に必要なる諸般の施設に向つて全力を注がなければならぬ

と考へます。國民の輿望を擔ひ戦後經營の大任に當れる我黨としては、舉黨一致至誠以て此大業を全うし報効を萬一に期したいと考へます。

本年度財政計畫に就きましては、諸般の情勢に鑑み政費の膨脹を抑制し、財政の基礎を鞏固にするの主旨を以て緊急差措き難きものゝ外、新規の計劃は成べく之を見合せると共に、既定計畫に屬するものは努めて之が遂行を期した次第であります。尙政策の實行に伴ふ諸法律案等に就きましても、更に適當の機會に於て申述べる事に致します。

これに對し會員一同を代表し、奥繁三郎氏の挨拶あつた。

▲定時大會の宣言

當日の大會に於て可決したる宣言左の如し。

宣 言

今や内外多故事機重大なる日に當り、剛健聰明なる前總裁を兇變に喪ひたるは我黨の擧つて痛恨悲憤に堪へざる所なり。然れども我黨は茲に新總裁を仰いで益々其の結束を緊締し、毅然として公論を執り、國家の重きを以て任じ至誠以て國運の隆昌と國民の福利とを企圖すべきは固より言を俟たざるなり。思ふに四大政綱は經國の大

計なり。前總裁在世の日熱心之を實地に施し大綱稍其の緒に就きたり、然れども時勢推移の急なる朝にして夕を保たざるが如き今日に在りては、詳に其趨響する所を省察し、其擴充すべき所は之を擴充し、其補足すべき所は之を補足し、其の益正すべき所は之を益正し、以て能く時宜を制し其實効を擧ぐることを勉めざるべからず。況んや戦後の經營に心身を傾倒し、歐米先進諸國は益々其の國富を開發し、其國力を涵養するに勉め維れども足らざるが如し。而して其發展し來らんとする所は、首として我東洋に在るべきは識者を待たずして知るべきなり。故に我國民は益々智能を啓發し國光を揮揚し、産業を振興して國力を蓄積し、内には社會の調和を謀ると同時に、外には貿易の途を開擴し、宇内列國と共に興り並に平和の大道に駢馳することを期せざる可からず。是れ實に我黨が國民と共に奮勵努力せんと欲する所なり。若し夫れ歲計豫算及諸般の法案は政府の規畫する所と相俟つて適當の措置を執るべし。

▲院外團大會 本會所屬院外團は、大會開催前日なる十二月二十日芝公園三緣亭に大會を開き、左の宣言を可決した。

宣 言

宇内の大勢は歐洲戦亂の慘禍に鑑み、永遠の平和を欲求するに切なるものあり、列強は現に華府に會して其議

を重ね、世界平和の方圖は將に相互の間に締結せられんとする事固より喜ぶべしと雖も、未だ以て恒久の寧靜を必ず可らず、今や各國は大戦の瘡痍を癒するに是れ急にして、百方其策を圖らざるはなく、其最も力を注がんとするは我が東洋にあるや論なし、之に對應の途何ぞ夫れ容易ならん。内に在ては經濟界の激變に依り國民生活の安定を缺き、加ふるに戦後思想界の動搖甚しく、爲に各種の爭議頻發して紛紜其跡を絶たず、動もすれば詭激の言動を弄して社會を毒せんとするものあり、洵に寒心に堪へず、觀じ來れば内外の情勢實に重大の局に瀕せりと謂ふべし。斯の時に當り、帝國の首相にして我黨の總裁たる原敬氏不幸兇刃に斃る。國家の損失何ものか之に譬へん。痛恨眞に極りなし。而も幸にして高橋子爵の新に首相となるあり、我黨亦同子を總裁に仰かんとす。其人を得たる洵に喜ぶべきなり。夫れ至誠奉公和衷協同は我が立憲の由る所にして、自由黨以來我黨を一貫せるの血脈なり。心血の迭る所一意前總裁の意を繼紹し、以て其遺業を恢弘し専心新首相を扶け以て益々我黨の本領を發揮せしむば止まざるべし。盤根錯節何の意とする所ぞ。唯だ舉黨一政結束を固うして之に當らんのみ。乃ち吾人は内外時局の重大なるに鑑み、益々協力戮心内は憲政を革新して時代の進運に副はしめ、以て國力の増進を計り、外は國際の緝睦に意を注ぎ、平和の間に國務を伸張し、以て世界永遠の靖安に資せんとす。若し夫れ徒に政權の爭奪を試み、平地に波瀾を起さんとするが如きは之れ時勢の何たるを解せず、國家の安危を顧みざるもの、

吾人は斷乎として之を排撃するに力を餘まざるべし。

▲院内役員 本會の議員總會に於て高橋總裁より指名せられたる院内役員左の如し。

院内總務 大岡育藏、井上角五郎、中西六三郎、武藤金吉、渡邊修、原田十衛。

院内幹事 鈴木錠藏、高見之通、牧山耕藏、加藤久米四郎、竹上藤次郎、清瀬規矩雄、海

原清平、梅田潔。

▲協議員改選 本會協議員の任期滿了に付、大會に於て其旨を宣し、總裁より指名す

べき分は直ちに其指名を報告し、貴衆兩院議員より各互選すべき分は次で其互選を行つた。

結果左の如し。

協 議 員

△總裁指名の分 協議員長 田村順之助

協議員 森久保作藏 中村啓次郎 山口恒太郎

齋藤紀一 川村 曄 中野寅次郎 加藤平四郎

磯部 尙 藏園三四郎 中野勇次郎

△衆議院議員互選の分

關東	若尾幾造	龍野周一郎	士屋興
植竹龍三郎	石井三郎		
東北	西澤定吉	石川淳	松實喜代太
三浦權兵衛			
北信	山本条太郎	鈴木義隆	塚原嘉藤
東海	加藤久米四郎	牧野良三	
近畿	福井甚三	久下豐忠	
中國	渡邊祐策	平田民之助	
四國	原田佐之治	大林森次郎	
九州	毛里保太郎	牧山耕藏	吉良元夫
仲田徳三			
△貴族院議員互選の分	江原素六	室田義文	磯部四郎
高橋琢也	犬上慶五郎	津村紀陵	藤本閑作
			橋本圭三郎

鎌田勝太郎 麻生太吉

尙ほ大會席上榊田清兵衛氏は總裁より相談役に指名された。

▲政務調査會設置

議會開會と共に從來設置の臨時政務調査會は茲に終了を告げ、議會開會中に於る政務調査會を設置することとし、議會召集後幾くもなく總裁より其委員を指名した。中に就て役員左の如し。

政務調査會役員

會長	菅原傳
副會長	萩亮 今泉嘉一郎
理事	中島鵬六 日野辰次 市村貞造 一宮房治郎 山口義一
第一部(司法、外務、文部)部長	北井波治目
第二部(内務)部長	戸狩權之助
第三部(大藏)部長	波多野承五郎
第四部(農商務)部長	若尾幾造
第五部(逓信)部長	櫻内幸雄
第六部(陸海軍)部長	津野田是重
第七部(鐵道)部長	長峰與一

▲衆議院常任委員長 政友會は衆議院に於て絶對多數を占めて居るので全院委員長及常任委員長も凡て政友會より選出せられた。即ち左の如し。

全院委員長	天 春 文 衛	豫算委員長	田 邊 熊 一
決算委員長	井上敬之助	懲罰委員長	加藤重三郎
請願委員長	龍野周一郎		

▲故原總裁追悼會

定期大會開催の翌日なる十二月二十二日は、恰も故原總裁の四十九日の忌日に相當するので、同日午前十時より芝山内増上寺に於て政友會本部主催となり、故總裁追悼會を舉行した。淺子未亡人を始め其他親戚側、高橋總裁を始め在京所屬貴衆兩院議員、各支部代議員其他在京主なる黨員六百餘名參會したが、山下管長衆僧を率ゐて法會を執行し、管長の宣疏を桑田寬隨師代讀し、政友會本部追悼の詞を廣岡幹事長朗讀した。本部追悼の詞左の如し。

本部追悼の詞

維時大正十年十二月二十二日。正ニ我黨ノ前總裁故内閣總理大臣正二位大勳位原敬

君七々日忌辰ニ當ル。茲ニ三緣山増上寺ニ於テ法筵ヲ開キ、謹ミテ追悼ノ儀ヲ修ス。在朝貴紳上下兩院議員江湖名士及我黨員咸ク集リ、君ガ不慮ノ薨去ヲ歎惜セサルハナシ。吁嗟哀哉。君ヤ剛明聰俊ノ資ヲ以テ夙ニ心ヲ國事ニ注キ、久シク我黨ノ首班ニ在リテ黨務ヲ總攬シ、厯臺閣ニ列シテ廟謨ヲ參畫シ、大正七年ノ秋大命ヲ奉シテ内閣ヲ組織セシ以來、一身ノ安危利害ヲ眼中ニ置カズ、至誠一意夙夜慮ヲ國事ニ致シ施措畫策スル所皆當今ノ急務ニアラサルハナク、以テ立憲ノ洪猷ヲ翼賛シ益國運ヲ昌榮ノ域ニ躋サンコトヲ勉メ、一日モ自己ノ安逸ヲ求ムルコトナカリキ。其奮勵盡瘁ノ狀實ニ古今稀ニ見ル所ニシテ、獨リ我黨ノ譽ヲ信賴スル所ナルノミナラズ、天下具眼ノ士亦曠世ノ偉器ナルヲ認メタリ。然ルニ不幸兇豎ノ害ニ遇ヒ、英志ヲ齎シテ渣滓トシテ葬シタルハ、洵ニ國家ノ爲ニ痛歎悼惜スヘキハ固ヨリ言ヲ俟タス。時方ニ帝國議會召集ノ日ニ迫リ、英姿ニ接スルコト能ハサルハ我黨ノ往時ヲ追懷シテ悲慟ニ勝ヘサル所ナリ。然レ共我黨ヘ今ヤ承後其人ヲ得テ黨内翕然一絲亂レズ。將ニ君カ遺志ヲ繼テ帝國議會ニ臨ミ正々堂々公論ヲ執リ黨議ヲ提ケ以テ我黨ノ所信ヲ披瀝シテ國家ノ爲メニ盡瘁セントス。冀クハ英靈其レ慰スル所アラシカ。茲ニ法筵ニ臨ミ泣然歎歎言ハント欲

スル所ヲ知ラス、聊カ無同ヲ陳シ謹ミテ追悼ノ意ヲ表ス。

大正十年十二月二十二日

立憲政友會

▲各政派の勢力及方針

原内閣が高橋内閣と代れるも、政友會の結束には變りなく、衆議院に臨る各政派の勢力にも著しき消長あるを見ず、即ち其比較を示せば左の如し。

	前期議會當時	比較増減
政友會	二八一	減二
憲政會	一〇二	減四
國民黨	二八	増一
庚申俱樂部	二六	—
無所屬	二五	増四
計	四六二 (定員中二名議員)	

即ち政友會は依然絶對多數を占め、憲政國民兩黨に無所屬團を加ふるも、其數遙かに之れに及ばざる状態にあるので、本期議會の形勢は卜知することが出来た。尙ほ政友會以外の各

派が此期議會に臨むに當り、豫め定めたる方針を示せば左の如し。

憲政會 憲政會は大正十一年一月十九日大會を開いて左の宣言を決議した。

宣言

茲に第四十五帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明にし、以て天下に宣す。宇内の趨勢は平和の確立に在り。我國は五大強國の班に列し世界平和に貢獻するの責任を負ふ、宜く内人心を振作し庶政を釐革して國力の充實を圖り、外國交を敦らし威心を暢べて國運の進展を期すべし。

此時に當り外交不振を極め折衝機宜を失し、切に列國の侮蔑を招く、内に在つては綱紀廢弛して人權枉屈し、生活不安にして思想動搖し、産業萎靡し財政紊れ教育振はず民心荒む、邦家の現状洵に痛歎に堪へざるなり。

此の如きは戦後重大の時期に於て、政治の局に當る者經國の大策なく、奉公誠意を有せず、政權を挾て黨務の擴張に急なるの致す所、其の罪實極めて重し。政友會内閣は首相の更任を見たりと雖も、内外失政の責任に至りては斷じて免かる

べきに非ず。我黨は既往三年に於ける之が責任を糺彈して其の處決を促し、從來の主張並に別に定むる所の政策に依り奮て時局匡救の任に膺らむことを期す。

國民黨

國民黨は同一月二十日大會を開いて左の宣言を可決した。

宣 言

平和平等の思潮は大戦後急速度を以て進み來り、國際に於ては軍備制限となり、四國協商となり、以て永久平和の基礎を築かんと試み、國內に於ては階級撤發利益均分の要求となれるは世界現代の大勢であつて、我國に於ても亦此大勢に漏るゝことは出來ないのである。即ち政治方面に平等を求むる思潮は普通選舉を以て顯はれ、經濟方面に平等を求むる思潮は勞働爭議を以て顯はれ、智識の上に平等を求むる思潮は教育問題を以て顯はれ、生存者の平等を求むる思潮は食糧問題、住宅問題、物價問題を以て顯はれて來た事は、要するに人々の生活實質に就て向上改善を要求するからである故に現在及未來の政治は此の如き大勢に順應して其要求を充たすべき施設でなくてはならぬ。我黨主張の精神は即ち是である。

茲に又尤も注目すべきは國際競争の益々經濟の一方に集注したる一事であつて、國土の狹隘なる資源の貧弱なる我國産業の未來は如何にして國際競争に堪へ得るであらうか。思ふて此に至れば實に痛心の極みである。故に如何にして此缺點を補ふことを勉めねばならぬ。華府會議に就て徐かに其の成敗の迹を見るも、悉く各國家が有せる實勢力の結果であると認むる外はなく、吾人は冷靜に此事實を観察し、内は益々國家の實力を養ふと共に、外は益々國際關係の一轉機に善處して、世界平和の道程に向つて一大努力を盡さねばならぬと信するのである。

實力を養ふの方法は素より多岐であるが、我國今日の急務は先づ軍備に費したものを移して文化事業の開發と産業方面の發展に用ひるの外はない。此政策を實行するのは對外關係に於ては軍國主義帝國主義の發展政策を一擲して、經濟的平和政策に基かねばならぬ。内政方面に於ては武力立國主義より産業立國主義に改めねばならぬ。即ち海軍制限の外に陸軍に於ては我黨多年の主張たる一年兵役を實施せしむると共に、常備師團の減少を實現せしめ、之に加ふるに財政經濟の整濟、税法の改革、行政の整理とを以て、之に依て得たる費用の大部分を投じて、國民教育の振興を計り、産業立

國の基礎を築かんと欲するのである。

思ふに今後の世界的經濟競争は益々激烈に赴くのみならず、國內に於ては當局稅政の結果が今や凡ての方面に暴露し、黨利を主としたる弊害は綱紀の紊亂となり、彌縫を事としたる誤算は財政の困難となり、貿易の不振、産業の萎靡に伴ふて起る生活難營業難の叫は國民の自覺と相俟つて、種々なる社會運動や、労働運動が續發する傾向がある。従つて今期の議會に於ては、少くとも労働問題を立法的に解決すると共に、適切なる萬般の社會政策を遂行せねばならぬと信するのである。

要するに内外共に平和解放の大精神に則りて、國民全般の力を基礎として萬機一新の經綸を一掃し、内は國民を基礎としたる憲政を行ふて天下の人心を新にするのである。爰に國家の新活力が得られ、爰に世界の平和的建設に向て貢獻する事が出来るのである、是我黨の主張の骨髄である。

▲施政方針演説

大正十一年一月廿一日の議會休會明け劈頭、高橋首相は政府施政の方針、内田外相は外交の經過及方針、高橋藏相は大正十一年度豫算案及財政計畫其他の施設に關し演説をなした。

高橋首相の演説

諸君、原前首相不慮の遭難は國家の爲め痛歎の至りであります。不肖圖らずも其後を承け、大命を拜して内閣を組織し、今日茲に諸君と相見えて政府所見の概要を申述ぶるの光榮を有するに至りましたことは、誠に感慨に堪へざる所であります。畏多くも 天皇陛下には御不例久しきに渡らせられ、遂に客年十一月二十五日皇太子殿下成規に遵つて攝政に御就任遊ばされ、大權を攝行せらるゝことになりましたのは、寔に已むを得ざる事と拜する次第であります。皇太子殿下の天資英明に在しますことは、朝野の齊しく仰ぎ知る所でありまして、此大任に當らせられ、上陛下に於かせられましたも、宸襟を休め給ひ、下國民も亦休んじて其業に勉むべきは、今更言を俟たざる所であります。斯くて 天皇陛下には十分なる御靜養の上、一日も速に御平癒遊ばされん事は、諸君と共に祈つて止まざる所であります。

帝國と締盟各國との交際は、年と共に益々親厚を加へ、殊に客年約半歳に亙り、皇太子殿下には歐洲諸國を御巡遊遊ばされて、親しく諸國の元首竝に官民に接せられ、歴訪諸國の一般の好感と親善の機會を與へられましたことは、誠に國家の爲め感激に堪へませぬ。軍備制限、太平洋及極東の諸問題に關しては、曩に米國の招請に應

じ、全權委員を簡派して極力其協定に努めて居りますが、太平洋の平和確立を目的とする條約は、既に調印せられ、世界海軍制限に關する條約も亦近く調印の運に至ることゝ考へます。抑々今回の華盛頓會議に於て、帝國政府は正義人道に基き、一意世界平和の確立を希望して、公正なる態度を以つて會議に臨んだのであります。幸に參加列國互に協調を保ち、大體に於て所期の目的を達せんとして居ります。私は之に依つて各國民の夙に熱望する恒久平和の基礎樹立せらるゝことゝ信じまして、眞に人類同胞の爲め欣喜に堪へぬのであります。支那に對する帝國の政策は、善隣の交誼を以て一貫の方針とし、華盛頓會議に於ても同國に關する諸般の案件は、此方針を以て關係諸國との間に、夫々適當なる諒解を遂げつゝある次第であります。山東問題に關しましても、帝國政府は速に且つ圓滿に解決せんことを焦慮し、寛弘の襟度を以て交渉を致して居るのであります。西伯利に就きましても、帝國政府は一日も速に政局の安定秩序の恢復を告げ、我が守備隊を全部撤退せしむるに至らんことを切望して止みませぬ。而して目下「チタ」政府の要求に應じ、大連に於て通商其他の問題に關し商議を重ねて居るのであります。

諸君、今や世界列強は皆戦後の復舊と改善とに心力を傾倒して日も猶足らざる有様であります。我國は幸にして戦争の慘禍を蒙ることは少かつたのであります。が、大戦に因る精神上並物質上の影響は之を免るゝことが出ないであります。此世界的氣運の推移に順應して、諸制の釐革を要するものは一にして足らずと考へます。随つて今日まで既に諸種の機關を設けて、研究調査を重ねて居ることは諸君の御承知の通りであります。尙ほ此上にも新たに調査せねばならぬ事が多々あるのであります。然れども一國の制度文物は各々其國特殊の事情に依つて發達して居りまして、徒に他國に模倣する譯には参りませぬ。殊に勞働問題の如きは、社會上、經濟上將た思想上重大なる關係を有するを以て、之に關する法規の制定は、最も慎重の攻究を遂げねばならぬのであります。政府は其成案を得るに従つて順次之が施設を圖りたいと存じます。而して勞働保險に關する法律の如きは

今期議會に提出するの考を以て調査を進めて居ります。又文運の進歩と人權の尊重とは、相離るべからざるものであります。政府は此に見る所あり、陪審制度の創設、刑事訴訟法の改正等に關し攻究を遂げ、漸く成案を得んとして居りますので、是亦諸君の御協賛を仰ぐ積りであります。更に中央並地方の税制を整理して、租税制度の體系を整へ國民負擔の衡平を期するの必要なるを認めまして、曩に臨時財政經濟調査會に諮問致して置きました。が、同會に於て、銳意審議を重ねて、將に成案を見んとするの程度に進行致して居ります。又近年地方教育費の急激なる膨脹に鑑み、之を整理すると同時に内容の改善を期したいと考へ、臨時教育行政調査會を設けまして、目下頻に研究調査を進めて居るのであります。

大正十一年度の財政計畫に就ては、經濟界の實情に顧みまして、緊急差措き難いもの、外は節約緊縮を旨とし以て財政の基礎を鞏固にするの方針を執りましたけれども、既定計畫に屬するものは、成べく之が遂行を期することに致しました。華盛頓會議の結果軍備の縮小に依り、將來財政上若干の餘裕を生ずることに相成りませうが其曉に於て之を如何に處理すべきかは、今より十分の攻究を致さねばなりません。政府に於きましては、此餘裕金に依り、先以て小學校教育費の補助及治水事業費に對し、相當の増額を計りたいと考へて居ります。諸君爰に更めて諸君の御考慮を煩したいことは、思想上及風教上の問題であります。戰時及戰後に互る經濟界の變調に促され、人心射利に走り、浮華に流れ、利慾の爲に節義を輕んずるの傾向を生じ、更に近時外來思想の流入に伴ひ輕佻浮薄徒らに極端なる學說に感溺して、動もすれば社會の秩序を紊さんとする者を出すに至りましたことは、洵に遺憾に堪へませぬ。希くは諸君と共に此の弊風の矯正に任じ、教育を改善して風教の根柢に培ひ、法規を勵行し、殊に司法權の活用を嚴正にして、綱紀の伸張を圖り、國民の自省と相俟つて質實、剛健、節義を尊び、公に徇ふの精神を振起せねばならぬと考へます。此意味に於て不肖大命拜受以來、官紀の肅正には最も思を勞して居る次第であります。

諸君、帝國は曩には國際聯盟に於て、今又華盛頓會議に於て、主要なる一員に列して、世界に於ける帝國の地位と責任とは頗る重きを加へつゝあるのであります。加之、今回の華盛頓會議に於て軍備制限の事決せられ、各國は其餘力を以つて競うて産業及貿易の振興と、文運の伸暢とに力を注ぐことと思ひます。此秋に當り我が帝國の地位に顧み、益々運輸、交通、産業及貿易の發達振興を圖り、以て國際間の經濟的競争に堪へ、世界文化の發展に貢獻するの覺悟を持たねばならぬのであります。私は現職に就任後日尙ほ淺くありますが、至誠以て此大業を全うせんことを期して居るのであります。此點に就ては特に諸君の協力を希望致すのであります。尙ほ外交に關しましては外務大臣より、又財政經濟に關しましては、私が大藏大臣として別に申上げること致します。今期議會に提出すべき諸般の案件に對しましては、何卒十分御審議の上、協賛を與へられんことを希望致します。

内田外相の演説

諸君、茲に第四十五議會の開會に際し、帝國外交の經過を申述ぶるに先ちまして、我が歴史上未曾有の盛事たる皇太子殿下の御外遊に付き一言致しますることは、私の最も光榮とする所でございます。殿下には昨年三月御見學の目的を以て外遊の途に上らせられ、先づ香港より「ジブラルタル」に至り、諸處の英國領地に立寄らせら

れたる後、五月九日始めて英國に御上陸あらせられ、其後歐洲諸國御巡遊の後去る九月無事御歸朝あらせられたる次第でござります。其期間は必しも長からざりしに拘らず、殿下には御巡遊諸國の元首、政府及國民と交驩を重ねさせられ、到る處極めて良好なる印象を残させられ國交上、我國の地位從來に比し一層重きを加ふるに至りましたことは、實に殿下御英明の賜にして、諸君と共に洵に感激に堪へざる所でございます。

是より過去一箇年に於ける帝国外交の經過に付き陳述致したいと思ひます。去る一箇年は帝国外交上極めて多事の年でありましたが、其中最も重要な意義を有するものは、華盛頓會議の開催でございます。去る七月十一日米國政府より軍備制限及太平洋並極東問題協議の爲め、列國會議開催の件に關し、帝國政府の意嚮を問合せて参りました。越えて八月十三日に至り米國國務卿より、正式に同會議参加方招請して参りました。帝國政府は右會議招集の舉に全然賛同の意を表し、衷心其目的の達成を希望し、多大の期待を以て之を應諾した次第でございます。又英吉利、佛蘭西、伊太利諸國は勿論、白耳義、和蘭、支那、葡萄牙の諸國も同様此會議に参加を應諾致しました結果、同會議は客年十一月十二日華盛頓に於て開會せられ、爾來参加國何れも励めて調和交讓の態度を以て、各種の重要問題の審議協定に従事して居る次第でございます。而して特に本會議劈頭の成果として最も注意を要しますものは、過般公表致しましたる日英米佛四國條約でございます。此條約は去る十二月十三日、右

四國全權に於て之に調印を了したるもので、本條約の審議に際して、自然日英同盟問題が議に上りました所、熟議の結果本條約の實施と共に、右日英同盟協約は之を終了せしむることになつたのであります。同協約改訂問題に關しましては、一昨年七月日英兩國政府より國際聯盟に通告を發しました次第は、既に前期議會に於て説明したる通りであります。爾來日英兩國政府に於て種々折衝を重ねました結果、同協約は兩國政府に於て何等かの措置を執るに至るまで、其儘効力を存続せしむることと致しました。其効力存続中同盟協約條項に規定せられた手續と、國際聯盟規約に規定せられたる手續の、互に相牴觸する事態が發しましたときには、聯盟規約所定と手續を採用することに、日英兩國間に合意成立致しました故に、其趣旨を以て昨年七月七日兩國政府より、國際聯盟に對して第二回の通告を發したのであります。斯くして日英同盟協約は、客年七月十三日以後も其儘存続することとなりました次第であります。英國に於ては時勢の變轉に鑑み、日英同盟協約並に其他極東方面に關する諸懸案を商議協定の爲に、太平洋會議開催を希望致しました。先づ此事に付て帝國政府に打合せる所がありました。遂に前申しました通り米國政府の提唱に依り軍備制限に關聯して、太平洋及極東問題をも審議すべき會議の成立を見ることになりました所、同會議開催を機會と致しまして、日英米佛の四國間に偶々前述四國條約締結の議が起り、遂に其調印を見ることとなりましたが、同協約に依り太平洋の平和を確保すると共に、日英同盟を終了せ

しむることになつたる次第でござります。日英同盟は過去二十箇年間、嘗に日英兩國の親善關係を鞏固ならしめ且之を増進したるのみならず、東亞全局の平和保持の爲め、貢獻する所洵に少からざりし次第で、今日之を廢棄せんとするに方りては其過去に於ける該同盟の功績を深く追懷せざるを得ない次第であります。併ながら翻つて考へまするに、四國條約の成立は正に時代の進運を語るものでありまして、併せて太平洋の平和が四大國協同の力に依つて保障せらるゝことゝなりたる一事は、帝國政府の最も満足とする所であります。

次に海軍々備制限に關して申上ります。十一月十二日第一回總會議に於きまして、米國全權委員「ヒューズ」氏は關係列強の海軍現在勢力を基準と致しまして、各員に於て現に實行中、又は計畫中の主力艦の建造を一切廢止致し、且つ老齡艦の一部をも廢棄することゝして、協約成立後十年間は代艦の建造さへも許さざる、絶對的の海軍休息を爲さんとする案を發表した次第であります。殊に日英米三國に於ては、殘存主力艦の勢力比を三、五、五と爲し、十年後代艦建造の結果は、日本には三十萬噸、英米各五十萬噸を許すことゝ致しまして、主力艦以外補助艦艇に付ても大體右比率に準すべきものとして、詳細なる提案を爲したのであります。此提案は實に一大英斷とも稱すべきものでありまして、軍備制限の理想實現に對して、米國政府が如何に熱心なるかを十分に説明し多大の感動を惹起したものでござります。而して十一月十五日の第二回總會議に於きましては、各國全權何れも

右米國の提案に對して賞讃的演説を爲し、帝國全權も亦世界平和確保に貢獻するの見地より致しまして、主義上右に賛同する旨を聲明した次第でござります。其後三國専門委員の會合、又は三國全權の會談に於て、各國共互に其立場に關し熱心なる意見の交換がありました。我が政府に於ては大局の利害と、國際協調の精神を重んじて又太平洋諸島防備現狀維持に關する、英米の意嚮を確めましたる上に、國防上支障なしと認めて、主力艦に關する、六割案に同意を表明しました。主力艦問題に關する日英米三國假協定の成立を見るに至つた次第でござります。其後右假協定を基礎と致しまして、佛蘭西、伊太利兩國に對して「ヒューズ」氏より日英米の比率、即ち五、五、三に對する、之に準じて佛伊に一・七五の比率に依る、海軍主力艦制限案を許すことを提示しました。此提案に對して佛伊に於ては遂に同意を表明して、最早殆ど解決に達して居る次第でござります。而して潜水艦其他補助艦艇の制限、代艦補充方法、廢棄艦處分法並軍艦噸數及武裝の制限、又潜水艇の使用制限等の細目に付きましては、目下折角協議中でありまして、是等の問題に對して、既に意見の一致を見たるものもあります。併ながら大體に於て未だ茲に報告致す時機には達して居りませぬ。右の中潜水艇使用制限問題は、米國の提案に係るものでありまして、潜水艇の商船破壊を制限する爲め、明確なる國際法規を定めんとするものでありまして、帝國政府も主義として、之に賛成の意を表明して居る次第であります。而して是等の諸件は何れ其中には相當決定を告げ

總ての事項を含む所の海軍制限條約なるものが、不日、日、英、米、佛、伊、五大國間に調印せらるゝに至るであらうと思ふのであります。他方陸軍々備制限の問題に關しましては十一月二十一日の第三回總會議に於て初めて議題に上りました。英、米、殊に伊太利側は、此陸軍問題に付きましても、一般的協定を審議するの必要あることを説き、又帝國全權は、日本は極東の情勢に應ずる純自衛的最小限度以上の陸軍々備を保有するの意思無き旨を聲明致しました。即ち主義上、陸軍々備制限に賛同の意を表したのでありますが、只だ佛蘭西全權は陸軍々備は移動集中の自由なる海軍力と同一に論ずる譯に至らない。各國皆其隣接諸國に對する特殊の地位と事情とを有するに依り、是等の地位事情に基いて、國防上必要なる軍力を別々に決定すべきものである。殊に世界戦争の餘波未だ收らざる今日、本問題を議するに反對なる旨を力説した次第でございますが、其結果、會議は此陸軍制限問題を他日の問題と爲すこと、致しまして、其後は陸軍問題に關しては航空法規、毒瓦斯使用制限及戰時法規等に付夫々特別委員會を設けて只今審議中であります。

次に支那問題に移りまして申述べたいと存じます。我が隣邦支那に於きましては、不幸にして和平統一を見ることが出來ざるのみならず、最近に於ては同國の實情、却て反對の方向に進展せんとするの嫌あることは、甚だ遺憾に堪へざる次第であります。尤も是は一時的現象に過ぎざる事を希望致します。支那國民一般は、漸次覺醒

の域に進みつゝあるものと信ぜざるを得ないのであります。申すまでもなく帝國政府は、支那内部の政争に對し常に公明正大、不偏不黨の態度を持しまして、専ら同國政治組織の一日も速に完全なるものならんことを祈つて居る次第である。同國の福祉の爲め、帝國の貢獻し得る限りは、他の關係諸國と共に、誠意努力し來つた次第であります。就ては支那に於きましても、同國に對する列國の好意友情に鑑みまして、銳意各般の改善に努め、國民の福祉増進を圖ると共に、他方益々其門戸を開放し、關係列國との協調を愈々鞏固にし、人類共存共榮の實を擧ぐるに至らんことを深く希望する次第であります。今回の華盛頓會議に於きましても、帝國政府は只今述べましたる意嚮と希望を持して之に臨み、我が全權をして支那に對する帝國の公明なる態度を闡明し、我が誠意の在る所を披瀝するに努めしめたのであります。同會議に於きましては、會議開催と共に極東委員會設置せられまして、支那に關する重要問題は、同委員會に於て審議協定せらるゝことになつて居ります。會議の劈頭に於て帝國全權の提出に係る四原則の決議案は、同委員會及總會を通じて、其後左の原則に準據して各種の問題を處理し現に治外法權の撤廢、外國郵便局の廢止、外國駐屯軍の撤退、無線電信局の整理、租借地の回收、關稅の引上等の諸問題に付きまして、或は既に議了し、或は尙ほ審議繼續中のものもありませんが、要するに是等の問題は、何れも帝國の利害に緊切なる關係を有するものであります。故に、帝國政府は支那の正當なる要求及其希望に

對しましては、常に同情を以て之を迎へ、其達成を助くるに努むると同時に、帝國重大の利益に何等損害を加へしめざることに注意して居ります。各種關係の緩急輕重に應じまして、最も適當と認むべき處置を執りつゝある次第であります。又列國に於きましても、極東に於ける帝國の地位と利害に對して相當の注意を拂ひ、例へば條約に基く既成事實に向つて、漫りに手を觸るゝが如きことを避くるに努むるの風あることは、私の茲に明言して憚らざる所でございます。尙ほ支那問題に關聯致しまして、山東問題に關して一言申上げる必要を感じる次第であります。山東問題に付きましては、一昨年「ヴェルサイユ」條約の實施と共に、直接商議開始に關し再三支那政府に提議する所ありましたなれど、支那側は之に應ぜず、荏苒時日を経過致しましたるが、其後支那に於ても本件交渉を開始せんとする意嚮を有するやに認め得ました事柄がありますに依り、帝國政府に於ては熟議の結果公正妥當なる條件を具へて、昨年九月七日支那政府に對して、直接商議開始方を申入れました。爾來同國政府と數回の往復を重ね、誠意本件の解決に努めましたなれど、支那側に於ては、帝國政府の條件に満足を表しませず隨つて交渉更に停頓するの已むを得なきに至つた次第でございます。然るに偶々華盛頓會議に當りまして、米國全權「ヒューズ」氏及英國全權「バルフォア」氏等の斡旋に依つて、本件に關し日支兩全權間に、直接商議を開くの機會を得ることになつたのであります。即ち客年十二月一日を初めとして、それ以來帝國全權と、支那全權と會

談を重ねましたること前後二十數回、各種の點に付て意見が次第に接近を見たのであります。併ながら不幸にも山東鐵道の處分問題に關しまして、彼我の主張一致せず、已むを得ず本鐵道問題に關する會議を中止せざるを得ざるに至つた次第である。山東問題の折衝に際しましては、政府前記對支一般の方針に鑑みまして、互讓妥協の精神を以て之に臨み、之が即決を圖らんが爲に、最大の努力を吝まざりし次第であります。なれども鐵道の處分問題に關して行惱を來し、未だ本問題の解決を見ざることは、返す返すも遺憾に存する所であります。

華盛頓會議に關聯する事項に付きましては、本期議會開會中、更に説明すべき機會が多々あるべきを信じまするに依り、本日は以上陳述の程度に止めて、是より一二他の問題に言及致したいと思ひます。先づ、第一に此委任統治の問題に付て申し上げます、舊獨領南洋諸島の委任統治問題に關しましては、前期議會に於ても報告を致しました次第であります。其後昨年三月下旬に至り、一昨年十二月、聯盟理事會に於て確認成立致しましたる、委任統治條項の認證謄本が帝國政府に到達致しました。其次第は昨年四月二十九日に公表をした通りであります。斯くして南洋諸島に對する帝國の委任統治は、國際聯盟に關する限りに於ては、確定されたる次第となつたのであります。然るに米國は最高會議に於て、「ヤップ」島委任統治に關し留保を爲したことを理由とし、或は戰捷聯合國の一員としての權利を根據として、「ヤップ」島に對する日本の統治を否認せんとすると共に、「ヤップ」海

底電線に關し、殊に一昨年華盛頓國際通信豫備會議に於ては日本が同海底線の所有を主張したるに對し、種々の要求を提出し、協議容易に纏らなかつた次第であります。其後大西洋に於ける舊獨線歸屬問題は英佛の讓歩に依り、既に關係國間の諒解殆ど成立するに至りました次第を以て、帝國政府に於きましても、大局の利害と國際協調の精神に依り何等か妥協を圖るの必要を認め、彼我の間に數次交渉を重ねたる結果、今回右海底電線に付き兩國間に一の諒解を遂げますと共に、「ヤツプ」島に於ける電線の陸揚げ其運用の自由、之に關聯せる特權の許與其他二三の條項に付て米國側の要求を容れますことに定め、又米國側に於ては、「ヤツプ」島を含む赤道以北の舊獨領諸島に對して、帝國の委任統治を承認することに決定致しました。既に大體の協定を了して、不日之に關する條約の成立を見る筈であります。

最後に西伯利問題に付きまして一言申述べます。一昨年秋東部西伯利に於ける各地方政權妥協の結果成立致しましたる所謂極東共和國なるものは、客年二月憲法會議を開いて統一政府の形態を整へ、非共產的民主制度の採用を宣明致しまして、帝國政府に對し屢々親善通商關係の開始を希望して參りました。其後浦鹽に地方的政變は起りましたなれど、政府は大局に顧みて「チタ」政府の希望に應じ、同政府との間に大連に於て會議を開くことに決心致しまして、昨年末より大連に於て商議を開始することになつたのであります。此大連會議の主たる目的は

右極東共和國と我國との間に一般通商問題の外に、我が居留民の生命財産の保護並交通の危險及帝國に對する脅威の除去、各種産業經營の自由等に關し、適當の保障を得んとするに外ならないのであります。其間何等領土的又は獨占的利益を獲得せんと欲するものに非ざること、申すまでもない事であります。右商議の遂行に付きましては、多少遺憾の點はありますが、彼我の希望は漸次接近しつゝあるのであります。隨て帝國政府は「チタ」政府が能く我真意を諒解して前述の保障を與へ得る時機が近かるべきを期待するのであります。帝國が今尙ほ沿海州の一部に駐兵して居りますのは、前記の危險及脅威の存在するが爲めでありまして、是れ實に自衛上已むを得ざる事情に基くものであります。帝國政府は露國の内政には絶対に干渉せず、露國人間の政争に對しては嚴正中立の態度を維持しつゝあるのは勿論、同地方の政情安定して、是等危險に對する保障確立するに於きましては、直に撤兵を實行するの決心たることは、從來屢々聲明したる通りでありまして、聊かも其態度を變へる譯でありませぬ。尙ほ薩哈噠占領は、是は尼港所謂「ニコライウスタ」虐殺事件に基因するものでありますから、他日十分に責任を負うて、其解決に當る所の露國政府が確立されて、相當同事件の満足なる解決を見たる上は、無論我が駐兵を解除すべきことは勿論の次第であります。之を要しまするに、政府は外政の處理に當り、常に世界の大局と帝國の平和的發達に顧念し、關係諸國と圓滿なる協調を保持し、以て國際間に於ける帝國の地位向上發

達を圖ると同時に、各國共通の利益増進に貢献するの希望を以て、終始行動し來れる次第であります。今回華盛頓會議に於きましても、専ら此精神を體し、各種案件の處理に當つて居るのであります。此公明正大なる我が態度は、關係諸國齊しく認識すると共に會て歐米諸國に於て動もすれば帝國の眞意に關し、誤解或は疑念を懷き居りたるものありましたなれども、最近に至りましては、是等の誤解懷疑は、暗雲一掃せられんとするの觀を呈することになりました。隨て、帝國と他列國との關係は一層敦厚を加へ來りたることは、頗る欣幸とする所であります。近時世界の大局は急轉して、會ては一つの理想論とのみ看做され居りましたる國際聯盟が、既に成立を告げたるのみならず、時の経過と共に其精神は次第に徹底し、其基礎益々鞏固を加へつゝありまする外に、今回華盛頓會議の結果、軍備縮小の實を擧げることも亦遠きに非ざるやうに思はれます。又四國協約の締結と云ひ、支那關係の原則の決定と云ひ、總て是等は世界恒久の平和の樹立に對する、一般人類の眞摯なる要求の發露に外ならざる次第でありまして、單に各國政府の一時的の政略と認むべきものではありません。實に現代世界の大事は各國共に排他的利己主義を去つて正義と平和の爲に國際協調の達成を圖り、協心戮力以て人類の共存共榮の實を擧ぐるに、努めて居ることを示しつゝあるのであります。斯の如きは帝國永遠の利益に合致するのみならず、帝國運の隆昌を期するの途は、右の方針以外他に求むべからざるは、帝國政府の信じて疑はざる所であります。

高橋藏相の演説

諸君、茲に私は大正十一年度歳計豫算に關し其大要を説明するの光榮を有します。大正十一年度の歳計に付き申上げる前に、大正十年度に於ける歳入の概況に付て一言致します。同年度は目下経過中であり、且つ財界各方面の狀況は平常と異り、今後の變化も豫測し難いものが多いのでありますが爲め、正確なことは申上げ兼ねますが、大體の見込に於て、歳入は營業稅、砂糖消費稅、織物消費稅、關稅、專賣局益金等は增收の見込でありますが、所得稅、印紙收入、郵便、電信及電話收入等は減少の見込であります。歳入の狀況は遺憾ながら概して良好とは申されませぬ。去れば大正十一年度の豫算を編成致しまするに當りて、政府は努めて政費の膨脹を抑制し財政の基礎を鞏固にするを趣旨として、緊急差措き難きもの、外は新規の計畫は成るべく之を見合せ、主として既定計畫の遂行を期することを以て念と致しました。即ち其梗概を述べれば、大正十一年度豫算總額は歳入歳出各々十四億六千六百餘萬圓でありまして、歳入は經常部十二億四千四百餘萬圓、臨時部二億二千百餘萬圓、歳出は經常部九億六千九百餘萬圓、臨時部五億二千六百餘萬圓であります。之を前年度豫算額に比するに、歳入歳出各々總額に於て一億一千八百餘萬圓の減少であります。其中歳入に於ては經常部九百餘萬圓、臨時部一億八百餘

萬圓の減少で、歳出に於ては經常部に於て二千八百餘萬圓の増額であります。臨時部に於て一億四千六百餘萬圓の減少でありまして、差引一億千八百餘萬圓を減じました。

今歳入歳出の主なる事項に付て大體を申せば、歳入豫算經常部中租税は七億三千四百餘萬圓でありまして、前年度に比し千八百餘萬圓の減少であります。其内増減の著しきものを挙げれば、所得税は六千四百餘萬圓の減少であります。營業税は千八百餘萬圓、酒税は千七百餘萬圓、織物消費税は九百餘萬圓の増加となります。其他は大體前年度に比して大なる相違はありませぬ。印紙収入は八千三百餘萬圓で、前年度に比し六百餘萬圓の減少であります。官業及官有財産収入は三億四千七百餘萬圓で前年度に比し千六百餘萬圓の増加であります。其内増加の稍々著しきものを挙げれば、森林収入に於て七百餘萬圓、專賣局益金に於て七百餘萬圓の増加であります。雑収入は三千三百餘萬圓で前年度に比し四百餘萬圓の減少であります。歳入臨時部に於きましては國有財産整理資金特別會計の創設に伴ひ從來一般會計の歳入に屬したるものを移し替へたるため減少するものもあり、又森林資金特別會計の廢止に伴ひ同資金減額繰入の如き一時的の増加のものもあります。其他は前年度剩餘金繰入を除く外は大體豫算の増減に過ぎませぬ。前年度剩餘金繰入は一億千餘萬圓で、其内六千三百餘萬圓は既定の計畫に新規の繰入を要するものであります。次に歳出に付て述べれば前にも一言したる如く成るべく節約を旨とし又

既定の計畫の遂行に支障なき限り繰延を行ひました。其經常部に於ける節約高は二千三百餘萬圓でありまして、臨時部に於て後年度に繰延べたる金額は約九千六百餘萬圓であります。尤も諸般の情勢に鑑み緊急措置難きものに付ては、増加したるものもあります。國防の充實に付ては、軍備制限に關する諸般の國際協定の確立を俟つて將來の方針を定むべきであります。今日の所未だ其時機に達させぬ。仍つて暫く既定計畫に依る豫定額の範圍内に於て之が遂行に支障なき様致しました。其他の事項に付ても既定計畫の遂行を期し物貨騰貴に因る増費を計上し、又若干の新規事項を加ふることに致しました。朝鮮總督府、關東廳及樺太廳の各特別會計に對しましては諸般の施設に關し其財源を補足する爲め多少の經費補充金を増加致し、又委任統治諸島の爲め南洋廳特別會計を新に設けて之が經理をなすこととし之が爲めに三百三十萬圓の經費補充金を支出することと致しました。

次に公債發行の計畫に付て述べますれば大正十年中に發行したる公債は總額六億六千五百萬圓で、内新規發行の外三億五千九百萬圓、借換の分三億六百萬圓であります。公債の發行に付きましては政府は大體の方針として公債の發行と金融市場との間に能く調和の保たる、様注意を加へ、又財政上の必要に應ずるが爲め成るべく償還期限を長くし、且つ其期限が將來に重復して一時に巨額の償還を要するが如きことのないやう特に考慮を加へた次第であります。而して大正十年度に屬する事業公債は、一般募集に依らざるものを控除して總額一億八千二百

萬圓を募集する豫定でありましたが、其大部分は既に發行を終へ、尙若干の募集額は本年度中に終了する見込であります。臨時軍事費關係のものは昨年四月以來約一億二百萬圓を發行致しました。尙未済のもの一億一千萬圓あります。是は今後實際の支出を要するに従ひまして借入金又は公債募集を爲すこととなり。大正十一年度に於る公債支辨の案は大體既定計畫に止ることゝ致しました。即ち一般會計に屬する分五千四百餘萬圓、帝國鐵道建設及改良費に屬する分八千萬圓、朝鮮臺灣樺太及關東州に於る事業費に屬するもの五千三百餘萬圓、合計一億八千餘萬圓でありまして前年度豫算額二億九百萬圓に比較して約二千萬圓の減少となるのであります。而して各一億八千八百餘萬圓の内約二千二百萬圓は借入金其他の方法を以て調達する見込でありますから、大正十一年度に於ける實際の新規公債募集は一億七千六百餘萬圓となりまして、前年度に比し六百餘萬圓の減少となります。尙ほ臨時軍事費の財源として借入金又は公債に依るべき金額は約七千五百萬圓でありまして、是又前年度の豫定額に比較致しまして約二千五百萬圓の減少となっております。

最後に一般經濟界に付て一言致します。世界財界の大勢を見まするに、歐洲戰爭に依る創痍は尙ほ未だ癒えず殊に獨逸の賠償支拂問題、歐洲の經濟復興問題、聯合國間の負債整理問題等未だ具體的進捗を見ないので、之が爲め國際間の商取引は圓滑に行はれず、爲替相場は亂高下を示し隨て貿易は阻害せられ、一般經濟界は安定を見

るに到らず、爲に我國の財界も亦之が影響を免るゝ能はざるは止むを得ざる次第であります。而して此過渡期に於て吾々の最も急務と感じまする事は、速に過去數年間に於ける財界一時の好調に慣れたる奢侈放縱の情勢より覺醒して、剛險質實の美風に就き、事業の組織並經營の整理改善に努め、専ら生産の遞減と能率の増進とを圖り以て我經濟界の實力を充實するにありと信じます。終に臨み私は茲に提出致しました豫算案に對しまして、御審議の上速に協賛を與へられんことを望みます。

▲財政計畫大要

大正十一年度豫算の編成時期は恰も財界變調の機運に遭遇し、我

貿易の不振漸く著しいのと、且つ華府會議の影響を慮り、政府は主として既定計畫の遂行に努め、其他は専ら緊縮の方針を執り、政費の膨脹を抑制し財政の基礎を鞏固にせんことを圖つた。即ち大正十一年總豫算額は歳入歳出各十四億六千六百餘萬圓、内歳入は經常部十二億四千四百餘萬圓、臨時部二億二千百餘萬圓、歳出は經常部九億三千九百餘萬圓、臨時部五億二千六百餘萬圓にして、之を前年度總豫算に比するに歳入歳出各總額に於て一億一千八百餘萬圓の減少を示し、歳入經常部に於て九百萬圓、同臨時部に於て一億八百餘萬圓を減じ、歳出經常部に於て二千八百餘萬圓を増加し、同臨時部に於て一億四千六百餘萬圓を減少した。

右の内、經常部に於て整理節減をなしたるもの、陸軍省所管百二十二萬餘圓、海軍省所管二千二百五十六萬餘圓、合計二千三百七十八萬餘圓、又既定豫算額中臨時部に於て經費繰延減額をなしたるもの、大藏省所管神戸税關陸上設備費中三十萬圓、陸軍省所管要塞整理費及整備費中九百萬圓、海軍省所管軍艦製造費及水陸整備費中八千四百二十一萬餘圓、農商務省所管製鐵所擴張費中二百四十二萬餘圓、合計九千九十三萬餘圓、即ち兩者合計總額實に一億一千九百九十餘萬圓に達した。

政府は斯く整理節約の方針を執れるも、一面に於て國運の發展に伴ひ緊急措き難き必要なる新規施設を計上したるもの亦少なからず、今其主なるものを摘記すれば

- 一、外交機關の充實擴張　のため領事館の新設、兼任領事館に對する經費、國際聯盟理事會費等を新に計上し又東亞同文會及同仁會費補助並に在外兒童教育費補助の増額等を計上した
- 二、交通々信機關の整備　は既定計畫の遂行を怠らざる外、尙ほ新たに港灣修築治水事業、南洋廳經費補充、電信電話擴張改良に伴ふ維持、電氣試驗所大阪出張所設備擴張等の經費を計上した。
- 三、都市計畫機關の充實　に要する經費を始めとし、各種の社會的施設其他之に關連せる地方廳事務處辨の經費等を計上した。

費等を計上した。

四、高等教育機關充實　に關する各種の經費を始め中等教員の養成並に檢定に關する經費を増額し、其他學術研究に要する新たなる經費を計上した。

五、國有及公有林野經費　に關する新規事業費の計上を始め、製鐵業の獎勵、窯業研究所の設備擴張、工業試驗所の事業擴張、開墾獎勵、綿羊飼育獎勵に關する經費、其他産業發達に必要な諸種の經費を計上した。

本豫算案に對し、憲政會并に國民黨は種々なる非難攻撃を加へ、政府に對して其編成替を要求する理由として豫算の返付を主張したるも、政友會のために一蹴せられ、貴衆兩院とも大多數を以て總豫算を可決した。

尙ほ總豫算の外、今期議會の協賛を得たる豫算の概要を示せば左の如し。

大正十一年度總豫算追加合計

歳入歳出各

一六、三六三、〇五九圓

内

各省追加

一三、五八一、二七六圓

南洋廳費

一、九三九、九六〇圓

陸海軍恩給增加

八四一、八二三圓

一、大正十一年度各特別會計

但し朝鮮總督府特別會計中、朝鮮土地改良事業會社補助費二十五萬圓削除

一、大正十年度各特別會計追加合計

七、〇六一、九九六圓

歳入歳出各

一、大正十年度各特別會計追加案

七五、九二三、五八三圓

一、臨時軍事費追加歳入歳出各

右の外大正十一年度追加豫算案として

一、所謂昇格案經費

三、二九七、七〇〇圓

一、陪審制度所要費

二八一、四七五圓

の提出ありしも、會期切迫のため貴族院にて審議未了となつた。

▲華府會議問題論戰

今期議會に於ける外交戰は華府會議の問題に集中せられた。

華府會議は原内閣時代に端を發し高橋内閣時代に及べるものにて、大正十年十一月十一日開

會、十一年二月十一日終了、加藤全權一行は其使命を果して三月上旬歸朝したのである。

華府會議の成績は

一、海軍々備制限に關する條約

二、太平洋方面に於る嶋嶼たる屬地及嶋嶼たる領土に關する四國條約並同條約追加

協定

三、潜水艦及霏瓦斯に關する五國條約

四、支那に關する九國條約

五、支那の關稅に關する條約

六、山東懸案解決に關する條約

七、ヤップ島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する條約

八、華盛頓會議に於ける軍備制限會議に於て採用せられたる諸決議第一乃至第十二

等で、之によりて(一)海軍々備制限並に太平洋の防備現狀維持に關する五大國の協定成り

(二)日英同盟は終焉を告げ、(三)支那の主權確立、領土保全、門戶開放、機會均等の主義樹

立せられ、(四)支那の關稅改正の基礎條件承認せられ、(五)日本の山東還附條件決定し、(六)ヤツブ島其他南洋諸島の日本委任統治が承認せられたので、國際會議としては比類なき成功であつた。

海軍々備制限條約に於ては英、米、日、佛、伊、五國の海軍比率は五、五、三、一七五と協定、各國主力艦の隻數及噸數并に航空母艦の總噸數は左の如く制限された。

國	隻數	總噸數	主力補充後の 總排水噸數	航空母艦の總 噸數
英國	一一三	五八〇、四五〇	五二五、〇〇〇	一三五、〇〇〇
米國	一八	五〇〇、六五〇	五二五、〇〇〇	一三五、〇〇〇
日本	一〇	三〇一、〇〇〇	三一五、〇〇〇	八一、〇〇〇
佛國	九	二二一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六〇、〇〇〇
伊國	一〇	一八二、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六〇、〇〇〇

反對黨は始め區々の報道を捉へて、頻りに政府及全權を非難したけれども、其真相日を追ふて分明するに及び物議も自から止んだ。

華盛頓會議の使命を果して議會開會中に歸朝したる加藤全權が、感想談として發表せられ

たるもの左の如し。

加藤全權の談話

第一に我輩が全權となつて帝都を辭したるは大正十年十月にして同年十二月二日米國首都に到着、越へて十二日會議開會、續いて十一年二月六日閉會、其間約三箇月間に亘り連日間斷なく總會議總委員會小委員會起草委員會分科會等日々會合を重ね、其の會合數を合算せば實に百卅五回の多數に上り甚しきは日に五回の會合を重ね、又三回の會合をなしたることも屢々である。此間又別に重要な非公式會合を重ねた。斯くて遂に軍備制限及極東太平洋問題等國際關係上重大複雑なる幾多の問題を議了し、同時に本會議外に於て之と關聯して特殊の問題に付關係國間に商議を重ね、是亦圓滿なる解決を遂げた。以上の結果として、海軍軍備制度に關して二條約一決議極東問題に關して二條約七決議、太平洋に關して二條約、山東問題に關して一條約一議定、其他合計七條約十二決議が成立した。斯の如く短日月の間に斯くも多數の條約を締結し決議を作製し、世界の平和に大なる貢獻を爲すの結果を齎したるは、恐らく國際會議として稀有の例であると信する、是我々が全局より見て本會議は成功として世界の文明國民と共に慶賀せんとする所である。

第二に本會議の組織構成に就て著しく特色あることを看取した。即ち本會議は軍備制限の協定を主眼として之と同時に極東及太平洋問題の討議を目的としたが、二者關聯するの見地より兩者を併せて同一の總會議を組織することとし、軍備制限會議關係五箇國日、英、米、佛、伊及右五箇國の外に白耳義、支那、和蘭、葡萄牙を加へて九箇國代表者會議に列席し、且此總會議を以て本會議の最終決定を爲す中心機關とし之を公開した。右總會議の下に前記の二大問題討議の爲、軍備制限總委員會及極東及太平洋問題總委員會の二委員會を設け、其下に各種の小委員會を置いた、此等委員會は秘密會となせしも、委員會の議事に關しては其の要項を即日公表し重要問題に關する討議は多少各國の機微に觸るゝ所あるも可成詳細に之を公表した。斯の如く出來得る限り商議の公開に努めたることも亦本會議の一特色である。加之議題討議方法の如き組織形式に關する委員會をも特に各國首席全權を以て組織し殊別問題の討議の爲めの小委員會條約決議案の起草委員等の各種委員會も大體悉く責任ある全權委員を以て構成せしことは、又本會議組織上の一新例にして之が爲に議事の進行敏活なるを得たることは看過すべからざる事實である。

第三に、各會合に於ける各國全權の態度が頗る率直眞摯にして各腹臆なく其の所見を披瀝した。従つて時に激論に亘ることがあつたが、會議の目的を達成せんとする熱心は其の背後に控ふる各國政府及國民の均しく懷抱し居たる所で、爲に世界の一部より到底不可能と目せられたるさしもの難問題海軍制限の如きも、終に互讓妥協の精神を發揮して人類共同の福祉増進の爲に各國互に随分の犠牲を甘んずるの崇高なる動機に依りて、圓滿に解決した。此の如きは實に世界の列強が從來の國際談判に往々見るが如き排他利己の術策を離れ、誠意以て人類共通の目的の爲め國際協調の新天地の開拓に寄與せんとする意見と風潮とは本會議に於て著しく感知するを得た。米國全權が會議の劈頭即ち十一月十二日第一回總會議開會と同時に海軍制限に關し實行を目的とする爲極めて大膽なる具體的提案を提げ、公開の會議に於て堂々として其の所信を披瀝し、自ら先んじて犠牲を拂ふの態度を示し、以て近世文明國民共通の一大負擔を一舉にして輕減せんとする意見は、從來の會議と行方を異にせる本會議の特色を示すもので、日本及英國が互に之を呼應して逸早く主義上同意の旨を宣して其の詳細の調査攻究に移り屢々激論を重ねたるも、同時に世界の三大海軍國たる日英米三國全權が何れも大局に顧念し、極めて眞率に意見の交換を行ひたる結果、三國の海軍主力艦比率の協定を遂げ、然る後之を佛伊兩國に示し終に五國條約の基礎を作り得たる次第である。世間動ともすれば日本は英米の壓迫を受けた杯偏見を抱くものありと聞くも、親しく折衝の局に當りたる余は斯様なこと決して之なかりしことを斷言し得るのである。

第四は、極東就中支那問題の討議に就ての感想を一言せんに、支那問題に至りては大體會議前に各國の同意を

得たる米國側議題試案に網羅せられ居るも其の性質は極めて複雑にして、範圍も亦廣汎に亘り、軍備制限の問題の如く、主催國に於て具體的成案を提げて討議の基礎と爲すこと難く、従つて參列者就中最大利害關係者たる支那全權が隨時陳述せる希望又は提議に應じて討議するの外なかつた。而して會議一般の風潮は初よりして支那現下の難局に同情し、其正當なる希望に對し各國皆同情的考慮を加へて其達成を輔け、且つ各國全權相互間には隔意なき討議及協力を盡して以て充分に各國間の諒解を遂げんとするに在つた。此間政治上、地理上、經濟上關係最も深き日本の態度は常に列國注目の焦點となり、日本全權の陳述は常に討議の中心たりしことまた自然の勢である。此の如き帝國の特種地位に鑑み、支那問題一般討議に入るや本員等は政府訓令の趣旨に依り劈頭帝國の本會議に關する態度を聲言し、且つ機會ある毎に簡明直截に我公正なる對支政策を宣明した。此等は當時直に發表せられたのであるが、日本が支那の統一和平を翹望するの衷情と、内政不干涉及門戶開放の主義恪守の誠意と支那國民の向上的希望達成に對する協助の熱心とは、相當列國間に諒解せられ、我が對支政策に關して從來誤解中傷の原因は鮮かに交除せられたりと信するものである。支那問題討議の結果は第一に所謂ルート決議案即ち支那問題に關する原則四大綱領の決定にして右は從來支那に關し、列國中就中、日本と英米佛等との條約又は協商に於て規定せられた主義原則を綜合して一層明かに將來の原則として宣言せるものである。第二に支那全權の提出

せる希望に對する決議にして、就中支那の政治、司法、行政の自由に關する條約上其他の制限撤廢の希望約七項は極東太平洋委員會附議の大部を占めたるが、調査審議の結果、郵便局の撤廢關稅の増徴の如き直ちに支那の希望を容るゝこととし、其他の諸問題に就ては何分此等の問題が支那特種の事態より發生せる特殊のものたるに鑑み、漫りに現實の事態を閑却して之れが處理を許さざるものあり、旁漸次支那の希望に副ふの方針を以て此際は過度的措置を攻究決議した。

此他西伯利問題、太平洋に關する四國協商山東問題等多々商議決定せられたが、終りに際して一言本會議の全局に亘りて感想を述べたい。華府會議の成果に關しては人に由り其觀る所を異にすべしと雖も、會議の主要目的たりし軍備競争の抑制と國際一争因の除去とに於て相當の事蹟を擧げ得た事は多く異論なかるべしと思はれる。而して會議の衝に當りたる吾輩の感想に據れば會議が能く斯る結果を齎し得たる所以のものは、實に參列諸國が一致して世界平和の確立並に人類負擔の輕減の急務たることを自覺し、而も此二大目的は列強が排他的競争の舊世界より脱却して國際協調の新天地を開拓することに依り初めて之れを達成し得べきものなることを識認したるに由らなければならぬ。各國の此共通の目的を實現せんが爲には互に多大の犠牲を敢てしたが、而も此れ皆各國の自發的に爲したる所で、決して他の強制に出でたるものでない。此の自調協調の精神あつてこそ斯る短時間

に能く前述の如く幾多重大なる條約及決議を成立せしめ得たるものなるべきは、吾輩の信じて疑はざる所である。若し世界の各國民が充分華府會議の經驗と成果とを會得し、國際協調の新機運を益々助成することに努力を吝まざるに於ては、世界平和の前途には多くの光明を認むることが出來よう。我國民に於ても此の華府會議の眞義と國際政局の趨勢とを眞實に諒解するに至らんことは、吾輩の衷心より希望して止まざる所である。

▲鐵道網完成

鐵道の普及は國力發展の前提にして、我國にありては其延長既に八千哩に及ぶと雖も、歐米諸國に比すれば其及ばざる事遠し。交通機關の整備を四大政綱の一とせる原内閣は、茲に見る所ありて、全國に亘る鐵道の大成を策し、所謂鐵道網を作り之を法定せんがため前議會に鐵道敷設法改正案を提出したるに、貴族院にて議了を見る能はざりに依り、高橋内閣は今期議會に再び同一案を提出して兩院の協賛を見ることを得た。

同案に豫定する線路は、既定未成線以外、新たに青森縣に五線、岩手縣に七線、秋田縣に四線、宮城縣に六線、山形縣に四線、福島縣に六線、栃木縣に五線、茨城縣に八線、千葉縣に五線、東京府に二線、神奈川縣に一線、群馬縣に一線、新潟縣に二線、長野縣に四線、静岡縣に三線、富山縣に三線、石川縣に二線、愛知縣に四線、岐阜縣に二線、三重縣に一線、

滋賀縣に二線、京都府に三線、奈良縣に二線、兵庫縣に五線、鳥取縣に一線、岡山縣に二線、廣島縣に四線、島根縣に一線、山口縣に四線、香川縣に一線、愛媛縣に四線、高知縣に四線、福岡縣に三線、佐賀縣に三線、大分縣に四線、熊本縣に四線、宮崎縣に一線、鹿児島縣に四線、北海道に二十二線、合計百四十九線其延長約六千三百四十九線を算す。

以上各線は明治二十五年以來歴代内閣を通じて鐵道當局が調査に調査を重ね、凡に地方開發に有効にして敷設可能の線路を求め、其の中に就き最も必要にして又全體の聯絡に適するものを選択したるもので、今に於て之を法定線として其速成を圖り、兼ねて其以外の私設線并に道路爾餘交通機關の設計若くは官私各般企業の便宜に供するは國家的政策として極めて適切なることを認めたとのである。

本案に對しては常に政府攻撃に熱中せる憲政會さへも、第四十四議會に於て黨議を以て賛成を表し、剩つさへ之れが速成の附帶決議を提唱したる程であるのに、今期議會に於ては意外にも黨議を翻して之に反對し、世間を啞然たらしめた。反對理由としては、本案が敷設年度を定めず豫算を伴はざるは法律たる價値なしと云ひ、或は國家の財力は此鐵道の敷設に堪

へすと云ひ、或は政友會の黨務擴張の具たるを恐ると云ふ。然らば何故前議會に於て賛成したか、斯くの如き重大法案を議するに當り、政友會の黨務擴張の具たるを恐るゝと云ふ如きは弱者悲哀の聲として一笑に附すべきものであつた。

▲普選案否決

衆議院議員選舉法改正案即ち世に所謂普選案は、原内閣時代憲政國民兩黨により三度び議會に提案され、三度びとも惨敗した。兩黨も最早從來の如く別個の案を提げて議會に臨むことを許さず、本期議會には幾多の折衝を経て普選聯盟が成立し、普選統一案なるものが作成された。

(一) 選舉權被選舉權共に滿二十五歳以上の男子全部

(二) 納稅資格全廢

(三) 神官僧侶教員の被選舉權を認む

即ち憲政會は多年固持して居つた「獨立の生計」を捨て、國民黨は「年齢二十歳以上」を讓つた。斯くて成立した普選統一案を提出して來たが、政友會は此機會に於て充分問題の真相の國民に徹透せしめんことを希ひ、四日に亘つて遺憾なく討論を盡さしめた。最後に床次

内相は時期尙早の故を以て之が否決を要望し、採決の結果大多數にて否決された。

右普選案の議事に上るの日、院外の同志は盛んに示威運動を行ひ、且つ選舉權賦與の請願書を捧ぐると稱して議院に迫り、形勢不穩なので、政府は多數の警官憲兵を以て之を取締り民衆にして檢束又は拘禁されたるものも少なくない。政府反對黨は之を以て其取締苛酷にして常度を越ゆること甚しきものとし、「昨二十三日普通選舉法案上程に當り、政府は警吏憲兵を以て議院を包圍し、國民請願の自由を壓迫し、温良の人民を檢束するのみならず、議員を毆打拘禁したるは憲政を破壊するものと認む、政府は須らく其責に任すべし」との決議案を提出したが、此決議案は百四對二百三十一を以て否決せられた。

此外にも、政府反對派は「現内閣成立以來失政百出勝て算ふ可らず」との理由により内閣不信任決議案を提出したが、本案も百四十一對二百五十一を以て否決せられた。

▲陪審法審議未了

今期議會に提出せられたる重要法案中政友會多年の主張に繋れる陪審法案は、貴族院に於て審議未了となつた。

陪審法案は帝國臣民三十歳以上の者にして同一市町村内に二年以上居住に引續き二年以上

直接國稅三圓以上を納め、且つ読み書きをなし得る者は抽籤に依り陪審員候補者となり、死刑又は無期徒刑に該る被告事件、又は被告の請求に依り長期三年を越ゆる體刑に該る被告事件の公判に、陪審員となりて參與し、判事に有罪無罪の意見を提出し、判事は此の意見に反する裁判を爲すを得ざるを要旨とするものである。

抑も憲法政治の本義は、國家の政治を民衆化するに在り、我國憲法實施以來立法權は民選議院に依り、行政權は地方自治其他の制度に依り、漸次民衆化の實を挙げつつありと雖も、獨り司法權に就ては、政府の任命する裁判官の處斷に委して、裁判に關しては國民は沒交渉である。此の如きは憲法政治の本義に副はざるのみならず、是が爲め現裁判が往々社會の期待と著しく背離することありて、民間漸く裁判を輕侮する傾向あるは、最も戒心せざるを得ざる現象として、殊に近年民衆思想は急速なる變化を來しつゝあるを以て、今にして司法裁判に民衆を參與せしむるの途を開くは、裁判の信用を保持し、社會の安定を圖る爲め、緊要の政策であつた。

原内閣は之に鑑みる所あり、法制審議會を越し、朝野法曹の權威者に諮り、更に樞密院の慎重なる審議を経て、現内閣に及び今期議會に陪審法の提案を見ることを得、衆議院に於ては各黨派舉げて之を賛成し、殆ど全會一致を以て可決したるに拘らず、貴族院に於ては審査の日數乏しく、遂にこれを議了するに至らなかつた。

▲昇格問題の波瀾 高等學校昇格の計畫は前内閣以來政府の主張に繋り、前期議會より宿題として教育會議に於て慎重審議を盡し、再び本期議會に大正十一年度追加豫算として提出せられた。

右追加豫算は大正十一年度以降、大正十三年度に至る三ヶ年繼續事業として、東京高等工業學校、大阪高等工業學校及神戸高等商業學校の組織を變更して、東京及大阪に工業大學、神戸に商業大學を設置し、東京高等師範學校、廣島高等師範學校に於ける専攻科の組織を變更して、新に文理科を内容とする單科大學を設置し、又齒科醫學專門學校の創設、實業專門學校に於ける専攻科の實施學科の増設、並に東京外國語學校の修業年限延長の計畫を定め、之に要する經費額千六百九十九萬二千三百九十五圓を三ヶ年繼續となし、初年度として大正十一年度分三百二十九萬七千七百圓を要求したるものである。

本追加案に對し反對黨は初等教育の發達を圖るの急務なるを理由とし、政府の計畫が高等教育に偏するを難じ之に反對したが、衆議院は大多數を以て、本案を通過し貴族院に回付した。貴族院は前議會以來本問題の適當なる解決を要望したので格別異議はなかつたが、同院豫算總會に於て高橋首相が一連托生拋棄論（昇格問題が如何にならうと之れを内閣全體の責任問題とせざる意味）を試むるや、形勢悪化して意想外の波瀾を惹起し、貴族院に於る猛者連の一齊攻撃となつた。首相辨明に努められたけれども諒解を得るに至らず、昇格豫算は審議未了閣から閣に葬り去られた。

▲過激社會運動取締法案

大戰後の國民思想の變遷から、無政府主義并に共產主義者の運動内面的に激甚を極むるに至つたので、政府はこれを取締るべく過激社會運動取締法を立案しこれを議會に提出した。其要項は

第一條 無政府主義共產主義其他に關し朝憲を紊亂する事項を宣傳し、又は宣傳せんとしたる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す。
前項の事項を實行することを勸誘したる者、又は勸誘に應じたる者罰前項に同じ。

第二條 前條第一項の實行又は宣傳する目的を以て、結社集會又は多數連累をなしたる者は、拾年以下の懲役又は禁錮に處す。

第三條 社會の根本組織を暴動暴行脅迫其他の不法手段に依て變革する事項を宣傳し又は宣傳せんとしたる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す。

と云ふのであつたが、貴族院にては過激主義者の運動を妨止するは固より必要であるけれども、該法文の意義には刑の適用に關する範圍不鮮明を極むるものとして原案を修正可決した。該案の衆議院に回附せらるゝや、憲政會は本法適用の範圍頗る明確を缺き、就中共法文の解釋如何によりては如何なる思想、言論、文章、動作をも處罰し得べく、而も其處刑の峻嚴なるは學者及言論界に對する一の脅威なりとし、黨議を以て否決するに決した。其案の本會議に上れるは會期最終日であつたが、憲政會は國民黨と共に一致して反對し、未曾有の大混亂劇を演出し結局審議未了に終らしめた。

▲政府提出重要法案

政府より本期議會に提出して兩院を通過したる重要法案左の如し。

一、府縣制改正案 本案は政府が前期議會に提出したるも會期切迫のため議了に至らざりしものにて今期議會に於ては大多數を以て兩院を通過した。其の改正要點は、選舉權の條件に付て舊法は直接國稅三圓以上を納むるものとありしを、單に直接國稅を納むるものと改め、其の稅額の多少を問はざることとした。其の結果舊法に依り全國を通じて有權者數二百七十四萬人なりしに、一躍して五百三十四萬人を算し、恰かも倍數に増加した。又選舉區は府縣知事は府縣會の議決を経内務大臣の許可を受け、之を數選舉區に分割し得ることとなし、成べく地方の事情に適應せる選舉を行ふの便宜を講じた。府縣制の改正と同時に北海道の自治の向上を目的とし、北海道會法改正案を提出し、選舉區及選舉資格は大體府縣制改正案と同一たらしめ、之に伴ふに北海道參事會の制を設け更に北海道地方費改正案を提出し、尙市制を北海道に施行する法律案を提出し、概ね府縣と大差なきに至らしめ何れも異議なく兩院を通過した。

二、道路改正法案 本案は郡制廢止に伴ひ郡道の歸屬を定むるを目的とするもので、政友會は之を希望するに際し二個の希望を附帶せしめた。一は郡道の處分に際し其の主なるものは成るべく府縣道に編入の方針を採り、二は府縣道に編入したるものも其改良に急なることなく、府縣の財政に顧み漸次其工を進むべしと云ふにある。

三、刑事訴訟法改正案 其の改正の重要點は公訴の法定主義を任意主義に、糺斷主義を彈劾主義に改め、以て社

會の安全に必要な無益なる訴訟を陶汰し、又被告の權利利益を一層確實に保護するの規定を設け、殊に拘留日數を二ヶ月に制限し、故なく之が延長を禁じ、又公判の本旨を徹底する爲め、直接審理の實を擧げ、辯護權行使の範圍を擴張し、捜査及び豫審の弊を矯むるを圖りたる等、大に人權擁護の保障を確立したるに在り。

四、少年法及矯正院法案 少年法は十八年未滿の少年の刑罰法規に觸れ、又は觸るゝ虞ある者を保護懲治するを目的とする法規にして、少年審判所の新設保護處分の規定等、近時社會狀態の推移に伴ひ著しく増加の傾向ある不良少年に備ふる適切緊急の施設にして、之に伴ふ矯正院法と共に、一般國民の理解協力と相俟ちて、其の効力の完成を期待する重大なる政策に屬す。

五、破産法改正案 從來の破産法は主として商人の商取引に關する支拂停止に限り適用する規定なりしに新法は一般人の債務の支拂停止に適用することに改め、和議法と相俟ちて債務者の狡猾偏頗を防止し一般債權者を平等に保護すべく周密なる規定を設けた。

六、借地借家調停法 借地借家に關する調停法案は近時續發する借地借家に關する爭議を、訴訟に由らず簡易に調停するを目的とするもので、時弊を濟ふべき社會政策の一つであつた。

七、農會法案 改定農會法の要綱を摘示すれば、農會の法人たることを明記し、尙ほ農村多年の要望たりし農會

經費の強制徴收を許し、國庫補助金は豫算の範圍内に於て補助することゝなし、其の金額は之を豫算に委せ將來其の必要に應じ隨時増減するに便ならしめた。

八、**取引所法改正案** 改正の主要なる目的は、直物取引を助成し、成るべく投機取引を抑壓して、一面取引所關係員間の物資需給を調節し、一面適正なる相場を公定する機能を十分に發揮せしめんとするに在り。之が改正の要項を舉ぐれば、第一に取引所の組織は、之を其本質に稽へ、又歐米の實例に徴するも會員組織となすを可とするも、我國の取引所は既に四十餘年の間株式組織の沿革を有し、今遽かに全國各取引所を劃一的に會員組織に變更せしむるが如きは却て種々の餘弊を生ずるの恐あるを以て、徐ろに之が改善を圖る爲め、先づ現在の株式取引所に對し會員組織の長所を加味するに努め、第二に取引履行に對する擔保は、當事者間相互に之を提供するを本義と爲し、強制擔保制度を改め、若し實際の事情に徴し取引所に擔保責任を負はしむることの必要ある場合は、特に農商務大臣の認可を受けしむることをなし、第三に賣買取引の期限は有價證券を二ヶ月に制限し、其他投機取引を抑制して成べく之を直物化せしむるに必要な改正を加へ、第四に近時、有價證券の激増に伴ひ之を資本化せしむるの必要上、取引所外に有價證券現物市場を出願する者少からず、然れども證券の取引は勢ひ差金決済に陥るは免れ難きを以て、此種の營業は凡て之を取引所法に依り取締ることゝなしたのである。

九、**信託法案及信託業法案** 信託に關する法規としては從來擔保附社債信託に關する規定あるに止まり、民法商法中にも信託に關して何等用意する所なく爲に實際問題に當り解釋區々に分れ、適正に其行爲を保護し得ざる嫌あるので、茲に之が統一保護を圖らんため信託法を制定することゝなつたのである。又信託業法制定の目的は近年我國に續出する信託業者の中には銀行類似のもの少なからず、其内容極めて不健全にして往々にして經濟界を蠱毒する虞れあるため茲に之が取締を嚴にし、正當なる信託業者の發達を助けんとするにあるので、兩者共に新しき立法である。

一〇、**健康保險法案** 政府は曩に勞働保險の調査に關する豫算を提出して議會の協賛を經爾後調査を遂げたる結果、先づ工場勞働者の健康保健を實施するの急務なるを認め本案を提出した。即ち本案に依り工場主と政府の協力に依り、工場勞働者の傷病療養を容易にし以て勞働力の回復を速かならしめ、分曉と死亡に對して一定の給付をなすことゝした。是れ一面勞働者の安定を圖り、一面事業能率の昂進を資けんとする試みで、本案は大多數を以て兩院を通過した。

▲**重要建議案** 今期議會に於て政友會は經濟文化の伸展に必要な多くの建議案を通過せしめた。就中共重要なものは、(一)行政整理に關する建議案、(二)陸軍の整理縮小

に關する建議案、(三)第二期治水計畫確立に關する建議案にして其概要左の如し。

一、行政整理建議案 行政整理建議案は其の本文に「行政各部の制度及其の機關を整備統一改善して其の運用を敏捷にし、依つて以て政務の能率を増進し、政策の徹底を贏得し、併て政費の緊縮を計るは刻下の急務なり、政府は須らく速かに案を立て、之を斷行すべし、右建議す」と云ひて、其の提出理由に「現時の行政制度及其の機關は年を閲すること久ふして今や改廢を要するもの少からず、其の實際の運用も亦時代の進運に伴はざるものあり、之に加ふるに政費は戦後の影響を受けて頻年膨脹して止まる所を知らず、此際一大整理を斷行し、制度の改廢と共に其の機關の不備なるものは之を補足し、混交するものは之を分割し、重複するものは之を統一し、之が運用の上にも亦一大革新を施し、斯くして政務の敏捷を齎らし、政策の遂行に遺憾なからしむると同時に、特に此の整理に依つて政費の緊縮を計るは蓋當面の急務なり。是れ本案を提出する所以なり」と言ふにあり。

二、陸軍整理縮少建議案 陸軍整理縮少に關する建議案提出の理由に曰く「世界の平和を促進し人類の幸福を圖るは現代の趨勢なり、華府會議に於て海軍制限の協定せらるゝ蓋し此精神に外ならず、陸軍に於ても其の整理縮少を謀り、時代の要求に順應すべきものと認む、是れ本案を提出する所以なり」と、是れ現在の陸軍勢力を減殺することなくして、經濟的に之が縮少を圖ることの可能なるを信じ、政府の英斷を促がしたるものにして、國民

黨は別に師團半減兵役一年制を主旨とする建議案を提出せるに依り、各派協議を遂げ政府は陸軍歩兵の在營期を一年四箇月に短縮し、且各種機關の整理統一を實行して以て經費四千萬圓を減少せむことを望む」との成案を得兩院一致を以て可決した。

三、治水計畫確立建議案 第二期治水計畫確立に關する建議案は「曩に樹立せられたる第一期治水計畫は、著々として實行の緒に就き、今や新に之を他の主要河川に及ぼし、以て治水の完成を期すべきの時期將に到來せり、政府は速かに第二期治水計畫を確立し大正十一年度より實施せられんことを望む」と云ふに在り。曩に明治四十四年八月全國大水害の際、政友會に於て根本的に治水計畫を確立するの急務なるを提唱したる結果、臨時治水調査會の設置を見るに至り、第一期治水河川として利根川其他二十河川改修計畫を確立され、繼續事項として爾來著々工事を進めつゝあるも、政友會内閣は更に第二期治水計畫を確立するの急務なるを認め、大正十年新に臨時治水調査會を設置して、第二期治水計畫案を立て、審議することとなり、其の結果第二期治水計畫として六十二河川を選定し、國庫より三億八千五百餘萬圓を支出し、之を二十箇年繼續事業として完成せんとするの案を得たが、大正十一年度總豫算編成の期に遅れ、之を計上する能はざりし爲め、政友會は政府をして一日も早く之を實施せしめんが爲め、本建議案を提出したるものにして、全院一致の賛成を得た。

政友内閣の大鐵道網

第四十五議會を通過したる鐵道敷設法並に別表左の如し（六十八ページ参照）

鐵道敷設法

第一條 帝國に必要なる鐵道を完成するため政府の敷設すべき豫定鐵道線は別表の掲ぐる所に依る

第二條 政府は前條豫定鐵道線路を調査敷設せんとする時は經費の豫算を定め、漸次繼續費として帝國議會の協賛を求むべし

第三條 豫定鐵道線路に該當するものと雖も一地方の交通を目的とするものにあつては政府は地方鐵道として其敷設を免許することを得

第四條 豫定鐵道線路を變更し又は豫定鐵道線路中新に工事に着手するものを定むる時は鐵道會議の諮詢を経べし

第五條 鐵道會議に關する規程は勅令を以て之を定む

附 則

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法、北海道鐵道敷設法、明治二十七年法律第六號乃至第十號、同年法律第十二號乃至第十五號、明治二十九年法律第七十二號乃至第七十七號、明治三十年法律第十一號、同年法律第三十二號、同年法律第三十三號及同年法律第三十五號は之を廢止す

(別 表)

本 州 の 部

- 一、青森縣田名部より大畑を経て大間に至る鐵道
- 二、青森縣青森より三厩、小泊を経て五所川原に至る鐵道
- 三、青森縣弘前より田代に至る鐵道
- 四、青森縣三戸より七戸を経て千曳に至る鐵道
- 五、青森縣三戸より秋田縣毛馬内を経て花輪に至る鐵道

- 六、岩手縣久慈より小本を経て宮古に至る鐵道
- 七、岩手縣山田より釜石を経て大船渡に至る鐵道
- 八、岩手縣小島谷より葛巻を経て斐野附近に至る鐵道及落合附近より分岐して茂市に至る鐵道
- 九、岩手縣川井より遠野を経て高田に至る鐵道
- 十、岩手縣一戸より荒屋に至る鐵道
- 十一、岩手縣雫石より川尻に至る鐵道
- 十二、岩手縣一ノ關より槻木附近に至る道鐵
- 十三、秋田縣鷹ノ巣より阿仁合を経て角館に至る道鐵
- 十四、秋田縣生保内より鳩ノ湯附近に至る鐵道
- 十五、秋田縣本莊より矢島を経て院内に至る鐵道
- 十六、秋田縣十文字より檜山臺附近に至る鐵道
- 十七、宮城縣氣仙沼より津谷、志津川を経て前谷地に至る鐵道及津谷より分岐し佐沼を経て田尻に至る鐵道
- 十八、宮城縣松島より石巻を経て女川に至る鐵道

- 十九、宮城縣仙臺より古川に至る鐵道
- 二十、宮城縣仙臺より山形縣山寺を経て山形に至る鐵道及宮城縣川崎附近より分岐して山形縣神町に至る鐵道
- 二十一、宮城縣長町より青根附近に至る鐵道
- 二十二、宮城縣白石より山形縣上ノ山に至る鐵道
- 二十三、山形縣鶴岡より大島に至る鐵道
- 二十四、山形縣楯岡より寒河江に至る鐵道
- 二十五、山形縣左澤より荒砥に至る鐵道
- 二十六、山形縣米澤より福島縣喜多方に至る鐵道
- 二十七、福島縣福島より宮城縣丸森を経て福島縣中村に至る鐵道及丸森より分岐して白石に至る鐵道
- 二十八、福島縣川俣より浪江に至る鐵道
- 二十九、福島縣柳津より只見を経て新潟縣小出に至る鐵道及只見より分岐して古町に至る鐵道
- 三十、福島縣須賀川より長沼に至る鐵道
- 三十一、福島縣平より小名濱に至る鐵道

- 三十二、福島縣石川より植田に至る鐵道
- 三十三、栃木縣今市より高德を経て福島縣田島に至る鐵道及高德より分岐して矢板に至る鐵道
- 三十四、栃木縣日光より足尾に至る鐵道
- 三十五、栃木縣鹿沼より栃木を経て茨城縣古河に至る鐵道
- 三十六、栃木縣茂木より烏山を経て茨城縣大子に至る鐵道及栃木縣大桶附近より分岐して黒磯に至る鐵道
- 三十七、栃木縣市塙より寶積寺に至る鐵道
- 三十八、茨城縣水戸より阿野澤を経て東野附近に至る鐵道及阿野澤より分岐して栃木縣茂木に至る鐵道
- 三十九、茨城縣水戸より鉾田を経て鹿島に至る鐵道
- 四十、茨城常陸大宮より太田を経て大甕に至る鐵道
- 四十一、茨城縣勝田より上菅谷に至る鐵道
- 四十二、茨城縣高濱より玉造を経て延方に至る鐵道及玉造より分岐して鉾田に至る鐵道
- 四十三、茨城縣土浦より水海道、境、埼玉縣久喜、鴻巣、坂戸を経て飯能に至る鐵道及水海道より分岐して佐貫に至る鐵道並境より分岐して古河に至る鐵道

- 四十四、茨城縣土浦より江戸崎に至る鐵道
- 四十五、茨城縣古河より栃木縣佐野に至る鐵道
- 四十六、千葉縣佐原より小見川を経て松岸に至る鐵道及小見川より分岐して八日市場に至る鐵道
- 四十七、千葉縣八幡宿より大多喜を経て小湊に至る鐵道
- 四十八、千葉縣木更津より久留里、大多喜を経て大原に至る鐵道
- 四十九、千葉縣上總湊より鴨川に至る鐵道
- 五十、千葉縣船橋より佐倉に至る鐵道
- 五十一、東京府八王子より埼玉飯能を経て群馬縣高崎に至る鐵道
- 五十二、東京府大崎より神奈川縣長津田を経て松田に至る鐵道
- 五十三、神奈川縣横須賀より浦賀に至る鐵道
- 五十四、群馬縣澁川より中之條を経て長野原に至る鐵道
- 五十五、新潟縣來迎寺より小千谷を経て岩澤に至る鐵道
- 五十六、佐渡國夷より河原田を経て相川に至る鐵道

- 五十七、長野縣豐野より飯山を経て新潟縣十日町に至る鐵道及飯山より分岐して屋代に至る鐵道
- 五十八、長野縣小海附近より山梨縣小淵澤に至る鐵道
- 五十九、長野縣松本より岐阜縣高山に至る鐵道
- 六十、長野縣辰野より飯田を経て静岡縣濱松に至る鐵道及飯田より分岐して三留野に至る鐵道
- 六十一、静岡縣熱海より上田、松崎を経て大仁に至る鐵道
- 六十二、静岡縣御殿場より山梨縣吉田を経て静岡縣大宮に至る鐵道及吉田より分岐して大月に至る鐵道
- 六十三、静岡縣掛川より二俣、愛知縣大野、静岡縣蒲川、愛知縣武節を経て岐阜縣大井に至る鐵道及大野附近より分岐し長篠に至る鐵道並蒲川附近より分岐して静岡縣佐久間附近に至る鐵道
- 六十四、富山縣猪谷より岐阜縣船津に至る鐵道
- 六十五、富山縣七尾より福光を経て石川縣金澤附近に至る鐵道
- 六十六、富山縣氷見より石川縣羽咋に至る鐵道
- 六十七、石川縣羽咋より高濱を経て三井附近に至る鐵道
- 六十八、石川縣穴水より宇出津を経て飯田に至る鐵道

- 六十九、愛知縣千種より舉母を経て武節に至る鐵道
- 七十、愛知縣豊橋より伊良湖岬に至る鐵道
- 七十一、愛知縣武豊より師崎に至る鐵道
- 七十二、愛知縣名古屋より岐阜縣太田に至る鐵道
- 七十三、岐阜縣中津川より下呂附近に至る鐵道
- 七十四、岐阜縣大垣より福井縣大野を経て石川縣金澤に至る鐵道
- 七十五、三重縣四日市より岐阜縣關ヶ原を経て滋賀縣木の本に至る鐵道
- 七十六、滋賀縣貴生川より京都府加茂に至る鐵道
- 七十七、滋賀縣大津より高城を経て福井縣三宅に至る鐵道及高城より分岐して京都府二條に至る鐵道
- 七十八、京都府殿田附近より福井縣小濱に至る鐵道
- 七十九、京都府殿田附近より福井縣小濱に至る鐵道
- 八十、京都府山田より兵庫縣出石を経て豊岡に至る鐵道
- 八十一、奈良縣櫻井より榛原、三重縣名張を経て松阪に至る鐵道及名張より分岐して伊賀上野附近に至る鐵道

並榛原より分岐し松山を経て吉野に至る鐵道

八十二、奈良縣五條より和歌山縣新宮に至る鐵道

八十三、兵庫縣谷川より西脇、北條を経て姫路附近に至る鐵道

八十四、兵庫縣姫路より岡山縣江見を経て津山に至る鐵道

八十五、兵庫縣上郡より佐用を経て鳥取縣智頭に至る鐵道

八十六、兵庫縣有年より岡山縣伊部を経て西大寺附近に至る鐵道

八十七、淡路國岩屋より洲本を経て福良に至る鐵道

八十八、鳥取縣郡家より若櫻を経て兵庫縣八鹿附近に至る鐵道

八十九、岡山縣勝山より鳥取縣倉吉に至る鐵道

九十、岡山縣倉敷より茶屋町に至る鐵道

九十一、廣島縣福山より府中、三次、島根縣來島を経て出雲今市に至る鐵道及來島附近より分岐して木次に至る鐵道

る鐵道

九十二、廣島縣吉田口附近より大朝附近に至る鐵道

九十三、廣島縣三原より氏原を経て呉に至る鐵道

九十四、廣島縣廣島附近より加計を経て島根縣濱田附近に至る鐵道

九十五、島根縣瀧原附近より大森を経て石見大田に至る鐵道

九十六、山口縣岩國より島根縣日原に至る鐵道

九十七、山口縣岩國より玖珂を経て徳山に至る鐵道

九十八、山口縣徳佐より大井に至る鐵道

九十九、山口縣小郡より大田を経て萩に至る鐵道及大田附近より分岐して於福に至る鐵道

四 國 の 部

百、香川縣高松より琴平に至る鐵道

百一、愛媛縣川之江より徳島縣阿波池田附近に至る鐵道

百二、愛媛縣松山附近より高知縣越知を経て佐川に至る鐵道

百三、愛媛縣八幡濱より卯の町、宮野下、宇和島を経て高知縣中村に至る鐵道及宮野下より分岐して高知縣中

村に至る鐵道

- 百四、愛媛縣大洲附近より近永附近に至る鐵道
- 百五、高知縣江川附近より窪川を経て崎山大山附近に至る鐵道
- 百六、高知縣川内附近より高岡を経て宇佐に至る鐵道
- 百七、高知縣後免より安藝、徳島縣日和佐を経て古庄附近に至る鐵道
- 百八、高知縣山田より葦野附近に至る鐵道

九州の部

- 百九、福岡縣博多より佐賀縣山本に至る鐵道
- 百十、福岡縣篠栗より長尾附近に至る鐵道
- 百十一、福岡縣久留米熊本縣山鹿を経て宮原附近に至る鐵道
- 百十二、佐賀縣岸嶽より伊萬里に至る鐵道
- 百十三、佐賀縣佐賀より福岡縣矢部川、熊本縣隈府を経て肥後大津に至る鐵道及隈府より分岐して大分縣森附近に至る鐵道
- 百十四、佐賀縣肥前山口附近より鹿島を経て長崎縣諫早に至る鐵道

- 百十五、大分縣中津より日田に至る鐵道
- 百十六、大分縣杵築より富來を経て宇佐附近に至る鐵道
- 百十七、大分縣幸崎より佐賀關に至る鐵道
- 百十八、大分縣臼杵より三重に至る鐵道
- 百十九、熊本縣高森より宮崎縣三田井を経て延岡に至る鐵道
- 百二十、熊本縣高森より瀧水附近に至る鐵道
- 百二十一、熊本縣宇土より濱町を経て宮崎縣三田井附近に至る鐵道
- 百二十二、熊本縣湯前より宮崎縣杉安に至る鐵道
- 百二十三、宮崎小林より宮崎に至る鐵道
- 百二十四、鹿兒島縣山野より熊本縣水俣に至る鐵道
- 百二十五、鹿兒島縣國分より宮崎縣都城に至る鐵道
- 百二十六、鹿兒島縣國分より高須、志布志、宮崎縣福島を経て内海附近の鐵道及高須より分岐して鹿兒島縣川北附近に至る鐵道

百二十七、鹿兒島縣鹿兒島附近より指宿枕崎を経て加世田に至る鐵道

北海道の部

百二十八、渡島國函館より釜谷に至る鐵道

百二十九、渡島國上磯より木古内を経て江差に至る鐵道及木古内より分岐して福山に至る鐵道

百三十、膽振國八雲より後志國利別に至る鐵道

百三十一、膽振國京極より喜茂別、壯瞥を経て紋鼈に至る鐵道

百三十二、膽振國京極より留壽都を経て壯瞥に至る鐵道

百三十三、膽振國苫小牧より鵠川、日高國浦河、十勝國廣尾を経て帶廣に至る鐵道

百三十四、膽振國鵠川より石狩國金山に至る鐵道及「ベンケオロツプナイ」附近より分岐して石狩國登川に

至る鐵道

百三十五、石狩國札幌より石狩を経て天鹽國増毛に至る鐵道

百三十六、石狩國札幌より當別を経て沼田に至る鐵道

百三十七、石狩國白石より膽振國廣島を経て追分に至る鐵道及廣島より分岐して苫小牧に至る鐵道

百三十八、石狩國比布より下愛別附近に至る鐵道

百三十九、石狩國「ルベシベ」より北見國瀧の上に至る鐵道

百四十、日高國高江附近より十勝國帶廣に至る鐵道

百四十一、十勝國上士幌より石狩國「ルベシベ」に至る鐵道

百四十二、十勝國芽室より「トラムウシ」附近に至る鐵道

百四十三、天鹽國名寄より石狩國雨龍を経て天鹽國羽幌に至る鐵道

百四十四、天鹽國羽幌より天鹽を経て下沙流那附近に至る鐵道

百四十五、北見國興部より幌利、技幸を経て濱頓別に至る鐵道及頓別より分して小頓別に至る鐵道

百四十六、北見國中湯別より常呂を経て網走に至る鐵道

百四十七、北見國留邊蘂より伊頓武華に至る鐵道

百四十八、釧路國釧路より北見國相生に至る鐵道

百四十九、根室國原床附近より標津を経て北見國斜里に至る鐵道

第三章 議會閉會の前後

▲公選相談役制 第四十五議會閉會の翌日三月廿六日本部に於て議員總會を開き、岡崎總務より

黨規の改正に付ては有志議員の希望もあつたので、總裁も諸君の意中を諒とせられ慎重考慮せられたが、其結果別に黨規は改正されないが、一種妥當な解決案を案出され、諸君が希望せられたやうな相談役を新設し、黨情の疏通を計り双方便宜を期することゝせられたので、此度は既に諸君にも内示した所であつたが、今日は茲に之を公式に御示しするためには御參集を願つた次第である。

とて新相談役設置の覺書を朗讀した。

覺書

- 一、現在の相談役制を廢止
- 一、各團體より代議士十名に付き一名(四捨五入)宛の相談役を選挙す

一、貴族院議員を一團體とし前記の標準に従ひ相談役を選挙す

一、院外より相談役若干名を總裁より指名す但し其數は五名以内とす

一、相談役の任期は一箇年とす

一同新制度を承認して散會した。斯く新相談役制確定せるを以て翌廿七日議員總會を開き高橋總裁の左の演説があつた。

高橋總裁の演説

諸君第四十五議會は昨廿六日を以て閉會式を舉行せられました。仍つて本日は例により茲に議員總會を開き、議會中諸君連日の御奮勵に對し深く感謝するの機會を得たるは私の最も欣幸とする所であります。

今期議會は内外多事の時機に際會し、殊に私としては大命拜受後間もなく議會に臨むことになりましたので、其經過並に結果に就いて獨かに苦心致して居つたのであります。然るに幹部及黨員諸君の憂國の至誠と愛黨の熱情とに依て極力政府を援助せられ、本期議會も無事終了を告げましたことは私の衷心感謝に堪へざる次第であります。而して十四億餘圓の總豫算及各種の追加豫算も成立致し、又鐵道敷設法案、健康保健法案、農會法案、刑

さるゝことでありませうが、其際併せて世界の現情帝國の狀況我黨の抱負經綸等に付ても十分に説明して以て國民の自省奮起を促されんことを切望致します。

終りに臨んで尙一言致します。最近に於て前途最も有望なる我黨員にして病魔のために空しく雄志を懐いて天折せられたるもの少なくありません。是れ誠に私の痛惜に堪へざる所であります。諸君の一身は諸君一人の身ではありません。多数國民の信任を双肩に擔つて居らるゝ諸君でありますから、何卒自重自愛常に其健康に十分の注意を拂はれんことを切望致します。是れが私の衷心の祈願であります。茲に重ねて今期議會中に於ける諸君の熱誠なる報公愛黨の精神に對して敬意を表し、併せて感謝の意を表する次第であります。

次で廣岡幹事長より各團體公選の相談役、總裁指名の相談役を左の如く發表した。

公選相談役

- | | | |
|-------|--------|--------|
| 横田千之助 | 鶴澤總明 | 鳩山一郎 |
| 小久保喜七 | 武藤金吉 | (以上關東) |
| 菅原傳 | 中西六三郎 | 東武 |
| 榊田清兵衛 | (以上東北) | |
| 上埜安太郎 | 山本悌二郎 | 小川平吉 |

(以上北信)

岩崎勳

清水市太郎

天春文衛

(以上東海)

岡崎邦輔

奥繁三郎

(以上近畿)

大岡育造

望月圭介

島田俊雄

(以上中國)

三土忠造

竹内明太郎

(以上四國)

床次竹二郎

野田卯太郎

原田十衛

(以上九州)

川原茂輔

佐藤友右衛門

(貴族院)

總裁指名の院外相談役

村野常右衛門

齋藤珪次

中村啓次郎

小山温

▲本部役員指名

議會閉會後の本會議員總會に於て本部役員を左の如く總裁より指名

した。

- 總務 野田卯太郎 岡崎邦輔 山本悌二郎 武藤金吉 中西六三郎
- 幹事長 横田千之助
- 幹事 廣岡宇一郎 萩 亮 鈴木錠藏 河上哲太 山口義一
- 加藤久米四郎 高見之通 中島颯六

横田千之助氏は原内閣以來引續き法制局長官であつたが、辭任して黨の幹事長となつたのである。尙ほ法制局長官の後任は馬場鑣一氏任命された。

▲臨時政務調査會設立

例により議會閉會中臨時政務調査會を置くこととし、總裁

より其會長以下委員を指命した。中に就て役員左の如し。

- 會長 高橋光威
- 副會長 島田俊雄 宮古啓三郎
- 理事 山本悌二郎 今泉嘉一郎 清瀬規矩雄 牧野良三
- 上塚司 高見之通

- 第一部(司法、外務、文部)部長 熊谷直太 副部長 塚原嘉藤
- 第二部(内務)部長 櫻内幸雄 副部長 土屋興
- 第三部(内閣、大藏)部長 穴水要七 副部長 津崎尙武
- 第四部(陸海軍)部長 三善清之 副部長 志賀和多利
- 第五部(農商務)部長 松本孫右衛門 副部長 金光庸夫
- 第六部(逓信)部長 匹田銳吉 副部長 梅田潔
- 第七部(鐵道)部長 下出民義 副部長 安原仁兵衛
- 第八部(殖民地)部長 岩崎幸次郎 副部長 坂井貞信

▲黨務員改選

黨務員の任期満了に付き議會閉會後改選行はれたが、其中役員左の如し。

- 會長 川原茂輔
- 副會長 岩崎勳 成田榮信
- 理事 前田米藏 永屋茂 春日俊文

藏園三四郎

鈴木錠藏

▲隈侯、山公逝く 病氣中であつた大隈重信侯は、大正十一年一月六日容體急變し十一日遂に薨去した。百二十五歳まで生きると豪語せし侯も八十餘歳にして命數盡きたのである。十七日日比谷に於て風變りな國民葬を營んだ。

同じく病氣中なりし山縣有朋公は、一月二十六日容體險惡となり、二月一日遂に薨去した。議會は政府提出の國葬費八萬圓を可決し、九日、日比谷に於て國葬を營まれた。

▲勅選議員發表

十一年二月三日、勅選議員として嘉納治五郎(前高師校長)、玉利喜造(鹿兒島高等農林學校長農學博士)、渡邊廉吉(行政裁判所評定官法學博士)、和田豐治(富士紡績會社長)、金杉英五郎(醫學博士)、竹越與三郎氏等の任命發表があつた。

▲英皇儲殿下奉迎

英國皇太子殿下(プリレス・オブ・ウェールズ)には昨年、我東宮殿下御訪英に對する御答禮と、一つには殿下日頃の御希望たる東洋御見學を果させ給ふ上より四月我國に御來遊あり、我皇室の御歡待を受けさせられ各地を御巡覽になつた。政友會に於ては總裁の名を以て奉迎の詞を奉ることに決し、四月十三日本會幹事山口義一氏赤坂離宮

に伺候し之を奉呈した。

奉迎の辭

英國皇太子殿下

我日本が開國ノ國是ヲ採リ歐米諸國ト交際セシヨリ茲ニ五十餘年、文明ノ先蹤ニ隨ヒ其歩ヲ進メタルコト鮮少ナラズ。就中貴國トハ最モ親善ナル交誼ヲ訂シテ少シモ渝ルコトナク、我國民ノ貴國ニ負フ所甚ダ多カリシコトハ固ヨリ言フヲ待タズ。殊ニ同盟條約締結セラレテヨリ兩國ハ互ニ赤誠ヲ披瀝シ、世界ノ平和ヲ念トシテ相交リ、其ノ交情ハ世界大戦ヲ經テ益敦厚ヲ加ヘタリ。今ヤ春光駘騰鳥歌花舞ノ時ニ當リ、殿下英明寛宏ノ資ヲ抱キ萬里ノ波濤ヲ凌キ、海路些ノ恙モアラセラレズ。茲ニ御來訪ノ光榮ニ接ス。誠ニ振古未嘗有ノ盛事ニシテ我皇室ノ御滿悅ナルコトハ申スマデモナク、國民ハ舉ツテ欣歡并躍シテ手ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ知ラザルナリ。願フニ昨年我皇太子殿下ガ貴國ヲ訪問セラル、ニ當リ、貴國皇室及國民ノ極メテ深厚ナル歡待ヲ受ケラレシコトハ、我國民ノ胸臆ニ牢記シテ忘レザル所ナリ。而シテ今親シク殿下ノ御英委ヲ拜

シ率リ、中心至誠ヲ湧起シ歡迎ノ微意ヲ盡シテ至ラザル所アラムコトヲ恐ル。是レ實ニ兩國結合ノ紐帶ナリ。今ヤ華盛頓會議ニ依リ四國協約新ニ成リ同盟條約ニ代ルベシト雖モ、多年養成セラレタル兩者親交ノ眞情ハ兩皇室及兩國民ノ交歡ニ困リ益深厚ヲ加ヘ、相携ヘテ世界和平ノ公道ニ馳聘シテ貢獻スル所至大ナルベキコトハ、我等ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。我等茲ニ殿下ノ御光來ヲ奉迎シテ欣歡ノ至ニ勝ヘス、聊カ蕪詞ヲ陳シテ微忱ヲ數キ、恭ク貴國ノ益昌榮ニシテ鶴算ノ無疆ナラムコトヲ祝シ、併セテ彼我親交長ヘニ淪ルコトナカラムコトヲ祈リ奉ル。

大正十一年四月十三日

立憲政友會總裁 子爵 高橋 是清 謹言

第四章 內閣改造計畫と總辭職

▲內閣改造計畫

議會閉會後高橋首相は內閣を改造して人心を一新するの計畫を樹てた。時偶々英國皇太子殿下御來遊の事あり。上下舉げて歡迎の誠を竭すべきの秋に當り內閣員の更迭を見るが如きは努めて之を避けなければならぬので、之を英國皇太子離國の後譲ることにした。

然るに四月二十五日、新聞紙は政友會幹部に於て內閣改造の議を決したりとの報を傳へ、同時に退職すべき閣員は山本農相、元田鐵相、中橋文相なりとして、揣摩憶測の記事を掲載せるを始めとして、流言蜚語相踵いで起り、人心動搖、黨情紛糾の虞れあるので、高橋首相は豫定計畫を變更して、五月一日各別に黨出身閣僚を招致して內閣改造に付賛成を求め、翌二日改めて正式閣議に提出したるに、元田鐵相、中橋文相は猛烈に反對して首相の意志を諒するに至らず、三日續開の會議に於ては山本農相も反對意見を述べ、首相若し改造を斷行せ

ば予はこの意味に於て其職を辭すべしと言明した。黨外閣僚亦必ずしも改造に賛成しないので、首相は熟慮の結果、五月六日の閣議席上に於て「改造の相談を繼續するは今日の時機宜しからずと考ふる故他日の相談として各自國家の大局より考慮することゝ致したし」との提案をなし閣僚の同意を得た。

其後世上少しく平靜に歸したので、首相より閣僚に對し順次懇談を遂げ、内閣改造を斷行せんとしたので、又々閣内黨内の紛糾を來たし、形勢容易ならざる事態に立至つた。そこで政友會にては六月四日臨時黨務員會を開き、川原會長より内閣改造問題に關し本會を開催するに至りたる経路を述べたる後、秘密會として會議に入り、各自意見交換の末、全會一致左の申合せをなした。

申 合

政局に關する問題は擧げて之を總裁に一任し、吾人は益々結束を鞏固にして黨務の作興を圖ること。

次で各地方團體より一名宛の實行委員を擧げ、これに正副會長を加へ幹部よりも協賛して適當の方法を講ずることゝし、即時川原會長より若尾幾造、八田宗吉、春日俊文、加藤重三

郎、井上敬之助、清瀬規矩雄、水野吉太郎、富安保太郎の八名を指名した。

尙實行委員は川原、岩崎正副會長帯同の上高橋首相始め本會出身各大臣を訪問して、黨務委員會の右申合せを通告すると共に、各大臣は黨員として同委員會の申合せに同意せられんことを求めた。

六月五日内閣改造問題に關し本部に於て議員總會を開き、先づ中西總務より政局の推移甚だ急なるものあり、依て本會を開くに至りたる旨を述べ、尙ほ本會を公開とすべきか否かに付き議論ありたるも、全員一致公開と決し、川原黨務員會長より前日開會の黨務委員會の報告あり、改野耕三氏は有志代議士會の結果を、小久保喜七氏は關東會、高橋光威氏は北信八州會、木下成太郎氏は東北會、櫻内幸雄氏は中國會、岩崎勳氏は東海十一州會の經過、即ち何れも政局の收拾一切を總裁に一任するに決したりと報告し、岡崎總務は幹部として時局問題に關し、從來取り來りたる態度並に所見を大要左の如く述べた。

幹部は問題發生以來日夜苦心に苦心を重ね、何卒して問題の満足解決せらるゝ様と庶幾し能ふ丈けの盡力をもして見たのであるが、如何せん幹部微力にして大臣方の諒

解ある問題の解決方に資することの出来なかつたのは、洵に遺憾至極であるが、今日と相成つては又如何ともすることが出来ない。故に此上は總理にして總裁たる高橋氏の指揮に従つて行動するの外はないのである。我々幹部は尙初めから斯く所期して居たから、終始一貫總理擁護で押進んで來たのであるが、事今日となつては、黨務委員會の申合せに従つて行動するの外はない。只特に云ふべきは閣員が總理の指揮に従つて行動しなければ、遂に其の結果當然今日の事態を惹起して、内閣の總辭職の外はないと警告もし憂慮もしたので、此旨は黨員諸君中の來訪者にも、又新聞記者にも話した所であるが、我々が斯く申すことが如何にも一種の宣傳の如く誤り取られるので、今日の如き會合の催しは特に之を避け、一に大臣方自身の反省と盡力に依て圓滿に問題の解決せられんことを希望して居たのであるが、遂に不幸なる豫言が今日適中したことは遺憾である。繰返すまでもないが、我黨は其の創立以來の美風として一切を擧げて、總裁の方針命令に依て行動をしたもので、又斯くせざれば何事も出来るものではない。故に今回の事も一に總裁方寸のある所に從て圓滿に改造改善せられ、益々國家の重きに任ずる様希望したのである。然るに吾々微力にして黨出身大臣をして互に相

協調して問題を解決せしむることが出来なかつたのであるが、斯く相成つた以上は又如何ともなし能はぬのだから、只黨員互に相結束して貰ふより外致方はない。問題發生當時の因縁を辿つて見れば複雑した行縣もあるのだが、今日となつては一切を水に流して、奮進して貰ふより外はない。黨の歴史に顧みるも、斯く黨員が結束を固ふしで行く事が、此際に於て吾々の進むべき唯一の道と信ずるから、何うか斯くありたいものである。

次で川原黨務員會長は質問に應じて、元田、中橋兩相との會見顛末に付き左の如く述べた。

元田鐵相との會見當時、鐵相は總裁一任と云ふ申合せの趣旨は若し總裁の言に従はぬ時は除名でもするとの意味を含んで居るのか何うかとの事であつたから、吾々としては左様な事は考へては居らぬ、只時局收拾に就て一切を總裁の裁量に一任するものと解して居ると云つた。尙刻下の政局は總裁の指揮通りに行つて貰ふより外に方法はないと信ずると述べた所が、鐵相も尙考慮して見様との事であつた。中橋文相にも同様の趣旨を懇談した所、之れ亦熟慮するとの事であつた。更に今日議員總會を開催す

るに至つたのは、昨日の黨務員會並に有志代議士會の希望が期せずして一致したのである事を諒承されたい。

結局左記決議を滿場一致を以て可決し、且つ各團體より實行委員を左の如く舉げた。

決議

政府に關する問題は舉げて之を我黨總裁の裁量に一任すべし。

實行委員

小久保喜七(關東) 松本孫右衛門(東北) 山本榮太郎(北信)

岩崎 勳(東海) 井上敬之助(近畿) 望月圭介(中國)

高山長幸(四國) 川原茂輔(九州) 高橋琢也(貴族院)

右實行委員は同日午後高橋總裁を始め黨出身各大臣を歴訪して議員總會の決議を致し、之に賛同せられんことを求めた。

斯く政友會各團體の意向も明白となつたので、高橋首相は六月五日政友會出身閣僚全部の會合を求め、更に内閣改造の希望を述べた所、山本農相、床次内相、野田選相は其希望に賛

成を表して辭表提出を言明したけれども、元田、中橋兩相は依然として固く前議を執り改造に同意せず、最早施すべき術はないので、首相は斷然辭職を決意するに至つた。

▲内閣總辭職

六月六日午前十時半より首相官邸に於て閣議開かれ、高橋首相は内閣不統一の責を負ふて辭表を捧呈するに決し、閣員一同亦之を諒とし、各自首相手許に辭表を差出し、首相は午前十一時二十五分霞ヶ關御用邸に於て攝政宮殿下に拜謁仰付けられ、總辭職の事情を言上して辭表を捧呈した。

同日午後本部に於て議員總會を開き、高橋首相の辭職顛末覺書が發表された。(中西總務朗讀)、尙此總會に先ち臨時幹部會開會せられ、總裁の決裁を経て左記六名の黨員は、本會々則第十二條に依り黨紀を紊亂するものとして除名せられた。本部に於ては即時之を揭示すると同時に、之を六氏に通達した。

元田 肇君 中橋徳五郎君 吉植庄一郎君

木下謙次郎君 田邊熊一君 田村順之助君

右黨則第十二條に依り本日除名す。

内閣改造計畫と總辭職

高橋首相の辭職願末覺書

昨秋予が原前首相遭難の後を承けて、遽かに内閣組織の大命を拜するや、時恰も華盛頓會議の開催を目前に控へ、帝國議會の開會亦近きに迫れり。内外の政策前内閣の施設を踏襲するの外なきの狀勢に在り。加ふるに兇變に因る人心の恟々を安定して、政局の動搖を防止するの最も急務なるを認め、現狀に變改を加ふるの不可なるを慮り、乃ち原前内閣員全部の留任を奏請して裁可を得たり。然るに、幸にして華盛頓會議は好結果を以て終局を告げ、帝國議會も亦相當の成績を擧げて、無事閉會を見るに至れり。是に於てか予は閣員を詮衡して内閣を改造し、其の統一を鞏固にして、政務の進行を圓滑にし、併せて時勢に順應して庶政を釐革するの根本を築き、同時に倦怠せる人心を一轉して更始一新、以て宏遠なる皇謨を翼賛し、國運の興隆に資するは刻下の急務なりと確信せり。

時偶々英國皇儲殿下御來遊の事あり、此空前の盛事に際し上下舉つて歡迎の誠を竭すべきの秋に當り、内閣員の更迭を見るが如きは、努めて之を避けざるべからざるを以て、之を英國皇儲殿下離國の後に讓ることとせり。已にして四月二十五日、新聞紙は政友會幹部に於て、内閣改造の議を決したりとの驚くべき誤報を傳へ、同時

に退職すべき閣員は、山本農相、元田鐵相、中橋文相なりとして、揣摩憶測の記事を掲載せるを初めとして流言蜚語相踵いで起り、中傷譏誣論難攻撃底止する所なきに至れり。此の如くにして曠日彌久しうせば人心動搖黨情紛糾して匡救し難きに陥るの虞ありたるを以て、予は既定の計畫を變更して、五月一日各別に我黨内閣員を招致して予が今後の方針に就き十分に熟慮したる結果、政友會を基礎とする内閣を以て政局を支持するは、國家の爲め最善の途なりと確信せる旨、並に現狀の儘にして人心を新にして時運に適應する政治を實行すること不可能なるを以て、内閣改造の已むを得ざる旨を縷陳して其の賛成を求めたり。

越へて五月二日、改めて正式閣議に提案したるに、元田鐵相中橋文相の二氏は新聞紙の記事に依據して頻りに政友會幹部を批難し、延いて攻撃の鋒を予に轉じ、措辭激越、所論動もすれば感情に馳せ枝葉に涉りて、遂に予の本旨を諒するに至らず、依て翌三日再び會議を續開せしに、山本農相は此際内閣の改造を行ふは其時期に非ずと信ず、余は此點に關し首相と意見を異にするが故に、首相若し改造を斷行せば、予はこの意味に於て其の職を辭すべしと言明したり。

而して元田中橋兩相は、依然として前日の所論を反覆し、改造反對の議を固執して聽かず、予は成べく事の圓滿に解決せんことを希望し、更に深く考慮を求むるの意を以て會議を閉ぢたり。此時に當り、政界は流言蜚語誤

報訛傳に次ぐに中傷譏誣論橫議を以てし、紛糾の狀勢は日と共に増進して、一部議員の間に於ける感情の疎隔は益々甚しからんとす。依つて予は熟慮の結果、五月六日閣議の席上に於て、詳らかに予の本旨の存する所を説明したる上、「改造の相談を繼續するは今日の時機宜しからずと考ふる故、他日の相談として各自國家の大局より考慮すること、致したし」との提案を爲して、閣僚の同意を得たり。

幸にして世上少しく平靜に歸したるを以て、閣僚に對し順次懇談を遂げて、時局匡救に關する意見を求めつゝありしに、六月四日午前に至り、政友會は黨務員會を開き、同日午後有志代議士會を開き、翌五日正式議員總會は開催せられ、何れも全會一致を以て、政局に關する問題は一切之を總裁の裁量に一任する旨申合又は決議を爲し、各委員を擧げて予我黨各大臣を訪問し、懇々決議の趣旨に賛成せんことを求めたり。六月五日午後三時政友會出身内閣員全部の會同を求め、更に内閣改造の希望を再陳したるに、山本農相、床次内相、野田遞相は予の希望に賛成を表して辭表提出を言明せしも、元田、中橋兩相は依然として固く前議を執り改造に同意せず。

今や内外の時局極めて重大にして、絶對多數黨の首領として、内閣統一の任に在る予の責任や洵に輕からざるものあり。予は此重責を思ひ、日夜焦心苦慮し、堅忍不拔の精神を以て、職務に盡瘁するの決意牢乎たりと雖も前記の如く閣僚中飽く迄自説を固執するが爲めに、内閣の統一を缺くの結果を來し、國務を遂行すること能はざ

るに至れり。加之、近時閣僚間に秘密を嚴守すべき事項にして、直ちに外間に漏洩せるもの少からず、此の如くにして、國家の機務に獻替し、輔弼の責任を竭すことは、到底不可能事に屬す。之れ予が内閣不統一の故を以て斷然辭表を閣下に捧呈したる所以なり。

次で岡崎總務は立ちて除名處分其他に關し大要左の通り陳述した。

只今中西總務より朗讀ありたる通りの事情で、甚だ我々に於ても遺憾千萬であるが状態既に斯の通りである以上、諸君に於ても何卒あしからず御諒承ありたいと思ふ。就ては其に關連して此に甚だ悲しむべき御報告をせねばならぬ事がある。其は今回の紛擾に對して、我黨の開黨以來未だ嘗て遭遇したことのない遺憾な事柄であるが、我々の先輩且つ長老として深く尊敬する所の元田肇君を始め、中橋徳五郎君、吉植庄一郎君、木下謙次郎、田邊熊一、田村順之助の諸君都合六名は除名せられ、只今速達で之を通牒した處である。この悲むべき事に就ては、我々は先頃來の紛糾せる状態に鑑み、かくては畢竟事此に至るより他ないのであらうと大いに憂慮し、出來得る限りの努力を傾注して來たのであるが、幹部の微力にして統一する力なく、竟に斯く黨員然

も有力なる黨員の除名を招致したる事は誠に幹部としても慚愧に耐へぬ次第で、深く此に謝意を表すると共に、此の事に就ては幹部として勿論如何なる責任をも辭せぬものであるが、然し斯くなる以上、我黨として益々結束を固くし、且つ黨務の作興をはかる必要を感じる次第で、幸ひにして尙諸君の御後援を得るならば、自分達はどこまでも其壓に向つて微力を竭さうと思つて居る。今や状況かくの如き變動を生じたる以上、今後或は黨内の紛擾も起らうし、又黨外からの疑惑も起る事と思ふが、我々は愈々黨内の結束を固めて、此に對し且つ黨務の作興をはかるより他はない。高橋總裁に於ても、何れ公務のゆるす様になつた場合には、他日直接諸君とも接せられていろいろと御話があるであらうが、諸君に於てもよく慎重の考慮を爲されん事を希望する。尙この席に於ても、其の意味に於て腹藏のない意見の開陳をされると共に、意見があらは何なりとも吾々幹部まで申出でられたい。

右除外處分に關し、質問するものありたるも、答辯の必要なしとの聲多く、其の儘會を終つた。

▲幹部改造(顧問制設置)

内閣改造問題の責任を負ひ野田、岡崎、山本の三總務、横田幹事長、廣岡幹事は辭表提出中であつたが、六月十五日高橋總裁より聽届けられ、左の如く新幹部の發表があつた。

總務	床次竹二郎	小川平吉	川原茂輔
幹事長	望月圭介		
黨務委員長	小久保喜七		
協議員長	改野耕三		

尙新たに顧問制を設け、總裁の指名を以て前任總務幹事長其他を顧問に加へた。

顧問	山本達雄	野田卯太郎	大岡育造
	岡崎邦輔	杉田定一	奥繁三郎
	村野常右衛門	横田千之助	鵜澤總明
	山本悌二郎	廣岡宇一郎	

次で先般幹事加藤久米四郎氏は内務大臣秘書官に任命せられ、今回廣岡幹事辭任となりた

るを以て、右兩氏の補充として六月十九日左記兩氏新に幹事に囑託せられた。

幹事 岩崎 勳 清瀬規矩雄

▲江原貴族院議員逝去 本會所屬貴族院議員江原素六氏は大正十一年五月十九日卒然として逝去せられた。その補缺として村野常右衛門氏六月六日貴族院議員に勅選せられた。

第五章 加藤(友)内閣成立

▲新内閣組織經過

大正十一年六月六日、高橋首相辭表を捧呈するや、後繼内閣に付き西園寺、松方兩元老并に准元老たる清浦奎吾子(樞密院議長)に御下問あり、時に西園寺公は興津に病を養ひ上京するを得ず、松方侯直に鎌倉より歸り清浦子と共に後繼詮衡の任に當つた。囑目されたものは加藤友三郎、加藤高明、山本權兵衛氏等であつたが、結局加藤友三郎男を推すこととし西園寺公の同意を得た。九日松方、清浦兩氏參内評議の結果を奏上し、次で加藤男を三田の松方邸に招き其蹶起を慫慂した。男は其器に非ずとして固辭したけれども、更に時局の重大を説いて再考を求められ意稍動いた。只だ今の時に當り大政變理の重任に當らんとせば、必ずや衆議院多數黨の援助に依らざるを得ず、政友會果して如何の態度を執るや不明であるので姑く熟慮の猶豫を求め、翌日に至るも輒く諾否の決答を與へない。之を見たる憲政會は、加藤男組閣を辭退したるものとなし、加藤總裁自から往て松方邸を叩く

等後繼受任の運動を起した。

政友會としては中間内閣を歓迎するものでないけれども、政權を反對黨に奪はるゝよりは長く政友會内閣に列して政友會の精神を諒解せる加藤友三郎男の内閣を擁立し、提携以て閣外より之を援助するを得策とし、加藤男に其旨を通じた。十一日午前、加藤男は赤坂表町の私邸に高橋政友會總裁を訪ひ會談の結果、茲に愈々後繼内閣組織の決意を固め、それより松方侯を訪ひ正式に受諾の回答をなした。茲に於て松方侯は清浦子と打合せた上、同日午後霞ヶ關東宮假御所に伺候し、攝政宮殿下に賜謁正式に現海軍大臣加藤友三郎男を奏薦する所あり、其結果即日加藤男に大命降下し、男はこれを拜受して直ちに閣員の人選に着手し、左の如き顔觸れの新内閣組織を見た。

内閣總理大臣	男爵 加藤友三郎
外務大臣	伯爵 内田康哉
内務大臣	水野鍊太郎
大藏大臣	市來乙彦

陸軍大臣	山梨半造
海軍大臣	(兼任) 男爵 加藤友三郎
司法大臣	岡野敬次郎
文部大臣	鎌田榮吉
農商務大臣	荒井賢太郎
逓信大臣	子爵 前田利定
鐵道大臣	伯爵 大木遠吉

尙國務院總裁には小笠原長幹伯任命された。

翌十二年五月十五日首相の海軍大臣兼任を解き、海軍大將財部彪氏を起して海軍大臣に專任した。

高橋内閣の倒るゝや、憲政會は内閣後繼運動を起し、中間内閣阻止に全力を用ひたるも、此等の運動毫も効なく、遂に加藤友三郎内閣の成立を見たので、失望其極に達し、黨外の同志と相結んで憲政擁護運動なるものを起し、爾來連日都下各所に演說會を開き、中間内閣の

憲政の常道に反するを論難し、諸般決議などを公にしたけれども世論を喚起するに至らず、其運動遂に龍頭蛇尾に歸した。

▲新内閣の政綱 新内閣は其政策を具體的に列挙することをなさずして、不言の間に之が實績を擧げんことを期したが、外交方面に關しては特に左の如く聲明した。

外交方針聲明書

帝國外交の根本方針は既に確立せる所にして、新内閣の政策も亦大體前内閣の採れる所と其の軌を一にせり。即ち關係列國との間に存在する友好關係を益々鞏固ならしめ、且之を助長するを以て其の主眼とす。日本國民は隣邦支那が速に現在の不幸なる政情を脱し、該國民自身の努力に依りて平和統一の實を擧げんことを切望す。日本國民は支那國民の福祉に對し、感情及實質兩方面に於て敏感なり。蓋し我國民の福祉は偉大なる隣邦の平和繁榮に待つ所多ければなり。而して最近華府會議に於て支那問題に付き増進せられたる國際協力の精神は、帝國の對支根本政策とする所なり。吾人は露國民に對しては其艱難に深く同情すると共に、速に之を離脱するに至らんことを希望す。而して新内閣は西伯利に關する諸問題には迅速圓滿なる解決を遂ぐるに力を効すべし。之を要す

るに新内閣の外交方針は、國際聯盟規約並華府會議條約及決議の規定及精神に基き、各國と協力して列國間の親交を増進すると共に、着々軍備の縮少を實現し人類の艱難負擔を軽減せんことを期するに在り。

▲西伯利撤兵

義に大正七年七月、寺内内閣の下チエツク軍救援の目的を以て列國と協調して兵を西伯利に派し既に其目的を達したる後も、西伯利の政情不安定にて居留民の生命財産保護の必要あり、駐兵四年の久しきに及び爲に緘緘を害ひ國勢を廢すること尠少にあらず、從てこれに對する非難の聲もあつたので、加藤内閣は極東露領の秩序略ぼ回復せんとする傾向あるを看取し、國論の趨勢を參酌し組閣匆々沿海州の兵を撤するの廟議を定め、十一年七月下旬より同十月に至り全部撤兵を敢行した。但し尼港事件保障の目的を以てする北樺太の駐兵は問題錯綜未だ之を撤退するの機に會せず。

▲海陸軍備制限着手

華府海軍制限條約調印の後、帝國政府は誠實に之を實行せんことを期し、該條約の効力發生に先だち（該條約の正式發効は十二年八月にして即ち加藤内閣崩潰と同月なり）建造の中途にある主力艦（加賀、土佐、天城、赤城等）の工を廢め、條約に依る廢棄豫定艦十三隻（攝津、安藝、薩摩、香取、鹿島、鞍馬、伊吹、生駒、肥前、三

笠、敷島、朝日、富士)の廢棄準備作業に着手し、武裝を撤去し保安上必要なる少數の人員を配置するに止め、若くは早く既に之れを特務艦に編入す。單り條約制限の主力艦及び航空母艦に止らず、其の制限の存せざる補助艦も亦條約の精神を重んじ、大に隻數と噸數を減却す。

尙ほ政府は此の軍備制限の實施に關聯し、且つ經費節減のため軍港要港等の整理を實行することとし、七月五日海軍省より左の計畫を發表した。

△軍港及要港整理

- 一、舞鶴に關するもの。
- (一) 舞鶴軍港を廢し之を舞鶴要港とす。
鎮守府人事部、經理部(衣糧科の一部を除く)、建築部、監獄、軍法會議及海兵團を廢す。
- (二) 舞鶴要港に要港部を置く。
從來の工廠、港務部、病院及衣糧科の現施設を整理し、要港部の一部として之を存置す。
- (三) 防備隊及無線電信所は略現状の儘として之を存置す。

二、鎮海に關するもの。

- (一) 鎮海軍港を廢し之を鎮海要港とす。
 - (二) 鎮海要港に要港部を置くこと現状の如し。
- 三、旅順に關するもの。
- (一) 旅順要港部を廢す。
 - (二) 防備隊及無線電信所は之を廢止す。

四、其の他

- (一) 竹敷要港及永港要港を廢す。
- (二) 五海軍區を三海軍區に改む。

五、實施期日

第一、第二、第四項は來年四月頃、第三項は本年十二月頃と豫定す。

以上の軍艦及軍港要港等に關する整理を行ふことに依りて減少し得たる人員は、准士官以上約一千七百五十名、下士官及兵計一萬一千九百十八名であつた。

軍備制限條約は専ら海軍に關するものであるが、帝國政府は華府會議の精神に基き、陸軍をも縮少の方針を執り、十一年八月以降左の如き整理を實行した。

△陸軍整理の綱要

一、兵卒在營年限の短縮

勤務演習召集及簡閱點呼の日數を減少し、入營期日の延期及演習召集、簡閱點呼の減少を通算し、歩兵に在りては全服役期間を通じて在營日數四十日、召集日數四十七日計八十七日を、看護卒の在營期間を一年六箇月に、輜重輪卒の在營期間を二箇月に何れも短縮すること。

一、人員及馬匹の整理減少（但し戰時國防兵力に關するもの、主として大正十一年八月十五日以降實施）

將校級一千八百名（人事行政上の都合に依り大正十一、十二年に跨り整理す）、准士官以下五萬三千五百名馬匹約一萬二千六百頭、即ち實質に於て約五箇師團に相當する平時兵力を整理減少す。

一、戰時國防兵力に比較的關係少き部隊、教育其他に關する施設の整理（主として大正十二年度以降に於て

實施）

(イ) 獨立守備隊の廢止（大正十二年四月より大正十四年四月に亘る）

(ロ) 朝鮮高定員の廢止（大正十一年八月より大正十四年十月に亘る）

(ハ) 憲兵隊の整理（大正十二年四月より大正十四年十二月に亘る）

(ニ) 軍樂隊の整理（大正十二年四月）

(ホ) 仙臺陸軍幼年學校の廢止（大正十三年四月）

(ヘ) 陸軍士官學校の整理（大正十二年四月より大正十三年四月に亘る）

(ト) 運輸部大連、釜山及基隆各支部の廢止（大正十二年四月）

(チ) 軍馬補充部萩野支部の廢止（大正十二年四月）

(リ) 小衛戍監獄十四箇所の廢止（大正十二年四月）

(ヌ) 退營者被服の廢止（大正十二年四月）

(ル) 演習應召者家族手當の廢止（大正十二年四月）

以上の整理に依り減少する人員は、將校約四百名、准士官以下約六千五百名、文官七十名、馬匹四百頭。

一、撤兵に依る經費の節約

青島守備軍、浦鹽派遣軍、北滿派遣隊、中支那派遣隊及薩哈噠派遣軍一部の撤退に伴ひ、臨時軍事費五千二百餘

萬圓の外、陸軍省所管歳出臨時部に於て二千百餘萬圓、合計約七千三百餘萬圓を節減す。

一、要塞の再整理

海軍々備制限條約（第十九條）に基き、父島及奄美大島兩要塞を現状の儘とし、且つ要塞整備の一部を海軍より保管轉換を受くることゝなれる結果、既定の要塞整理計畫を更新し、要塞整理費の總額に於て千六十三萬餘圓を節約し、且つ完成年度を四箇年延長し、最終年度を大正二十四年度とすること。

一、新式兵器の整備

整理に依る平時部隊兵力の減少を新式兵器、材料の充備に依り、國軍の威力を補足するの趣旨に基き、輕機關銃、歩兵砲、高射火器、自動車牽引重砲、無線電信器材、觀測及照明器具等を増備するの必要を認め、臨時費九千六百十三萬餘圓を大正十二年度以降同二十四年度に亘る十三箇年度繼續費として要求すること。

一、既定繼續費の増減及繰延

(イ) 既定國防充備費の増減

軍備整理の爲め部隊充備費等の減三千四十八萬餘圓、要塞再整理の爲め要塞整理費の減一千六十三萬餘圓、新式兵器整備の爲め兵器充實費の増九千六百十三萬餘圓、差引國防充備費の増五千五百一萬餘圓。

(ロ) 既定國防充備費の繰延

既定國防充備費年度割に就き、十二年度に於て約三割及十七年度以降の分合約二億一千四百六十萬餘圓を後半年度に繰延べ、既定最終年度（二十四年度）を廿八年度迄繰延ぶること。

(ハ) 物價騰貴に伴ふ増額要求中止

既定計畫に對する物價騰貴に伴ふ追加要求豫定額約一億三千萬圓は、將來著しき物價騰貴を見ざる限り之を要求することなく、既定の範圍内に於て諸計畫を遂行すること。

(ニ) 國防充備費以外の繼續費に關する増減及繰延

土地建物整理費、測量費等國防充備費以外の既定繼續費に於ても、亦若干の増減及繰延を行ふこと。

▲内大臣更迭

松方内大臣は九月十八日辭任、平田東助子内大臣に親任せられた。尙ほ松方侯は多年の勳功により特に陸軍の恩命を拜し公爵となつた。

▲外交調査會廢止

先年寺内内閣時代に設置された臨時外交調査會は、九月十八日を以て廢止せられた。

▲東宮御成婚奉賀

皇太子殿下には九月二十八日、久邇宮良子女王殿下との御婚約に

就き御納采の大儀を執り行はせられたるを以て、政友會は總裁の名を以て賀表及賀牋を奉呈することに決し、翌二十九日本會顧問山本達雄男宮中霞ヶ關御所に參内伺候して之を奉呈し尙ほ久邇宮邸に伺候して祝詞を言上した。

賀表

立憲政友會總裁子爵高橋是清誠歡誠喜謹ミテ言ス。

今般皇太子殿下御婚約成立ヲ告ゲ御納采ノ儀ヲ行ハセラレ、臣等恭慶ノ至ニ勝ルナシ、茲ニ度ミテ上表奉賀ス
臣是清誠歡誠喜謹ミテ言ス。

大正十一年九月二十九日

立憲政友會總裁從三位勳一等子爵 高橋 是清 上表

賀牋

立憲政友會總裁子爵高橋是清誠歡誠喜謹ミテ言ス。

今般 殿下御婚約御成立ヲ告ゲ御納采ノ儀行ハセラレ、臣等恭慶ノ至リニ勝ルナシ、茲ニ度ミテ上牋奉賀ス、
臣高橋是清誠歡誠喜謹ミテ言ス。

大正十一年九月二十九日

立憲政友會總裁從三位勳一等子爵 高橋 是清 上牋

▲本部地鎮祭

政友會本部が大正八年十月火災に罹り焼失後前位置に假建築をなしたるも、更に適當の場所に本建築をなすの要ありとし、爾來釀金を募り、地を麴町區山下町に相した、建築工事は米國フラーイ會社に託する事とし、大正十一年九月十六日同山下町の敷地に於て地鎮祭並に起工式を舉行了。齋主日枝神社宮司の司會の下に極めて嚴肅裡に地鎮祭の儀式執行せられ、高橋總裁を始め其他參會者は夫々玉串を捧ぐる所ありて式を終り、設けの別席に於て立食の宴を開いた。

▲地方官更迭

十一年十月十七日地方官の更迭行はれた。新たに知事となれるものは國勢院第一部長牛塚虎太郎氏を筆頭に都合十名、免官休職となれるものは京都府知事若林實藏氏を筆頭に都合八名であつた。

▲被除名者復黨

元田、中橋兩氏外四名曩に政友會を除名せられたるも、諸氏は内閣改造問題に關し所見を異にせる丈で、政友會に對して何等異志あるに非ず、除名され乍らも黨員の氣持ちで他黨に走るなどといふ考へは毛頭なかつた。従つて黨員間にも同情者多く、諸氏の選舉區より本部に對して復黨の希望を申出づるもの多かつた。黨幹部も時機の

至るを待ちて其希望を達せしむべき意向であつたが、愈政治季節となりたる十一月(大正十一年)に至り床次總務、望月幹事長が口切り役となり、高橋總裁を訪問して復黨問題に付き懇談する所あり、總裁の承諾を得たる結果、元田、中橋兩氏の總裁訪問となり、茲に復黨の手續をなすこととし、政友會の内訌落着を告げた。此問題に關し、十二月九日幹部、顧問、相談役の聯合會を開き高橋總裁より左の如く説述した。

高橋總裁の報告

本日は御多忙の節にも拘らず御出を願ふた所、斯く諸君の御出席を得たのは私の愉快とする所である。

茲に御話し致しいことは元田君外五名の入黨の事である。即ち一昨日元田、中橋兩君が私の宅を訪ねられ、兩君の入黨證と吉植、田邊、田村、木下四君の入黨證を携へて來られまして、「モット前にお伺ひする筈であつたが、元田君病氣の爲め遅延して今日となつた次第である、吾々是从から入黨したいから何卒紹介せられたい自分等兩人が他の四名を代表して此事を御願ひする爲めお伺ひした次第である」と述べられた。次で兩君と私との間に談話を交換した末、私に於ては如何にも兩君に誠意ある所を認めた次第である。即ち私は此の場合過去に遇つて

詳細に彼是云ふ必要もなく、兩君に於て誠意を以て「入黨の上は黨員諸君と共に黨の結束を鞏固にすることに努め、國家の爲にも我黨の爲にも盡瘁したい、而して他の四君も亦同様の意見である」と云ふことを申出でられた次第であるから、私は六君の誠意を存する所を認め、取敢ず當日は入黨證を預かつて置き、私の都合で兩君に再び會見して入黨の手續を完了せんと考へた譯である。依つて昨夜元田、中橋兩君を招ぐと共に、此の事に直接關係ある前幹部並に現幹部の諸君を私の宅に招待して、以上の顛末を報告し、更に元田、中橋兩君及他の四君入黨の手續を執ることを決定した旨を披露した。只元田、中橋兩君に就ては、私及び野田顧問二人の紹介で入黨し、他の四君に就ては、中橋君の申出に依つて私を煩はさず總裁指名の何人かに紹介して呉れとの事故、私は望月幹事長及び岩崎幹事の兩人を指名し、之で本日全部の手續を完了して發表した次第である。斯様な事情で六君の入黨を決したのが、斯くなつた以上、我黨員は將來御互に意思の疎通を圖り結束を鞏固にして黨勢の擴張に努むることが肝要である。元來政黨は諸君御承知の通り極めて重要な責任を有する公の團體であるから、お互に自分本位に陥らず、共同の責任を感じて國家を本位とすると共に、黨本位で最善の努力を爲す様に常に其の念頭に置かねばならぬ。故に諸君に於ても一致協賛して此の態度で進まれんことを希望する。議會も追々近づいた今日諸君に於てもお氣付の點があれば此席で承りたいが、今後に於ても、御氣付の點を遠慮なく承れば私の幸とする所

ある。

右總裁よりの入會報告を兼ねて黨員の結束に關する訓諭ありたるに對し、顧問山本達雄男は一同を代表して

私は僭越であるが一同を代表して此に一言御挨拶を申述べたい、元田、中橋兩君並に其他の四君が除名になつたことは其の當時に於て已むを得ざる事情であつたことは申述べるまでも無い。併し其の後に於て私は此事が我政友會に取つて甚大なることであるかと考へ、何とか時機が來たら圓滿に之を收めたい。而して其時機も何時かは來るであらう、又來るべきことを欲して居つたのである。然るに今回元田、中橋兩君より總裁に會見を申込み誠意を以て總裁の紹介で入黨を求められたが、總裁は入黨の事は勿論、紹介人たることまで快く承諾せられ、茲に其の解決を告ぐるに至つた事は、我政友會の前途の爲め眞に祝福に堪へず、吾々一同は深く之を歡喜する所である。惟ふに除名問題が起つて以來世間で我黨に對して種々の風評を立て疑惑を狭んだりして今日に及んだが、斯くの如き圓滿の解決を見た上は、世間も政友會に對し今後更に信用

を深くすることゝなるであらうと信ずる。而かも事の此に至つたのは全く總裁の寛仁なる雅量と幹部諸君の盡力の結果であるが、今後は従前と同様光風霽月の態度を持し一層信頼し合つて常に隔意なきを期するは勿論、眞に一致協力して國家の重責に當ることを念としなければならぬ。又吾々は是を期し是を念とするのである。茲に總裁並に幹事の御心配と御努力とに對して深甚なる感謝の意を表するものである。

と挨拶を述べ、一同總裁の報告を諒とし會を閉ぢ、引續き食堂に入り晚餐を共にし散會した。

▲革新俱樂部組織

憲政會を脱黨したる所謂七人組の大竹、添田、齋藤、鈴木、菊

池、村山、高木の諸氏は無所屬俱樂部の中野、野溝、村田、山本、佐々木、田淵諸氏と會合して政黨改造、政界刷新のために協力して起たうと、種々相談をなした結果、議が纏まつたので、更に國民黨を解黨せしめ、純無所屬の同志をも抱擁して一種の革新同盟を組織せんと云ふに決し、國民黨に懲慚した所、國民黨の諸氏は犬養總理とも懇談して總理の意思を確めた所、總理も異存ないので、大正十一年十一月を以て革新俱樂部を組織し四十五人の議員を

擁して衆議院に立つことになつた。此黨は内治は産業立國の方針を取り、外交亦經濟的發展を圖るに重きを置き、又特に普通選舉の即時斷行を其政綱中に加へた。その宣言左の如し。

宣 言

大戦後世界の機運は新紀元を劃して躍進し、列國の人心は舊殻を破つて新時代を展開せんと努めて居る。此の進運に伍して國際協調の地歩を確立するには、我國も亦人心を作振して革新の活路を踏み拓かねばならぬ。乃ち吾人は國民生活の基調とし、政治を機軸として萬機一新の大計を成就すべきである。然るに我國の社會各方面を通現して、最も時代遅れの因習に泥むものは政黨である。今日の政黨は個人の主義政見を集成して大方針を遂行するものでなく、個性と良心と國利民福とを没却して黨利の増場に入るものに外ならぬ。近來最も顯著なる政界の醜怪事の如き、何れも黨弊の一端を曝露するものに過ぎない。大戦以來衝擊を蒙れる我が人心は、最早斯の如き私黨に満足しなくなつた。茲に於てか既成政黨を打破し、腐清の實を擧げない限り、我政界に政治的良心の躍動を見ることも出来ない。綱紀の肅正も内治外交の一新も皆是か

ら出發せねばならぬ。是れ吾人が一切既成政黨の氣習を脱し、廣く天下民衆と握手して、現状打破黨弊刷新の旗幟を樹つる所以である。「革新俱樂部」は斯の如き方針の下に組織せられ、最も自由なる政治俱樂部である。即ち個性を拘束して黨制に歸せしむる事なく、人心を開放して政見を大成せんとするものである。けれども不斷の進歩は不斷の破壊と改造とを必要とする。吾人と憂を共にし決意を共にし希望を共にするものは、起て此の俱樂部に加盟せられたし。茲に天下に宜し廣く同志の協力を仰く。

▲根本代議士入會

曩に除名問題に關聯して脱會したる茨城縣選出代議士根本正

氏は、小久保相談役に再び入會したき故其の勞を執られたき旨を申出で、十二月二十一日日本部に於て茨城縣選出代議士會を開き、小久保氏より其の經過を報告し、協議の結果入會差支へなしとの意見一致し、同日根本代議士は望月幹事長、小久保相談役の紹介を以て政友會に入會した。

▲外務次官更迭

十二月十六日外務省情報部長田中都吉氏外務次官に任せられ、

外務次官植原正直氏は特命全權大使に任じられ、幣原駐米大使に代て米國駐劄仰付けられた。

▲勅選議員の發表

十二月十九日閣議の決定を経て若林資藏(前京都府知事)、佐藤三吉(帝國大學教授醫學博士)、土方寧(帝國大學教授法學博士)、馬場鏡一(法制局長官法學博士)、志村源太郎(前勸業銀行總裁)氏等貴族院議員に勅選せられた。

▲渡歐渡支議員歸朝

第二十回萬國議員會議が奧國ウイennaに於て開催せらるゝに關し、之に參會のため大正十一年六月廿五日東京出發渡歐の途につける政友會所屬議員團長今泉嘉一郎、櫻内幸雄、北井波治目の三氏は、八月廿五日より三十日に至る同會議に參列したる後、歐洲各地を巡遊し、今泉氏は十一月始め、櫻内、北井兩氏は十二月始めそれぞれ無事歸朝した。又衆議院議員支那視察團として十一年九月六日東京出發支那視察の途に就ける政友會所屬議員團長廣岡宇一郎、津野田是重、高野毅、廣瀬鎮之、山口永俊の五氏は朝鮮滿洲を経て北支那、北京、漢口、上海等を視察し十一月十五日無事歸朝した。

第六章 第四十六議會

▲年末休會前の波瀾

第四十六議會は大正十一年十二月廿五日を以て召集。同月廿七日開院式を執行せられ、廿八日常任委員の選舉を行つたが、此年は慣例を破りて常任委員選舉の終つた後、革新俱樂部の緊急動議により、議長不信任決議案が提出された。それに依りて珍らしく劈頭第一の論戰が年末休會前に開始された。此決議案は「第四十五議會の最終討議の場合に於て議長の執りたる措置は議院の法規を無視し憲法の精神を蹂躪したるものと認む、依て本院は議長の處決を促す」と云ふので、前議會の最終日に奥議長が、四百件の建議案及請願を一括して議案となし、説明も報告も又討論もなく、委員會の議決を承認するの議事法を執り、瞬間に之を議決した事に對する彈劾であつたが、多數にて否決せられた。然るに其後二月十三日奥議長は痼疾が嵩じ、到底健康の許るさなくなつて遂に自發的に辭職した。其後任として粕谷副議長の昇格となつた。

▲本會定期大會 政友會は大正十二年一月二十日定期大會を開き、高橋總裁より左の演説あつた。

高橋總裁の演説

第四十六議會の開會に際しまして、本日茲に我黨大會を開き諸君と相見へて卑見を述ぶることを得るは、洵に私の欣幸とする所であります。

大戰終熄の後四ヶ年の歳月を経過致しましたが、其の餘燼は未だ消失して仕舞はぬのであります。歐洲各國は不安の状態を脱したとは見られないのであります。又我帝國と近接して居ります支那及西伯利方面も、其の政情頗る混沌として容易に其の歸着する所を知り難い情勢に在るのであります。更に全世界に亘つて觀察しますると經濟機能の復活に種々の障害がありまするが、其の障害も容易に解決は致しませぬ、前途尙暗澹としてゐる次第であります。此の如き時局に當面して、帝國の國際的地位と責任とを考へますれば、今日無益の政争に没頭すべき時ではありませぬ。眞に上下協心戮力して奮勵努力せねばならぬのであります。

最近に至りまして、各國共に財政困難の爲め政費緊縮の必要に迫まれて居るのでありますが、又一面に於き

ましては、戦後の經營並に産業貿易の復興を急務と致し是が施設に向つて全力を傾けてゐるのであります。我國に於きましても、財政の情勢に鑑みまして、努めて政費の節約を圖りまして、以て將來に亘る財政の基礎を鞏固にすべきは勿論でありまするが、之と同時に數多の改善、社會的施設、運輸交通機關の整備、河川の改修等を始めとして、國力の充實、文化の發展に資すべき施設經綸は、固より之を等閑に附することは出来ぬ次第であります。此際徒に消極退嬰を事として一時の安逸を貪るが如きは、悔を後世に遺す所以でありまして、我黨の斷じて取らざる所であります。私の在朝時代に、華盛頓會議の結果軍備の縮小に因り國庫に餘裕を生ずる曉に於ては、必ずや減稅論の提唱せらるべきことを豫期したのでありますが、熟々内外の形勢を考慮して、國家の急務とする所は多々あることを考へ、此國庫餘裕金は先づ以て小學校教育費國庫分擔額の増加及び治水計畫遂行の資源に充當致し、尙ほ餘りあれば積極的に國運の伸展に必要な施設に之を振り向けんことを聲明して置いた次第であります。其後現内閣の方針も亦大體に於て吾々の計畫と合致してゐるやうでありまするが、今日も尙依然として私の所見の時宜に適したることを確信するのであります。

諸君も先年我黨内閣成立の當初より、國稅地方稅を通じて根本的稅制整理の必要を認めまして臨時財政經濟調査會に諮問し、二ヶ年の久しき間熱心調査を遂げ同時に私の手許に於ても略々腹案を作つて居つたのであります

が、現政府は此際國稅一部改廢を計畫して之を今議會に提出する様であります。想ふに内閣組織後調査立案の時日少かりし爲でありますか、是が根本改正は是非共遂行せねばなりません。而して稅制の整理は國稅よりも地方稅に於て殊に其の急務を感じるのであります。地方稅を整理せんとするには、新に獨立の稅種を附與すると共に無制限に賦課せられ來つて居る所の稅種に向つては相當の制限を加へねばなりません。尙地方費中最も負擔の苦痛を感じて居るものは小學校教育費にして、差當り是が分配の方法を最も適切に且つ有効ならしめんことを期し、慎重に考慮しなければならぬのであります。

又政府は或程度の行政整理を行ひ、之を歲計の上に表して居りますが、是亦進んで根本的に其整理を遂行せねばならぬのであります。私の在官中行政整理準備委員會を設けて之に着手したのも、畢竟此根本的整理の計畫であつたのであります。即ち現在の制度の下に於て政費の節約のみを目的とするものではなく、行政組織の根本に亘つて徹底的に經理の統一、事務簡捷、能率の増進を計るのであつて、此の如き意味の整理を完成すれば國家の支出に於て節減し得る所も亦少からずと信するのであります。

次に農村の振興に關しても、徹底的施設を必要とする時運に際會して居るのであります。食糧供給の必要より見まするも、國本培養の見地より考へまするも、農村には最も重きを置かねばなりません。而も今日農村に關す

る問題は、積極的振興でなければならぬのであります。此趣旨を以て、根本的計畫を樹て以て農村をして健全なる自治的發達を遂げしむるは、我國現下の急務なりと信するのであります。故に是等の問題に關し來期議會に於て夫れぞれ我黨の主張を貫徹すべき適當の手段を取りたいと思ふのであります。彼の普選問題も亦重ねて今期議會にも提出されるのでありますが、之に對して從來我黨の取來つた態度に就ては今日何等變更の必要を生ぜぬのであります。之を秩序的に調理解決せんとする我黨の方針は、國民多數の贊同する所にして又國家國民の爲めに謀つて最も忠にして且最も賢なる途なりと確信するのであります。

諸君我黨は政界の中心勢力にして國民具瞻の標的であります。従つて其主張言論には必ず實行の權威と責任を伴ふものであつて、彼の政争の爲には手段を選ばず徒に民心を煽動して一時の歡心を買ふに汲々たるものと自ら其の選を異にすることは、今更申すまでもありません。諸君が今期議會に臨み豫算案並に法律案其他の案件を處理するに當つても、能く國家内外の情勢より打算し、益々我黨の本領を發揮して君國の爲めに奮勵せられんことを希望致します。

▲定時大會の宣言

當日の政友會大會に於て可決したる宣言は左の如し。

宣言

歐洲の天地は、依然として紛糾を極め、東洋の形勢亦未だ安定を見ず。國際間の競争は益々激甚に赴き、各國皆産業の進展國力の充實に汲々として是れ日も足らず、我帝國亦宇内の大勢に鑑みて大に人心を緊張し、興國の氣運を促進せざるべからず。奚ぞ平和の聲にのみ依頼して晏如たる事を得べけんや。乃ち制度を釐革し、政費を節約し、教育を改善し、文化を啓導し、産業を振興し、以て國運の一新を圖るに全力を傾倒すべきなり。殊に自治團體の健全なる發達を促して國本を培養し眞摯剛健の民風を振作するは、洵に現下の要務たらずんばあらず。是即ち我黨從來の方針を擴充する所以にして、彼の消極退嬰は斷じて之を排し、浮華輕佻は極力之を斥けんと欲す。現内閣に對する我黨の態度は夙に之を天下に聲明せり。即ち卓然として公正なる見地に立脚し、審に施設計畫を考究して其の是たるものは之を贊し、其の非なるものは之を正すべきや更に言を俟たず。豫算法律其他の諸案は此精神に基きて審議を盡し以て適當の措置を採らんとす。茲に第四十六議會に臨むに當り敢て我黨の所信を宣す。

▲院外團大會

政友會所屬院外團は大會開催前日なる一月二十日芝公園三緣亭に大

會を開き左の宣言を可決した。

宣言

今や宇内稍靖寧の觀なきに非ずと雖も、諸般の事尙其安定を得ざる甚しきものあり。列國經濟上の競争は年と共に彌々強烈を加へ、輸贏の岐るゝ所實に國運の消長に關す。加ふるに經濟界動搖の結果は國民生活の基礎を脅かし、思想界の混沌亦頗る憂ふべきものあり。此間に處するの國策何ぞ夫れ容易なりとせんや。況んや帝國は東洋平和の使命を有するに於てをや。宜しく上下一致協心戮力以て之れに當らざる可らず。徒らに區々たる口舌の争ひに耽けるが如き、豈に此の絶大異常の狀態に處するの途ならんや。

今や我黨野にありと雖も依然として政界の重錘を握り、國家の隆替實に掛つて我黨の双肩に存せり。其責任重大なりと謂ふべし。我黨從來主張する所の方針は現下の狀態に處して最も其急切なるを覺ゆ。仍て益之を擴充して、内は國力を擴充し外は列國との協調を保ち、國勢の進展を期するに於て、吾人豈全力を注がざるべけんや。敢て宣す。

▲各政派の勢力及方針

衆議院に於る各政派の勢力は前議會當時と大體變りなく、

政友會は依然として絶對多數を占めた。只國民黨が消えて之れに代れる革新俱樂部なるものが生れ出でた。前議會當時の比較を示せば左の如し。

	前議會當時	比較増減
政友會	二八二	増 一
憲政會	一〇〇	減 二
革新俱樂部	四六	—
國民黨	二八	—
庚申俱樂部	二五	減 一
無所屬	一〇	減 一五
計	四六三 (定員中一名關員)	

尙ほ政友會以外の各派の對議會方針を示せば左の如し。

憲政會 憲政會は議會休會明けの一月廿一日大會を開いて左の宣言を可決した。

宣 言

茲に第四十六議會開會に臨むに當り我黨の態度を明にし以て天下に宣す。

憲法布かれて三十餘年、政黨内閣の基礎漸く定まらんとするに際し、偶々超然内閣の成立を見たるは憲政の常道に照し我黨の反對する所なり。

外交の要は世界の趨勢に準應し列國と協調して平和の確立に務むると共に、帝國の權利利益を擁護し國運の發展を期するに在り。然るに戰後帝國の外交は妄りに協調親善に藉口して退嬰之事とし、威信を失墜すること尠からず、國民をして憂懼措く能はざらしむ。

觀て國內の情勢を按ずるに、政友會内閣失敗の後を承け人心倦怠を極む。速に普通選舉を實行して民意を暢達し大いに輿論を作興せざる可からず。且つ庶政の葺革すべきもの甚だ多し。綱紀を肅正して風教を維持する其の一なり。物價を調節し生活を安定せしめ産業貿易の隆昌を圖るその二なり。行政財政を整理し軍備を縮小して民力を休養するその三なり。教育を充實し思想を善導し文化政策を行ふ其の四なり。農村の振興を圖り勞働問題を解決し、社會政策を行ふその五なり。然るに現内閣は或は之を阻止、或は之が聲明を爲すも實行之に伴はず、斯の如きは徒に背後の勢力に左右せられて其の所信を遂行する能はざるの致す所、邦家の事洵に言ふに忍びざるなり。我黨

は現下の政局を以て國家の進運を阻害するものとし、速に局面を展開して立憲の本義を明にし内外の政務を刷新せんことを期す。

若し夫れ時局匡救の政策に至りては從來の主張、並に別に定むる所に依るべし。

革新俱樂部

革新俱樂部は創立第一回の大會を一月二十一日開會し左の暫定政綱を可決確定した。

政綱及政策

吾人は曩に宣言をなして政界の現状打破及黨弊刷新の急を叫び、廣く天下民衆と共に國民生活の機軸たる政治の根本的改造に任せんと欲する事を聲明した。國家は今や國是轉換の一大時機に際して居る。是が爲には内外の政務の大方針を決定し、憲政の基礎を確立して一切の階級閥を打開し、以て政治、經濟、産業、教育を民衆化せしめねばならぬ。然らざれば國民生活を基礎とする政治の實現は不可能なると共に、世界的地歩を確守して永遠の平和に貢献することが出来ぬ。よつて吾人は茲に政綱を暫定してその綱維を明にし、天下と共にこの旗幟に據りその主義主張の實現を圖らんとするものである。

大綱

- 一、内治は國民生活の安定を圖るを其礎とし産業立國の方針を確立すること。
- 二、外交は國際正義に則り國民外交を基礎とし經濟的發展を圖ること。
- 三、憲政の基礎を確立する爲め普通選舉を即時斷行すること。

政策

- 一、行政組織の根本的改造統一を行ひ政務の簡捷を計りて政費の大節減を行ふこと。
- 二、陸海軍大臣の資格制限を撤廢すること。
- 三、文官任用令を改正すること。
- 四、政務官と事務官を區別し政務官の外議員たることを禁ずること。
- 五、市町村に對する政府の監督權を制限し市町村の自治權を擴張すること。
- 六、府縣郡の廢合整理を行ひ府縣知事を公選すること。
- 七、地租營業稅を撤廢し地方財源の充實を圖ること。

- 八、國民の最低生活を脅威する間接税を減免整理すること。
- 九、財政經濟の整理安定を見るまで公債借替の外國債公券を中止すること。
- 十、金の輸出を解禁すること。
- 十一、特殊の銀行會社、同業組合、産業組合に關する制度を改正すること。
- 十二、各殖民地の財政を緊縮すること。
- 十三、原料品及生活必需品に對する輸入税を減免すること。
- 十四、社會政策に關する施設を民本的たらしむること。
- 十五、勞働問題及小作問題に關する立法的解決を圖ること。
- 十六、教育の内容を改善し義務教育の年限を延長すること。
- 十七、普通教育費の國庫負擔額を増加すること。
- 十八、陸軍の師團半減を目標としこれを整理縮少すること。
- 十九、海軍は垂府協約に基き徹底的整理を行ふこと。
- 二十、支那に對しては彼等の共存共榮を旨とし努めて兩國の經濟關係を密接ならしむること。

廿一、速に露西亞勞農政府と通商條約を締結し米國、露西亞及び獨逸側舊同盟諸國を國際聯盟に加入せしむること。

以上は急用に從て暫定したもので未だ全部を盡さない、時に臨みて攻究し次第に補足充實して苟も遺漏なからんことを期し併せて大方諸君の助言を切望する。

▲院内役員

此期議會に臨むに方り、高橋總裁より指名せられたる本會の院内役員左の如し。

院内總務

横田千之助 高橋光威 三土忠造 井上敬之助
 島田俊雄 熊谷直太

院内幹事

前田米藏 瀧正雄 鈴木巖 白井博之
 松野鶴平 永屋茂 久下豊忠 野村勘左衛門 岡順次
 牧野良三 鈴木隆 金光庸夫

▲協議員改選

協議員の任期滿了に付、總裁より指名すべき分は大會の際其指名を發表し、貴衆兩院議員より各互選すべき分は之に次で直ちに互選を行つた。其の結果左の如

し。

總裁指名の分

協議員長 横山寅一郎

委員 加藤久米四郎

磯部 尙

牧野賤男

漆 昌 巖

小出五郎

赤尾藤吉郎

山口恒太郎

近江谷榮治

藏園三四郎

中野寅次郎

藏園三四郎

衆議院議員互選の分

關 東 中島守利

齋藤壽雄

東 北 伊澤平左右衛門

北 信 木村清三郎

東 海 北井波治目

近 畿 安原仁兵衛

鈴木 隆

市村貞造

三枝彦太郎

大矢馬太郎

廣瀬鎮之

舞田壽三郎

風間八右衛門

宇野勇作

米原於菟男

黒住成章

中 國 松山常次郎

四 國 坂本素魯哉

九 州 有馬秀雄

陣 軍 吉

佐野正雄

深見寅之助

石川三郎

高木第四郎

津崎尙武

貴族院議員互選の分

高橋琢也

櫻井伊兵衛

成清信愛

室田義文

三田義正

犬上慶五郎

橋本圭三郎

鎌田勝太郎

麻生太吉

佐藤友右衛門

▲政務調査會

議會開會中例により本會の政務調査會を設置することとし、總裁より其委員を指名した。中に就て役員左の如し。

會 長 小橋 一太

副會長 小坂 順造

理 事 瀧 正雄

匹田 銳吉

古 林 新治

植竹龍三郎

森 恪 梅 田 潔

- 第一部(司法、文部、外務)部長 黒住 成章
- 第二部(内務)部長 龍野周一郎
- 第三部(大藏)部長 波多野承五郎
- 第四部(農商務)部長 八田 宗吉
- 第五部(逓信)部長 牧 山 耕 藏
- 第六部(陸海軍)部長 三 善 清 之
- 第七部(鐵道)部長 國澤新兵衛

▲常任委員選舉

全院委員長並に常任委員長は全部多數黨たる政友會より選出せられた。即ち左の如し。

- 全院委員長 竹内明太郎
- 豫算委員長 東 武
- 決算委員長 宮古啓三郎
- 請願委員長 三輪市太郎
- 懲罰委員長 岩崎幸次郎

▲施政方針演説

大正十二年一月廿三日の議會休會明け勞頭加藤首相は施政方針

演説、内田外相は外交の經過及方針、市來藏相は大正十二年度豫算案及財政計畫に關し演説した。即ち左の如し。

加藤首相の演説

諸君、不肖曩に大命を拜しまして内閣を組織致し、茲に諸君と相見えまして政府所見の概要を陳述するの機會を得ましたことは、私の最も光榮と存する所でございます。先づ外交上に付きまして一言致しますれば、帝國と締盟各國との交際は益々親交を加へまして、殊に帝國の世界に於ける地位と責任とに顧みまして、諸般の國際案件に關し、帝國亦列國と歩調を一致し世界恒久平和の確立に努力しつゝある次第でございます。此點は諸君と共に慶賀に堪へないことと存じます。歐洲の政局は不幸にして未だ其歸趨する所判然致しませぬが、極東方面に於きましては、幸に露西亞の情勢漸次變改を加へまして、極東露領に於ける政情も概ね安定に赴かんとするに至りましたので、西伯利亞方面並北滿地方より順次撤兵を致したのであります。而して遂に昨年十月末を以て全部之を完了致した次第でございます。大正七年八月聯合國共同出兵以來、四箇年有餘に亘る帝國の西伯利駐兵は、是にて完了を告げた次第でございます。併ながら極東共和國存在中、大連會議及長春會議に於きまして、通商再開に關する圓滿なる協定を成立することの出来ませなかつたことは、洵に遺憾に堪へない次第でございます。支那に付きましては、華府に於て日支間に開きたる會議に於きまして締結せられたる山東懸案解決に關する條約實施の

細目協定も既に成立し、多年に亘り懸案となつて居りました所謂山東問題も、無事に解決を見た次第でございます。是が爲め今後日支兩國間の國交も圓滑を加ふべきことと信ずる次第でございます。唯支那國內の政局が未だ安定を見るに至りませんのは、洵に遺憾とする所でありまして、支那國民の努力に依りまして、一日も速に國內平靜に歸し、健全なる進歩の道程に就かんことは、帝國政府の衷心より切望して已まない所でございます。華府會議に於きまして締結せられました所の海軍條約に關する——海軍制限に關する條約に就きましては、帝國及英米兩國は既に其批准手續を完了致して居るのであります。帝國に於きましては、是等兩國と協調を保ち、條約の精神を尊重致しまして、是が實施の準備を爲し着々我が誠意を表することに努力致しつつある次第でございます。次に内政上の事に付いて申見を述べますれば、世界大戰後茲に四箇年の星霜を経ましたけれども、列強の戰爭に因る瘡痍未だ容易に恢復を見ないのであります。然るにも拘はりませず、世界は既に平和的保障の下に將來の經濟競争を目途と致しまして、今や實力養成の時期に入つて居るのであります。我國に於きましても、此狀勢に顧みまして國家の實力養成に勉め、他日に遺漏なきを期すべきであると存するのであります。之が爲には固より國民各自の實力充實に待たねばなりませんから、政府は曩に國民各自の消費節約に關する趣旨の普及に勉めまると共に、物價調節上、差當り必要なりと認めましたる事項を實施致し、國民生活の安定に資した次第でございます。

ます。更に國費を緊縮節約するが爲に、政府は華府會議に於ける決議の趣旨に基きまして、海軍軍備の制限を爲すと同時に、進んで陸軍軍備の整理縮小を斷行致しまするの外、廣く一般行政財政の整理を爲すの方針を樹てた次第であります。其一部は既に之を實行政し、其他に付きましては、大正十一、十二の兩年度に亘りまして、之を實現する事と致しまして大正十二年度豫算案を編成致した次第でございます。尙ほ他方の行政財政に付きましても相當の整理を致すことと致した次第でございます。右軍備縮小並行政財政の整理に因て得ました所の歲計上の餘裕は、之を擧げて時勢の必要に應ずる諸般の施設を進むる事と致した次第でございます。即ち義務教育費國庫負擔金額を増額し、又高等教育機關の擴張整備に付きましても相當經費の増額を致し、又治水港灣並産業獎勵等に關する經費をも増額し、更に恩給並遺族扶助料に付きましても、其差置難きものに付きましては、財源の許す範圍内に於て、之が増額を認めた次第でございます。更に財界の狀況に顧みまして、國債償還の時期を繰上ぐるの必要を認めまして、相當の費額を計上した次第でございます。税制を整理致し、國民負擔の衡平を期するが爲に、根本的の整理を爲すの必要なることは勿論でございますが、併ながら是は蓋し容易の事ではないと信ずるのでございます。仍て取敢へず目下の急に迫つて居ります所の營業稅等の改廢を致す事と致した次第でございます。官紀振肅正に付きましては不肖就任以來屢々部内の吏僚に訓諭し相戒め、苟も官吏たるの威信を失墜する

が如き舉措のなきことに努めつゝある次第でございます。一般國民思想の善導に付きましても、格別の考慮を用ひまして、國民各自の自覺と相俟つて愈々人心を緊張せしめ、綱紀肅正の實現を期して居る次第でございます。竊て我邦現在に於ける諸般の制度並施設等を觀ますのに、早晚釐革を要すべきものが尠くないと存するのでございます。併しながら是等の改革は、國家永遠の福利を理想と致し、而も現在の制度組織を基礎と致し之を爲すべきものであると信するのであります。國情を顧みず、急激なる改廢を爲すと云ふが如きは最も慎まなければならぬ次第と存する次第でございます。總てに亘り漸を追ひ改善の歩を進めて行くべきものと考へて居る次第でございます。彼の選舉法改正問題の如きも、政府は特に十分なる注意を拂ひまして、之が爲に既に調査會を設けまして、現に講究を致して居る次第でございます。又社會政策に付きましても、先般社會局を新設致し、施設經營に遺憾なきを期して居るのであります。其他時勢の變遷と人文の發達とを察しまして、陪審法案の如きも之を今期議會に提出するの考を持つて居る次第でございます。尙ほ外交に關しましては、外務大臣、又財政經濟に關しましては大藏大臣より、別に申上げること、致したいと考へます。今期議會に提出すべき諸般の案件に對しましては何卒十分御審議の上御協賛あらんことを切望致す次第でございます。

内田外相の演説

諸君、今期議會開會に際しまして、茲に我が對外關係に付聊か所見を披瀝するの機會を得ましたことは、私の甚だ光榮とする所であります。之に先ちまして一言述べたいのは、昨年英國皇太子殿下の來朝の事であります。殿下の御來朝は一昨年我が皇太子殿下の御渡英と相俟つて、洵に昭代の盛事でありまして、英國との友好關係が一層鞏固を加へたことは、我々の深く感銘する所であります。諸君、世界の大戦争が人類一般に與へたる影響は有形無形洵に甚大なるものゝあることは、今更申すまでもありません。世界に國家を成すものは、此異常なる事實を無視して其國策、殊に對外政策を樹立すること能はざるは當然の事であります。

帝國政府は帝國が東洋の先進國たり、又世界の主要列強の一たる地位に應じまして、其國權の維持、國運の伸張を念とすると共に、大戦後に於ける國際上の最高使命たる建設的平和政策に向つて努力することを以て、我が外交方針を爲すべきものと考へます。隨て英、米、佛、伊等の舊聯合國は勿論、其他の親交國と益々協調を維持して、我國の國際信用を一層向上せしめ、國家の權威を此上とも鞏固にして、我が國民の對外經濟的發展を圓滑ならしめ、以て其福祉幸福を増進致しますと共に、世界人類の生活安定に貢献せんと欲するものであります。而して此方針が、帝國の利益と名譽に最も合致する所のみならず、歐米諸列強の方針も、近來多少反動的氣分が無

いでもありませんが、大局に於て其軌を一にするものと信じます。列強の方針が最も有効に現れましたのは、即ち華盛頓會議であります。此會議に付我が政府の特に重きを置きましたのは、同會議の具體的産物の外に、内には國民の負擔と懸念を減じ、外には列國の了解と親交を齎したことであります。殊に英、米兩國の國交が之が爲め益々鞏固の基礎に置かれましたことは最も顯著な事實であります。隨て政府は、華盛頓會議に於て成立致しましたる條約決議等の速に實施せられたることは、即ち帝國の利益に最も能く合致する所以であることを確信致しましたから、遲滯なく必要の手續を取運びまして、昨年八月海軍制限條約を始め、諸條約の御批准を経ました。英米兩國の批准手續も既に完了して、今は主として佛、伊兩國の手續完了を待つのみとなつて居ります。世界平和の大局上より、兩國に於ても遠からず批准を見ることゝ信じます。

歐洲に於きましては、獨逸賠償問題、聯合國間債務整理問題、近東問題及露國問題等、其復興に伴ふ幾多の難問題が横はつて居ります。聯合國は此等問題の爲め、屢々會議を開き、交渉を重ね、現に近東問題の如きは、昨年十二月下旬より瑞西國ローザンヌに於て帝國關係諸國と共に平和條約を審議中ではありますが、種々の理由に依り、斯の如き世界平和に大關係を有する各種の問題が、未だ解決を見ないのは頗る遺憾とする所であります。殊に最近佛、白兩國は、獨逸ルール地方に對し、或る行動を執るに至りました。其結果は、場合に依つては極て重

大なる事態に立至らぬとも限りませぬ。政府は世界平和の見地に立ち、能く經過を注意する考であります。露國に對しては、帝國は夙に内政不干渉の根本方針を以て之に莅み、其政情の安定を待つて、成べく關係列國と協調して、諸種の問題を解決致したい方針でありまして、現にゼノア會議、海牙會議等にも參加しましたが、彼の極東共和國成立中は、特に同國と速に通商關係を開き、直に西伯利より軍隊を撤退することを得策と信じまして、我代表は齊多側代表と、大連に會商しまして、數箇月の長きに互つて、通商再開のことを交渉しましたけれども遂に不調に終りましたが、帝國政府は、極東露領に於ける政情も、漸次安定に赴く徵候を看取しましたから、昨年十月末に、沿海州より全部撤兵することに致しますと同時に、極東共和國との間に於て、通商關係復活の爲め更に努力することに決しまして、大連會議で既に纏つた部分を骨子として交渉すると云ふ條件で、更に長春に於て彼我代表間に折衝を重ねました所が、我方に於て十分交渉の態度を示したに拘らず、會議が結局決裂に至りましたのは、遺憾とせざるを得ないのであります。併し帝國政府は豫定通り沿海州、北滿洲等一大陸より、昨年十月末を以て全部撤兵致しました。我が對露政策は以上述べました通り、終始公正の方針に出たのであつて、特に我が軍隊の撤退斷行は、豫ての我宣言に適合するものであつて、我が誠意の存する所を、十分内外に宣明し得たと信じております。我が撤兵後間もなく極東共和國は、勞農露國と合併し、其獨立の存在を失ふことゝな

りましたが、何れにしても、歐露並西伯利の狀況は益々安定し露國側も尼港事件の責任を正當に了解し、從來の態度を改めて誠意を披瀝し、茲に交通開始の機運の促進せられんこと、希望に堪へぬ次第であります。

帝國の支那に關する根本方針は、支那内政に關しましては飽く迄不干渉不偏不黨の態度を執り、進んで支那人自身の自覺向上を援助し、速に支那全體の圓滿なる統一發達を期し、以て平和的經濟的に同國と提携せんとするにあるは幾度も聲明致しました所であります。華盛頓に於て成立致しました九國條約決議並に關稅條約も畢竟其條件とする所は、此帝國根本方針に合するものであります。それ故に帝國政府は華盛頓會議に於て成立致しました所の他の條約と共に、何等の躊躇なく實施の手續を進捗致しまして、英、米も日本と同様の準備を終りまして今日に於ては主として佛、伊の手續完了を待つのみとなつて居る次第は先きに申述べた通りであります。佛、伊の兩國と雖も支那に於る條約並に決議の趣意には固より何等異議があらうとは信じませぬ。關稅條約に基く支那關稅規定五分改訂實施に對しましては各國と共に同意を表しまして、本月十七日を以て愈支那關稅も現實五分引上げが實行せられまして、且又華盛頓會議に於ける決議中、支那に於る各國郵便局撤廢の件に付きまして、關稅國たる日、英、佛、米、此の四ヶ國は決議に示した通り撤廢すべき郵便局は昨年迄に撤廢を完了しました次第であります。而して他方多年日支間に不愉快な懸案となつて居りました所謂山東問題は、曩に華府に於て成立致

しましたる日支條約に基き、北京に於て昨年六月以來細目の研究を進めまして、十二月初旬に其交渉を終りました。茲に帝國が世界戰爭參加の際宣言し、其後屢聲明致しました通り、膠州灣租借地行政權は圓滿に支那に引渡しました次第であります。過去數年に亘り困難なる問題とせられたる山東問題も、帝國の當初宣言の通りに之を解決するを得ましたのは、日支國交に多大の貢獻をなすのみならず、國際間に於ける帝國の信用を高むる所以なるを信じて疑ひませぬ。日支兩國國交は帝國の根本方針より出でたる此誠意の徹底に伴ひ、政治的に將又通商的に漸次新局面を拓かんとするの氣運に達して居ります。帝國が飽迄從來の方針を以て進み、支那人民に對し同情と援助とを惜まざるに於ては、必ずや日支兩國の友好關係は益密接を加へ、其結果が日支共同の利益を齎すべき事を深く確信致します。其詳細に亘りましては諸君に申述ぶる機會は多々あらうと思ひます。政府の意思の存する所は以上に陳述致しました所により、大體御諒承あらんことを希望致します。

市來藏相の演說

諸君、私は茲に大正十二年度の歲計豫算を諸君に紹介を致しまして、財政計畫の概要に就きまして、説明を致しまするの光榮を有します。大正十二年度の歲計豫算の内容を説明するに當りましては、先づ之を編成致しまし

た所の方針を申述べますことを必要と考へます。抑々我國の歳計は世界大戰以來、過去數年間に於て俄に膨脹致しました。又所謂積極的の施設なるものが、其間に遂行せられました。是は蓋し我が經濟界の好景氣でありました時代の當時に於きまして、時勢が之を要求したてございませう。時勢の要求が之を然からしめたてありませうが、今や時勢は一轉致しました好景氣の時代は既に經過致しました。過ぐる大正九年の春に於て反動が現はれましてから我が經濟界は著しき不景氣を呈したのでありまして、今尙ほ此不景氣を脱却することの出來ない今日の現状にあるのであります。隨て今日に於ては、寧ろ今日の時勢が歳計の整理、國費の緊縮を要求することに相成りました。殊に我が經濟界の不景氣に伴ひまして、政府の歳計は著しく減少致しまする情勢に在るのでございませう。故に今日の歳計を維持致しまして、將來に向つて能く收支を適合せしめると云ふことは、頗る至難の事柄であるのであります。此等の關係に鑑みまして大正十二年度の歳計豫算を編成するに當りましては、先づ以て歳計の整理緊縮を圖りまして。之に依つて財政の基礎を鞏固に致しますることを、最も必要と認めましたのであります。故に彼の華盛頓會議に於て決定致しました所の、海軍の軍備制限に關する條約は、未だ其効力を生ずるには至りませぬけれども、其趣旨に基きまして、我が海軍の軍備の制限を實行することに致しまして、尙ほ是と同時に陸軍の軍備を制限致しまして、以て我が財政上の負擔を緩和することに致しました。又是と同時に一般の行政

費に節約を加へ、事業費を繰延べまして、財政行政の整理緊縮の實を擧げること努めました次第であります。併ながら、徒に整理緊縮に偏し、又空しく退嬰萎縮に陥りますと云ふことは、固より財政の終極の目的ではありません。即ち内外の情勢に顧みまして、國運を伸張し、民福を増進するが爲に、必要缺くべからざる施設は一日も之に忽にすることは出來ないのであります。故に大正十二年度の歳計豫算を編成するに當りましては、教育の振興、産業の奨励、社會政策的事業の遂行等の爲に、適切なる計畫を立てまして、是が實行を期すること、致しました。又我國の公債は、世界大戰以來俄に増加致しました。而も最近に於ては我が經濟界は不景氣に陥りまして、且つ公債償還は、一時停止せられました次第であります。此等の事情に依りまして、公債の市價は漸次低落を致しました。且つ新に發行する公債に對しましては、市場の消化力も亦減退するに至りました實況であります。故に將來に向ひまして公債の信用を昂め、公債の市價を維持し且つ公債の發行を圓滑ならしめます手段を執りますることが、今日の急務であると考へました。其趣旨に依りまして、大正十二年度の豫算を編成するに當りまして、大正十二年度より公債の償還を實行することに致しまして、それと同時に公債の發行額を出來得ますだけ制限をすることに致したのであります。又現行の租稅制度に付きましては、其組織、其體系を完備せしめまする爲に租稅制度整理の必要があると申しますことは從來の懸案であるのであります。併ながら租稅制度の

根本より整理を致しますると云ふことに付きましては、尙ほ幾多の攻究を要する點があるのであります。隨て今日直に之を實現しますことは、申すまでもなく困難であります。故に大正十二度の歳計豫算を編成するに當りましては、特に其整理を急と致しまするものに付きまして、應急的の整理を實行することに致しました次第であります。

以上に申述べました其方針に依りまして編成致しました所の大正十二年度の總豫算は、歳入歳出が各十三億四千七百餘萬圓であります。之を前年度の豫算に比較致しますれば、一億三千六百餘萬圓を減少を致すことに相成ります。又其歳入は經常部が十二億五千二百九十餘萬圓、臨時部が九千三百十餘萬圓であります。之を前年度の豫算に比較致しますれば、經常部に於て七百四十餘萬圓増加を致します。臨時部に於て一億四千三百七十餘萬圓を減少致します。其歳出は經常部九億八千七百二十餘萬圓、臨時部三億五千八百八十餘萬圓でありまして、之を前年度の豫算に比較致しますれば、經常部に於て四千五百三十餘萬圓を増加致して居ります。臨時部に於て一億八千六百六十餘萬圓を減少を致して居ります。右の經常歳入が前年度豫算に對して増加を示して居りますのは、主として租税の收入に於て増加を示すのであります。併ながら之を前年度の歳入の實績の見込に於て比較致しますれば、多大の減少を來す計算に相成るのでございます。又經常歳出が前年度豫算に對して増加を致して居ります

るのは、主として國債償還金の繰入並義務教育費國庫負擔額の増加を計上したからであります。次に大正十二年度の歳計豫算に於て重要な事項を説明を致します。

軍備の制限整理に依りまして剩餘を生ずべき金額は、陸軍に於て二千七百六十餘萬圓であります。之に伴ひまして兵器の製造其他に關しまして、經費の増加を必要とするものがありまして、其金額が三百三十四萬圓でありますから、之を差引きますれば純粹の剩餘額が二千四百二十餘萬圓となるのであります。又海軍に於いて剩餘を生ずべき金額は一億三百七十餘萬圓でありまして、之に伴ひまして補助艦艇の製造其他に關しまして經費の増加を必要とするものがあります。其金額が五千六百九十餘萬圓でありますから、差引きました純剩餘額は四千六百七十餘萬圓と相成るのであります。要するに陸海軍の軍備の制限整理に依りまして生ずる所の純剩餘の金額が合して七千九十九萬圓となるの計算であります。又一般行政費の節約並事業の繰延を致しました金額を申しますれば、一般會計に於て六千五百三十餘萬圓、各特別會計に於て四千三百四十餘萬圓であるのであります。右歳計の整理緊縮を實行致しますると共に、時勢の要求に應じまする爲め必要な經費を計上致しました。其主なるものを申しますれば、國債償還金の繰入四千二百萬圓、義務教育費國庫負擔額の増加三千萬圓、治水事業費の増加千四百八十餘萬圓、之を計上致しました。尙ほ其他に社會局に關する經費、地方改善に關する經費、健康保險法

の實施準備に要する經費、北海道拓殖費の増加、港灣修築に關する經費の増加、教育機關の整備擴張に關する經費、中央市場に關する經費、水産物冷蔵設備の獎勵に關する經費、用排水の改良に關する經費、工業の試験研究に關する經費並國際無線電信の設備の費用等を計上致しました。又恩給の増加に關しましては、其最も急を要すと認むるものに付きまして、財源の許す範圍に於て之を實行すること、致しました。尙ほ物價の騰貴の爲に經費の増加を要するものは、後年度に屬して居りまする、繼續費に對しましても之を計上致しまして、之に依つて事業の遂行に支障なからんことを期すること、致しました。臨時軍事費に付きましては北樺太駐屯軍等の爲に、大正十二年の四月から大正十三年の三月に至りまする一年間に於て、約二千萬圓を要する見込であります。併ながら右は臨時軍事費の既定豫算の中で西伯利撤兵等の爲に不用となりまする金額がありまするから、之を以て支辨します見込でございまして、隨て今回は別に追加豫算の要求を致しませぬ次第であります。又公債の發行に付きましては既に大正十一年度に於ても公債事業の繰延等に依りまして、出來得る限り公債發行額を制限すること、致しました。尙ほ大正十二年度に於きましては、既定計畫に依れば道路改修助成費、高等諸學校創設擴張費の如きものは、公債支辨に屬するものでありまするが、之を普通財源の支辨に移すこと、致しまして、各種の事業に要する公債並臨時軍事費の財源に充つべき公債を合しまして、其發行額を一億五千九百四十萬圓に止むる計畫を致しました。

税制の整理に付きましては、當面の急務と致しまして所得税法、營業税法及印紙税法に改正を加へまして、石油消費税及賣藥營業税は之を廢止致しまして賣藥營業者に對しては一般の營業税を課することに改めまする計畫であります。此等の税法の改廢に依りまして、大正十二年度に於ては營業税法の改正に依りまして、國庫の收入の減ずる高が千九百八十餘萬圓、印紙税法の改正並石油消費税賣藥營業税の廢止に依りまして收入の減少する高が百五十餘萬圓、所得税法の改正に依りまして收入の増加する高が六千八百餘萬圓、以上を差引致しまして千四百四十餘萬圓の減收を見る計算であります。以上大正十二年度の歲計豫算に關する大體を説明致しました次に我が經濟界は大正九年の春に於ける反動の後を承けまして今尙ほ不況不安の情勢を脱しない状態に在りますることは、寔に遺憾とする所であります。是れ蓋し世界經濟の大勢が尙ほ未だ安定せざると云ふことも其一原因でございまして。併ながら一面に於ては我が國民の精神が尙ほ緊張を缺いて居りまして、事業界の整理も未だ十分徹底するに至りませぬ。物價も依然として海外市場の比較を取りますれば、割高であると云ふこともありまするし、是等が原因を成して居るものと信するのであります。故に政府は此等の事情に鑑みまして、常に事業家並金融業者の覺醒を促しまして、事業の整理に努めしめつゝありまするのであります。又物價の調節に付きましては深

く考慮を拂ひまして、種々の必要なる施設を實行致します次第であります。而も國民が其精神を緊張致しまして好景氣時代の氣分を一掃致しまして、消費を節約し、勤儉力行することが極めて必要であると信じまして、屢々それを宣明致しました。政府が緊縮方針に依りまして其財政の整理を實行致しましたと云ふことも、今一つの理由は又此趣意に外ならぬのであります。幸に致しまして最近に至りまして、一般に消費節約の必要を見るの機運に向つて参りました。又事業界の整理も尙ほ不十分ではありまするが、稍々其緒に就くことに相成りました。尙ほ物價に付きまして其程度が未だ満足する事が出来ませぬけれども、兎に角最近に於ては多少の低落の傾向を示して参りました。又外國貿易も漸次恢復の兆を現して参りました。即ち昨年中に於ける外國貿易額は、輸出が十六億三千七百餘萬圓、輸入が十八億九千餘萬圓、合計致しまして三十五億二千七百餘萬圓に上つて居りまして、之を前年に於ける貿易額と比較致しますれば、輸出に於て三億八千四百萬圓を増加致して居ります。輸入に於きまして二億七千六百餘萬圓を増加致して居ります。合計致して六億六千餘萬圓の増加を示して居るのであります。輸入超過の額は二億五千二百餘萬圓に止まつて居るのであります。此輸入超過の額を前年度の輸入超過額に比較致しますれば、一億八百餘萬圓を減少致したやうな有様でありまして、漸次外國貿易の恢復の兆を認め得るのであります。併ながら我經濟界が直に恢復の實を挙げまする爲には、政府に於きまして其後種々の適切なる

施設を講じますることは勿論でありまするが、此際國民が一層其精神を緊張致しまして、眞摯堅實以て事に處し此局面を展開することに努力致しますることは、最も緊要であると考へる次第であります。

次に昨年末に於ける銀行預金取付の事に付きまして一言致したいと考へます、當初關西地方に於ける一二の銀行が預金取付に會ひました所、時恰も年末の金融緊縮の時期に當つて居りまして、自然他の方面にも波及致しましたと云ふことは甚だ遺憾とする所であります。政府は預金者の救護並に財界の安定に付きまして出来得る限りの方策を執りました。幸に左程深甚なる程度に達しませぬで、略々安定を見るに至りました。併ながら此等の事情に鑑みましても、銀行の資力を充實せしめて、其基礎を鞏固ならしむることの必要であると云ふことは論を俟たない所でありまして、之が爲には銀行の合同の如きは最も適切なる手段であると信するのであります。從來銀行の合同といふことに付きましては政府は其獎勵に力を盡して來て居りましたが、其後一段其促進を期せんと考へて居ります次第であります。又銀行に對しましては其後出来得る限り検査監督を周密に致しまして其經營をして堅實ならしめんことを期して居ります次第であります。終りに臨みまして私は大正十二年度の歳計豫算に付きまして諸君が十分に御審議の上協賛を與へられんことを切に希望致します。

▲財政計畫大要

第四十六議會に提出せられたる大正十二年度總豫算案は、歳出經常部九億八千七百二十餘萬圓、臨時部三億五千八百八十餘萬圓、合計十三億四千七百餘萬圓にして、前年度に比して一億三千六百萬圓の減少を示した。此豫算の編成に當り政府は華盛頓會議に於ける海軍々備制限條約の趣旨に基きて海軍々備の制限を行ひ、之と同時に陸軍々備を整理して以て財政上の負擔を緩和し、更に一般行政費に節約を加へ、事業の繰延を行ふて以て整理緊縮の實を擧ぐるに努めたのである。

併し政府は、整理緊縮の中にも時勢の要求に應じ國運の進展を阻害せざらんことを期したので、新規計畫の見るべきもの亦尠なしとしない。先づ國債の市價を維持昂進せしむるがため四千二百萬圓の減債基金を復活せしめたるを始めとし、教育、交通、産業、治水等の政策に關しても積極的施設の迹が認められ、政友會多年の主張と一致する所があつた。

即ち普通教育を改善し並に地方費の負擔を軽減するために、義務教育費國庫負擔金に三千萬圓を増加したる外、高等諸學校擴張整備費四十萬圓、大學及學校圖書館支出金増加三百六十餘萬圓を計上して、多年の懸案たる所謂大學昇格案を解決すると共に、高等教育機關の擴

張を圖り、其他東京、京都、東北各大學臨時支出費四十萬圓、中等教員養成費二十七萬九千餘圓、盲啞教育獎勵費十一萬圓、體育研究費八萬圓を計上した。

交通治水等に關しては、鐵道に於て二十八の新線施設費を計上せるを始めとし、議會多年の希望であつた第二期治水計畫として一千四百八十八萬圓を追加計上し、港灣の如きも小松島修築費總額三百二十萬圓内中本年度の支出二十萬圓、今治港修築費總額三百萬圓の内本年度分二十萬圓、鹿兒島港修築費總額三百萬圓の内二十萬圓を夫々計上し、又通信機關の擴張改良を計るがため、電話事業擴張費として七十二萬圓、電信の改良維持費として三十五萬圓無線電信施設費九百萬圓の内十二年度分として百萬圓を支出した。

産業方面の施設としては低利資金五千萬圓を支出し、先づ六大都市に中心市場を設置し、物價調節の基本機關たらしめんとする中央市場監督に關する經費二百四十萬圓（内十二年度支出四萬餘圓）を始め、北海道の拓殖費の増加に百三十萬圓、生糸検査所事業擴張費總額三百八十萬圓の内百八十萬圓、製鐵所珪素鋼板製造設備費百二十萬圓の内四十萬圓、水産物冷蔵庫設備獎勵費總額二百萬圓の内五十三萬圓を計上し、尙其他冷蔵獎勵費、綿業試驗所事業

擴張費、工業試験所電氣化學工業試験に關する費用、農會補助の増額、漁港の修築等に關し適當なる支出を計上した。

如上教育交通治水産業等の施設獎勵と共に、時勢の推移に應じて恩給法を改正し、總豫算に於て三百六十八萬圓、追加豫算に於て四百萬圓合計七百六十八萬圓を計上し、又社會的施設の急に應ずるが爲めに社會局を新設し、其經費三十七萬餘圓を要求した。尙其他部落改善に關する經費二十八萬圓、移植民保護に要する經費四十萬圓、健康保險法實施準備に要する經費三十七萬圓を計上した。特に注目すべきは政府が政友會主唱提出の漢學振興に關する數次の建議を容れて、大東文化協會に對する補助費十ヶ年繼續百七十五萬圓を追加計上した事である。

斯く十二年度に於る政府の豫算案は、整理緊縮の間時勢の要求に伴ふ積極的新施設を藏し殊に教育鐵道治水等の計畫に於ては大體に於て政友會の政綱主張と合致して居る。唯だ其の整理たるや一時應急的であつて、税制の體系行政の組織等に亘る根本的大整理ではなかつたけれども、政府に於ては政友會の主張を容れ、更に大に整理を行ふの誠意あるを看取したの

で、政友會は政府をして其實績を大正十三年度豫算案に實現せしめんことを期し、羅馬法王使節節遣費十一萬四千餘圓を削除せるのみにて本豫算案を成立せしめたのである。

羅馬法王使節節遣の件に就ては、政府は列強多く使節を法王廳に派遣するのみならず、歐洲外交上の機微が多く羅馬に於て決するものあるを原因とし、使節派遣の必要を力説すと雖も、我國の狀況は多く舊教徒を有する歐洲諸國と同一に律すべからざるものがある。加之既に我國と通商關係を有する諸國、丁抹、葡萄牙等の締盟國にさへ未だ使節を派遣せざるに何等處理すべき外交事務をも有せざる羅馬法王廳に急遽使節を派遣するの必要なかるべしとして、其の經費を削除したのである。

本豫算案に對し、憲政、革新兩派は行政整理の實績不十分なりとし、更に大削減を加ふべしと主張した。殊に第四十五議會に於て各派一致し、國防力を減損せずして手取り四千萬圓の削減を行はんことを陸軍當局に建議したるに、十二年度に於る陸軍の整理額は二千八百萬圓に過ぎないので、此點は兩派の大に非難する所であつたが、當局は軍備縮小を以て繼續的事業とし平均的には四千萬圓宛の縮小を實現したるを以て、建議の趣旨に副ひたるものなり

と主張した。而して國防力を減損せずしてと云ふ條件付建議としては十二年度に於ても遺憾乍ら當局の主張を認めねばならなかつた。蓋し當局の主張に依れば陸軍經費の節約をなすには各種の設備を中止するか、又は兵員の減少に依るの外はない。各種の設備は國防上必要缺く可らざるの施設なるを以て勢ひ兵員を減少するの外ない。然るに兵員を減少して而も國防力を減損せざらんと欲せば、新式兵器の補充に依て之を補ふの外はない。是に於て所期の整理節約を見ることが出来なかつたので、漸を追ひ四圍の事情と相俟ちて窮極の目的に到達すべく、政友會としては大體陸軍當局の主張を認容した所以である。

▲退職特別賜金

陸海軍の軍縮其他行政整理に際し、軍人軍屬文官及び解雇せらるる職工等の總數は約六萬二千の多きに上る。政府はこれに對し退職特別現金給與の計を立て其總額を約六千四百萬圓と積算し、大部分は公債を以て之を支給せんとし、額面五千二百萬圓を限り公債を發行するの法律案を提出し、殘餘は現金を以て之を支給せんとし追加豫算を以て要求した。之に對し憲政會並に革新俱樂部より削除説が提出せられた。理由は此特別賜金が西伯利の戦死者に對するよりも多額なるが故に不權衡なりといふ事、並に特別賜金に關

しては臨時議會を開催して協賛を求むるか、憲法第七十條の處分に依るべかりしを、政府が勅令を發して直に其一部を實行し、追加豫算を提出して其殘餘を要求するは議會の協賛權を無視したるものなりと云ふにあつたが、此説は成立せず總て原案通り可決した。

▲税法の改正 政府より二三税法の改正案を提出した。一般税制の整理は一朝一夕の能くする所でないから、或種の税法中課税標準と徵税方法とに關して特に議論多き部分のみを改正したのである。

所得税法の改正

從來の所得税法に依れば個人に對する課税と會社に對する課税とは異なつて居る、隨て保全會社を組織して配當金を留保し依て以て課税を免るゝの遁脱手段を講ずるもの漸次多きを加ふるに至つた、故に租税の公正を期するために保全會社の留保金額に對し、適當に課税し得る様改正を加へたのである。政友會は政府案に對し三個の修正をなし、その修正案が議會を通過した。修正の箇所は(一)所得税決定後三箇年間は調査の上追徴することを得るといふ規定が納税者に久しき不安を與ふるものなりとの理由の下に之を一年に短縮した。即ち一箇年の溯及を認むるに止めた(二)罰則に於て遁脱したるものゝ外に更に遁脱せんとしたるものをも處罰するの規定ありしを從來の法律通りに修正した(三)更に七十三條に於て所得と資本金額との鈞合を考慮す

ることゝし以て非常識に陥らざるやう修正を加へた。

營業税法の改正。營業税法は各税法中課税標準につきても徴收手續につきても最も論議多き税目である。故に差當り負擔能力に比例せざる課税標準について應急的改正を加へた。即ち二三の營業を除くの外、建物賃賃價格を以て課税標準となすの規定を削除した。之と共に各種の營業に亘つて税率を低下し、更に營業利益の皆無なる場合に營業税を免除することゝした。此改正により輕減さるゝ所の金額は約一千九百萬圓である。本税の斯く輕減せらるゝ結果として附加税も當然約一千五百萬圓の減少を來すことゝなる。自然に放任して之を徴收せざることゝすれば地方財政にそれ丈の缺陷を生ずべく、其缺陷を埋め合すべく、營業税附加税の税率を引上ぐる事にした。即ち明治四十一年法律第三十七號を改正し、第二條中百分の二十九とあるを百分の四十一に、百分の四十七とあるを百分の六十一に改めた。此の税率改正の結果補填し得らるべき税額は千二百三十萬圓であつて、千五百萬圓の缺陷全部を收むる能はざるも、殘餘の二百七十萬圓は之を地方費節約に俟つことゝした。

其他の税法改正。賣藥税は一方劑毎に定價を總計して課税し來りしを以て、製造額同一なるも包數の多少によりて税額に差異を生じ、爲に負擔の公平を缺いた。其上製造總額十萬圓を超過する場合に其税率を増加せざるは該法の缺點たりしを以て此の際賣藥營業税を廢止し、一般營業税を課税することゝした。次に印紙税法は明治

三十二年に制定されたる儘にて、經濟關係の進歩せる今日の狀勢より見れば甚だ不適當の規定多きが故に、各種の證書に對する税率を引下げ若くは課税標準を引下ぐる等負擔輕減の方法を講じた。次に石油消費税は下層階級の人々山間僻地の住民にのみ課税するの嫌あるのみならず、國庫より見るも強て小額の收入を維持するの必要を認めざるが故に之を廢止することにした。

▲日支郵便條約問題

今期議會に於ける論戰の中心となり、政界の暗礁なるが如く傳へられたものは日支郵便條約問題であつた。抑も華府會議の結果列國は、大正十一年十二月末を限り支那に於ける郵便局撤廢の取極をなしたるを以て、我國も滿洲に於ける郵便局を除き其他の在支那郵便局を撤廢することゝなり、支那と協商を重ね、同年十二月八日、日支郵便條約を締結し、同日調印を了したのである。

當時支那の政情は風雲去來して政變相繼ぎ、内閣の運命且に夕を計られず、一月を出でざるに内閣の更迭するもの三回、日支郵便條約既に成立すと雖も、斯くの如き政情を以てしては何時確定を見るやも測り難きを以て、我政府直に之が調印を行ひ同月二十五日樞密院の諮詢に供したのである。